令和４年　新刊・改訂

診療報酬点数表

関連図書のご案内

令和４年改訂 診療報酬関連図書
最新の情報にアップデートして，充実のラインアップでお届けします

社会保険研究所

令和4年4月　診療報酬改定 ご案内図書一覧

※　図書の表紙・内容見本はデザイン等を変更する場合があります。

1　令和4年改定 改正点の解説

診療報酬点数表
改正点の解説（医科・調剤）
B５判・約1,500頁
定価　本体4,700円+税(税込5,170円)
3月発刊予定　4

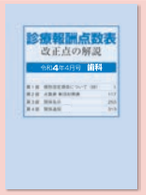

診療報酬点数表
改正点の解説（歯科）
B５判・約700頁
定価　本体2,300円+税(税込2,530円)
3月発刊予定　6

診断群分類点数表
DPC 改正点の解説
A４判・約650頁
定価　本体5,600円+税(税込6,160円)
3月末発刊予定　7

2　令和4年改定 速報図書

医科診療報酬点数表
B５判・本文２色・約950頁
定価　本体2,700円+税(税込2,970円)
3月末発刊予定　8

歯科診療報酬点数表
B５判・約280頁
定価　本体2,000円+税(税込2,200円)
4月発刊予定　10

薬価基準点数早見表
A５判・約1,100頁
定価　本体3,600円+税(税込3,960円)
3月発刊予定　11

3　点数表の解釈／DPC

医科点数表の解釈
A４判・２色・約1,950頁
定価　本体5,900円+税(税込6,490円)
6月発刊予定　12

歯科点数表の解釈
A４判・約960頁
定価　本体4,700円+税(税込5,170円)
6月発刊予定　16

調剤報酬点数表の解釈
A４判・約960頁
定価　本体3,900円+税(税込4,290円)
6月発刊予定　17

DPC 電子点数表
診断群分類点数表のてびき
A４判・約1,000頁
定価　本体6,700円+税(税込7,370円)
6月発刊予定　18

4　施設基準

施設基準等の事務手引
B５判・約1,600頁
定価　本体5,400円+税(税込5,940円)
6月発刊予定　20

看護関連施設基準・
食事療養等の実際
B５判・約1,200頁
定価　本体4,500円+税(税込4,950円)
10月発刊予定　22

5　検査／薬価／医薬品／特定保険医療材料

検査と適応疾患
A５判・２色・約520頁
定価　本体3,000円+税(税込3,300円)
4月発刊予定　24

薬効・薬価リスト
B５判・２色・約1,100頁
定価　本体6,500円+税(税込7,150円)
4月発刊予定　26

投薬禁忌リスト
B５判・２色・約620頁
定価　本体4,200円+税(税込4,620円)
4月発刊予定　27

保険薬事典 Plus^{+}
A５判・２色・約1,100頁
定価　本体4,600円+税(税込5,060円)
3月発刊予定　28

ジェネリック医薬品リスト
A５判・２色・約640頁
定価　本体3,400円+税(税込3,740円)
8月発刊予定　29

特材算定ハンドブック
A５判・４色・約430頁
定価　本体5,000円+税(税込5,500円)
4月発刊予定　30

6　レセプト・カルテ関連

診療報酬とカルテ記載
B５判・２色・約370頁
定価　本体3,900円+税(税込4,290円)
10月発刊予定　31

新明細書の記載要領
B５判・２色・約500頁
定価　本体2,900円+税(税込3,190円)
5月発刊予定　32

保険者、公費負担者 番号･記号表
B５判・約580頁
定価　本体8,000円+税(税込8,800円)
5月発刊予定　34

7　制度関連図書

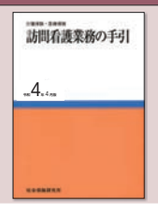

訪問看護業務の手引
B５判・約830頁
定価　本体3,800円+税(税込4,180円)
6月発刊予定　35

医療・介護 給付調整ガイド
B５判・約250頁
定価　本体3,000円+税(税込3,300円)
10月発刊予定　36

療養費の支給基準
B５判・約500頁
定価　本体2,800円+税(税込3,080円)
7月発刊予定　38

8　学習書（医療事務）

DPC の基礎知識
B５判・２色・約150頁
定価　本体1,500円+税(税込1,650円)
6月発刊予定　39

レセプト作成テキストブック
B５判・約500頁
定価　本体3,500円+税(税込3,850円)
4月発刊予定　40

保険診療
基本法令テキストブック
B５判・約270頁
定価　本体2,200円+税(税込2,420円)
4月発刊予定　41

事例で学ぶ
歯科レセプト 作成と点検
B５判・２色・約400頁
定価　本体4,000円+税(税込4,400円)
6月発刊予定　42

9　社会保険制度

社会保険のてびき
A５判・約550頁
定価　本体2,200円+税(税込2,420円)
4月発刊予定　43

社会保険の事務手続（総合版）
A４判・２色・約140頁
定価　本体1,200円+税(税込1,320円)
4月発刊予定　43

障害年金と診断書
B５判・３色・約230頁
定価　本体2,000円+税(税込2,200円)
7月発刊予定　43

10　診療報酬関連図書（既刊）

医療情報システム入門 2020
B５判・296頁
定価　本体3,000円+税(税込3,300円)
44

薬局スタッフのための
改正薬機法ガイド
B５判・一部２色・448頁
定価　本体3,000円+税(税込3,300円)
45

かかりつけ医のための
認知症マニュアル
B５判・136頁
定価　本体1,000円+税(税込1,100円)
46

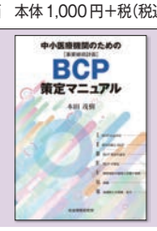

中小医療機関のための
BCP 策定マニュアル
B５判・２色・160頁
定価　本体2,200円+税(税込2,420円)
46

関連図書（既刊）　47
データベース商品　48
介護報酬・障害報酬関連図書　49
令和４年発刊予定一覧　50

図書の最新情報は，オンラインブックストアで確認できます（裏表紙参照）。各ページに QR コードを表示してありますので，どうぞご利用ください。

診療報酬点数表

改正点の解説（医科・調剤）

令和４年４月版　**３月発刊予定**

定価　**本体 4,700 円＋税（税込 5,170 円）**　B5判 約1,500頁

ISBN978-4-7894-1056-4 C3047 ¥4700E

商品 No.100118

診療報酬点数表改正時に最も早く出る解説書
新旧点数の対照表，改正関係告示・通知等を網羅

- 各種団体の説明会においても使用される，**診療報酬改定に対応した速報版**です。
- 医療機関にとっては，**新しい診療報酬点数表の内容をいち早く把握**することによって4月1日の実施に向けた対応を始めるための必携の書となっています。
- 保険者，審査機関，教育機関においても広く利用されています。

本書の構成（予定）

第１部	**改定の概要**	今回改定のポイントを掲載
第２部	**点数表　新旧対照表**	Ⅰ. 医科診療報酬点数表 　基本診療料／特掲診療料／介護老人保健施設入所者に係る診療料／経過措置 Ⅱ. 調剤報酬点数表 Ⅲ. 指定訪問看護の費用の額の算定方法 Ⅳ. 療養担当規則等
第３部	**関係告示**	厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正 基本診療料の施設基準等 特掲診療料の施設基準等 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等 等
第４部	**関係通知**	令和4年度診療報酬改定について 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて 訪問看護療養費関係　各種通知等

本書は，中央社会保険医療協議会資料および厚生労働省からの関係資料にもとづいて作成いたします。

点数表を新旧対照式で掲載

第２章　特掲診療料　第３部　検査（改正部分）

項目	改正後	改正前
通則	1～3　（略） 4　第1節又は第3節に掲げられていない検査であって特殊なものの費用は、第1節又は第3節に掲げられている検査のうちで最も近似する検査の各区分の所定点数により算定する。 5・6　（略）	1～3　（略） ←　検査料 5・6　（略）
第１節　検体検査料	**第１節　検体検査料** 通則　（略）	**第１節　検体検査料** 通則　（略）
第１款　検体検査実施料	**第１款　検体検査実施料** 通則 1～3　（略） 区分	**第１款　検体検査実施料** 通則 1～3　（略） 区分
（尿・糞便等検査）	**（尿・糞便等検査）** D000　（略） **D001　尿中特殊物質定性定量検査** 1　尿蛋白　7点 2　ＶＭＡ定性（尿）、Bence Jones蛋白定性（尿）、尿グルコース　9点 3　ウロビリノゲン（尿）、先天性代謝異常症スクリーニングテスト（尿）、尿浸透圧　16点 4　ポルフィリン症スクリーニングテスト（尿）　17点 5　Ｎ-アセチルグルコサミニダーゼ（ＮＡＧ）（尿）　41点 6　アルブミン定性（尿）　49点 7　黄体形成ホルモン（ＬＨ）定性（尿）、フィブリン・フィブリノゲン分解産物（ＦＤＰ）（尿）　72点 8　アルブミン定量（尿）　102点 9　トランスフェリン（尿）　104点 10　ウロポルフィリン（尿）　105点 11　δアミノレブリン酸（δ-ＡＬＡ）（尿）　109点 12　ポリアミン（尿）　115点 13　ミオイノシトール（尿）　120点 14　コプロポルフィリン（尿）　135点 15　総ヨウ素（尿）　186点 16　Ⅳ型コラーゲン（尿）　189点 17　ポルフォビリノゲン（尿）　191点 （削る） 18　シュウ酸（尿）　200点 19　Ｌ型脂肪酸結合蛋白（Ｌ-ＦＡＢＰ）（尿）、好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン（ＮＧＡＬ）（尿）　210点 20　尿の蛋白免疫学的検査　区分番号Ｄ015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数 21　その他　検査の種類の別により区分番号Ｄ007に掲げる血液化学検査、区分番号Ｄ008に掲げる内分泌学的検査、区分番号Ｄ009に掲げる腫瘍マーカー又は区分番号Ｄ010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注について同様に準用するものとする。	**（尿・糞便等検査）** D000　（略） **D001　尿中特殊物質定性定量検査** 1　尿蛋白　7点 2　ＶＭＡ定性（尿）、Bence Jones蛋白定性（尿）、尿グルコース　9点 3　ウロビリノゲン（尿）、先天性代謝異常症スクリーニングテスト（尿）、尿浸透圧　16点 4　ポルフィリン症スクリーニングテスト（尿）　17点 5　Ｎ-アセチルグルコサミニダーゼ（ＮＡＧ）（尿）　41点 6　アルブミン定性（尿）　49点 7　黄体形成ホルモン（ＬＨ）定性（尿）、フィブリン・フィブリノゲン分解産物（ＦＤＰ）（尿）　72点 8　アルブミン定量（尿）　105点 9　トランスフェリン（尿）　107点 10　ウロポルフィリン（尿）　108点 11　δアミノレブリン酸（δ-ＡＬＡ）（尿）　112点 12　ポリアミン（尿）　115点 13　ミオイノシトール（尿）　120点 14　コプロポルフィリン（尿）　130点 （新設） 15　ポルフォビリノゲン（尿）、総ヨウ素（尿）　191点 16　Ⅳ型コラーゲン（尿）　194点 17　シュウ酸（尿）　200点 18　Ｌ型脂肪酸結合蛋白（Ｌ-ＦＡＢＰ）（尿）、好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン（ＮＧＡＬ）（尿）　210点 19　尿の蛋白免疫学的検査　区分番号Ｄ015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数 20　その他　検査の種類の別により区分番号Ｄ007に掲げる血液化学検査又は区分番号Ｄ008に掲げる内分泌学的検査、区分番号Ｄ009に掲げる

項目	改正後	改正前
【点数の見直し】	腫瘍マーカー又は区分番号Ｄ010に掲げる特殊分析の例により算定した点数 注　区分番号Ｄ007に掲げる血液化学検査、区分番号Ｄ008に掲げる内分泌学的検査、区分番号Ｄ009に掲げる腫瘍マーカー又は区分番号Ｄ010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。 **D002～Ｄ003**　（略） **D004　穿刺液・採取液検査** 1　ヒューナー検査　20点 2　胃液又は十二指腸液一般検査　55点 3　髄液一般検査　62点 4　精液一般検査　70点 5　頭管粘液一般検査　75点 6　顆粒球エラスターゼ定性（子宮頸管粘液）、ＩｇＥ定性（尿液）　100点 7　顆粒球エラスターゼ（子宮頸管粘液）　122点 8　マイクロバブルテスト　200点 9　ＩｇＧインデックス　414点 10　オリゴクローナルバンド　522点 11　ミエリン塩基性蛋白（ＭＢＰ）（髄液）　577点 12　タウ蛋白（髄液）　622点 13　リン酸化タウ蛋白（髄液）　641点 14　髄液蛋白免疫学的検査　区分番号Ｄ015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数 15　髄液塗抹染色標本検査　区分番号Ｄ017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の顕微鏡観検査の例により算定した点数 16　その他　検査の種類の別により区分番号Ｄ007に掲げる血液化学検査、区分番号Ｄ008に掲げる内分泌学的検査、区分番号Ｄ009に掲げる腫瘍マーカー又は区分番号Ｄ010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注について同様に準用するものとする。	腫瘍マーカー若しくは区分番号Ｄ010に掲げる特殊分析の例により算定した点数 ←　又は ←　若しくは **D002～Ｄ003**　（略） **D004　穿刺液・採取液検査** 1　ヒューナー検査　20点 2　胃液又は十二指腸液一般検査　55点 3　髄液一般検査　62点 4　精液一般検査　70点 5　頭管粘液一般検査　75点 6　顆粒球エラスターゼ定性（子宮頸管粘液）、ＩｇＥ定性（尿液）　100点 7　顆粒球エラスターゼ（子宮頸管粘液）　125点 8　マイクロバブルテスト　200点 9　ＩｇＧインデックス　426点 10　オリゴクローナルバンド　538点 11　ミエリン塩基性蛋白（ＭＢＰ）（髄液）　593点 （新設） 12　リン酸化タウ蛋白（髄液）、タウ蛋白（髄液）　641点 13　髄液蛋白免疫学的検査　区分番号Ｄ015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数 14　髄液塗抹染色標本検査　区分番号Ｄ017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の顕微鏡観検査の例により算定した点数 15　その他　検査の種類の別により区分番号Ｄ007に掲げる血液化学検査又は区分番号Ｄ008に掲げる内分泌学的検査、区分番号Ｄ009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号Ｄ010に掲げる特殊分析の例により算定した点数
【項目の見直し】	**D004-2　悪性腫瘍組織検査** 1　悪性腫瘍遺伝子検査 イ　処理が容易なもの (1)　医薬品の適応判定の補助等に用いるもの　2,500点 (2)　その他のもの　2,100点 ロ　処理が複雑なもの　5,000点 （削る） （削る） （削る） （削る）	←　又は ←　若しくは **D004-2　悪性腫瘍組織検査** 1　悪性腫瘍遺伝子検査 イ　ＥＧＦＲ遺伝子検査（リアルタイムＰＣＲ法）　2,500点 （新設） ロ　ＥＧＦＲ遺伝子検査（リアルタイムＰＣＲ法以外）　2,100点 ハ　Ｋ-ras遺伝子検査　2,100点 ニ　ＥＷＳ-Ｆli1遺伝子検査　2,100点 ホ　ＴＬＳ-ＣＨＯＰ遺伝子検査　2,100点 ヘ　ＳＹＴ-ＳＳＸ遺伝子検査　2,100点

通知は改正箇所がわかりやすい見え消し方式で掲載予定（厚生労働省資料による）

診療報酬点数表

改正点の解説（歯科）

令和４年４月版	３月発刊予定

定価　本体 2,300 円＋税（税込 2,530 円）　B5判 約700頁

ISBN978-4-7894-1065-6 C3047 ¥2300E

商品 No.100146

診療報酬点数表改正時に最も早く出る，歯科では唯一の市販解説書
新旧点数の対照表，改正関係告示・通知等を網羅

●歯科医師会等の説明会においても使用される，**診療報酬改定に対応した速報版**です。

●医療機関にとっては，**新しい診療報酬点数表の内容をいち早く把握**することによって4月1日の実施に向けた対応を始めるための必携の書となっています。保険者，審査機関，教育機関においても広く利用されています。

本書の構成（予定）		
第１部	個別改定項目について	主要歯科項目（抜粋）
第２部	点数表　新旧対照表	Ⅰ．歯科診療報酬点数表 基本診療料／特掲診療料／経過措置 Ⅱ．療養担当規則　等
第３部	関係告示	厚生労働大臣が定める掲示事項等／基本診療料の施設基準等（抄）／特掲診療料の施設基準等（抄）　等
第４部	関係通知	令和４年度診療報酬改定について／診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（抄）／基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（抄）／特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（抄）／特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について　等

本書は，中央社会保険医療協議会資料および厚生労働省からの関係資料にもとづいて作成いたします。

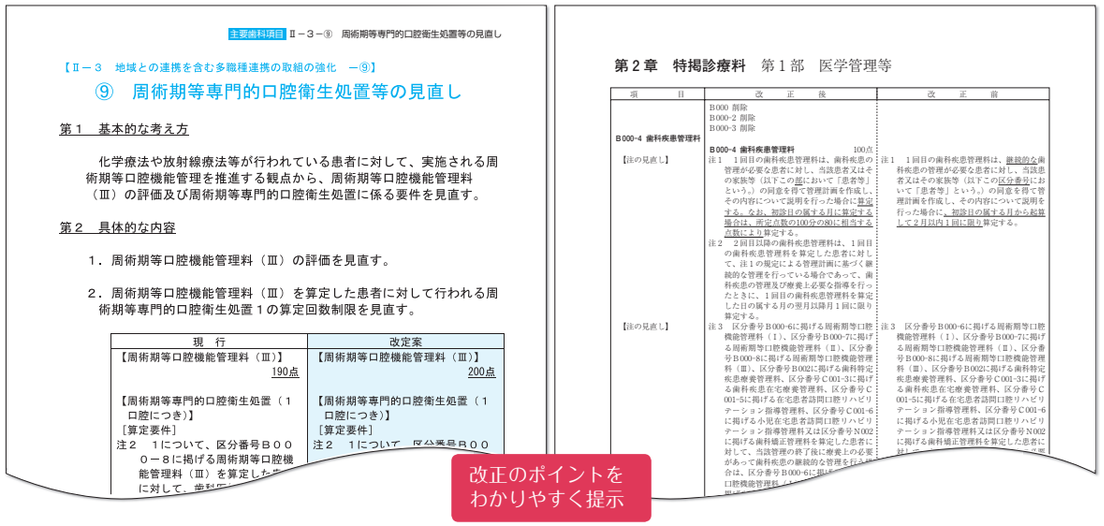
主要歯科項目 Ⅱ－３－⑨　周術期等専門的口腔衛生処置等の見直し

【Ⅱ－３　地域との連携を含む多職種連携の取組の強化　－⑨】

⑨　周術期等専門的口腔衛生処置等の見直し

第１　基本的な考え方

化学療法や放射線療法等が行われている患者に対して、実施される周術期等口腔機能管理を推進する観点から、周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）の評価及び周術期等専門的口腔衛生処置に係る要件を見直す。

第２　具体的な内容

１．周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）の評価を見直す。

２．周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）を算定した患者に対して行われる周術期等専門的口腔衛生処置１の算定回数制限を見直す。

現　行	改定案
【周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）】 190点 【周術期等専門的口腔衛生処置（１口腔につき）】 ［算定要件］ 注２　１について、区分番号Ｂ００００－８に掲げる周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）を算定した[illegible]に対して、当該[illegible]	【周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）】 200点 【周術期等専門的口腔衛生処置（１口腔につき）】 ［算定要件］ 注２　１について、区分番号Ｂ００

第２章　特掲診療料　第１部　医学管理等

項　目	改　正　後	改　正　前
B000-4 歯科疾患管理料	B000 削除 B000-2 削除 B000-3 削除	
【注の見直し】	B000-4 歯科疾患管理料　100点 注１　１回目の歯科疾患管理料は、歯科疾患の管理が必要な患者に対し、当該患者又はその家族等（以下この部において「患者等」という。）の同意を得て管理計画を作成し、その内容について説明を行った場合に算定する。なお、初診日の属する月に算定する場合は、所定点数の100分の280に相当する点数により算定する。	注１　１回目の歯科疾患管理料は、継続的な歯科疾患の管理が必要な患者に対し、当該患者又はその家族等（以下この区分番号において「患者等」という。）の同意を得て管理計画を作成し、その内容について説明を行った場合に、初診日の属する月から起算して２月以内１回に限り算定する。
	注２　２回目以降の歯科疾患管理料は、１回目の歯科疾患管理料を算定した患者に対して、注１の規定による管理計画に基づく継続的な管理を行っている場合であって、歯科疾患の管理及び療養上必要な指導を行ったときに、１回目の歯科疾患管理料を算定した日の属する月の翌月以降月１回に限り算定する。	
【注の見直し】	注３　区分番号Ｂ０００－６に掲げる周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）、区分番号Ｂ０００－７に掲げる周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）、区分番号Ｂ０００－８に掲げる周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）、区分番号Ｂ００２に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号Ｃ００１－３に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号Ｃ００１－５に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、区分番号Ｃ００１－６に掲げる小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は区分番号Ｎ００２に掲げる歯科矯正管理料を算定した患者に対して、当該管理の終了後に療養上の必要があって歯科疾患の継続的な管理を行う場合は、区分番号Ｂ０００－６に掲げる周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）、区分番号Ｂ０００－７に掲げる周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）、区分番号Ｂ０００－８に掲げる周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）、区分番号Ｂ００２に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号Ｃ００１－３に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号Ｃ００１－５に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、区分番号Ｃ００１－６に掲げる小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は区分番号Ｎ００２に掲げる歯科矯正管理料を算定した患者に対して、	注３　区分番号Ｂ０００－６に掲げる周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）、区分番号Ｂ０００－７に掲げる周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）、区分番号Ｂ０００－８に掲げる周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）、区分番号Ｂ００２に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号Ｃ００１－３に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号Ｃ００１－５に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、区分番号Ｃ００１－６に掲げる小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は区分番号Ｎ００２に掲げる歯科矯正管理料を算定した患者に対して、

改正のポイントをわかりやすく提示

診断群分類点数表

DPC 改正点の解説

令和４年４月版	３月末発刊予定

定価　本体 5,600 円＋税（税込 6,160 円）　A4判 約650頁

ISBN978-4-7894-1595-8 C3047 ¥5600E

商品 No.110890

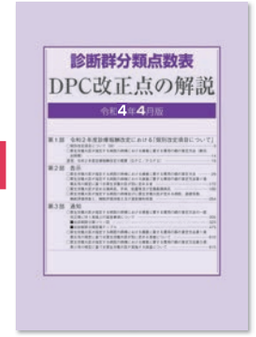

診断群分類点数表改正に関する速報版
改正内容の概要から詳細な内容まで解説し，改正関係告示・通知等も網羅

●各種団体の説明会においても使用される，診断群分類点数表改正に対応した速報版です。

●改正の概要がわかる解説資料や告示，全診断群分類のツリー図と定義テーブルを含めた通知を収録いたします。

本書の構成（予定）		
第１部	個別改定項目について	個別改定項目について（抄）／厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（新旧対照表）
	参考	診療報酬改定の概要（DPC ／ PDPS）
第２部	告示	厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法／厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第１項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者／厚生労働大臣が定める傷病名，手術，処置等及び定義副傷病名／厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院，基礎係数，機能評価係数Ⅰ，機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数
第３部	通知	DPC制度への参加等の手続きについて／厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について／■全診断群分類ツリー図　■全診断群分類定義テーブル

本書は，中央社会保険医療協議会資料および厚生労働省からの関係資料にもとづいて作成いたします。

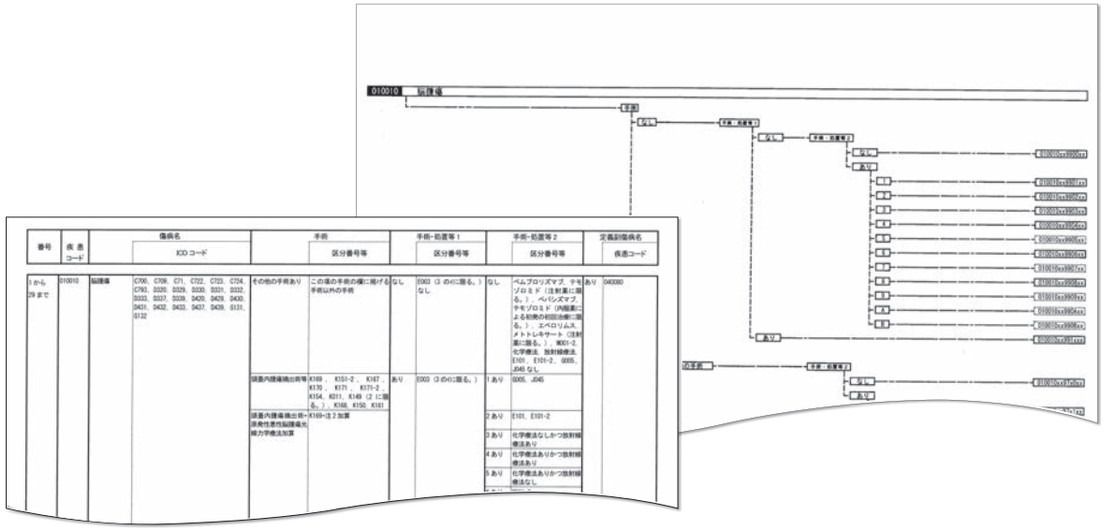
010010 脳腫瘍
手術
処置1
処置2
あり
なし
040080
040081-0200xx0xxxxx
040081-0200xx1xxxxx
040081-0200xx2xxxxx
040081-0200xx3xxxxx
040081-0200xx4xxxxx
040081-0200xx5xxxxx
040081-0200xx6xxxxx
040081-0200xx7xxxxx
040081-0200xx8xxxxx
040081-0200xx9xxxxx
040081-0200xxxxxxxx
040081-0200xxxxxxxx
040081-0200xxxx

医科診療報酬点数表

令和４年４月版	３月末発刊予定

定価　**本体 2,700 円+税 (税込 2,970 円)**　　B5判 本文2色 約950頁

ISBN978-4-7894-1061-8 C3047 ¥2700E

商品 No.100021

本文２色による構成，改定による変更箇所には下線を表示
独自の編集によるフルカラーの早見表や別紙様式も掲載

- **本文２色，変更箇所への下線表示**等の工夫により理解しやすく，**初めて点数表を使う方やまだ点数表を使い慣れていない方**にもおすすめの『医科点数表　実務書』の決定版です。
- 左欄に点数表，右欄には算定上の留意事項等を掲載するといった，長年親しまれてきた伝統的な構成に加えて，前版より**注に規定する加算の名称や，算定単位・回数などの書体を強調**し，さらにわかりやすく工夫しました。
- 巻頭にはオリジナル編集による**フルカラーのわかりやすい早見表**，区分番号レベルまで収載した**詳細目次**，巻末には区分番号・掲載ページを素早く検索できる**50音索引**を掲載しています。

本書の構成（予定）	
早見表	点数表の主要項目を網羅したフルカラーの早見表。点数表以外の関連する内容，調剤報酬の早見表も収載。
医科診療報酬点数表	第１章　基本診療料／第２章　特掲診療料／第３章　介護老人保健施設入所者に係る診療料／第４章　経過措置
別紙様式（点数表中に別紙様式の記述がある部分には掲載頁を示しました）	**食事療養及び生活療養の費用額算定表**
関係告示	療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等／複数手術に係る費用の特例／入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等／特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）
50音索引（点数表の項目から区分番号・頁数の検索が可能）	

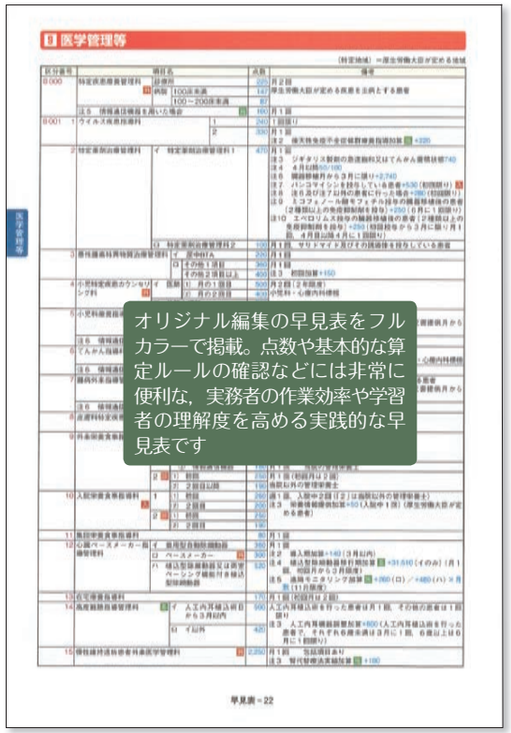

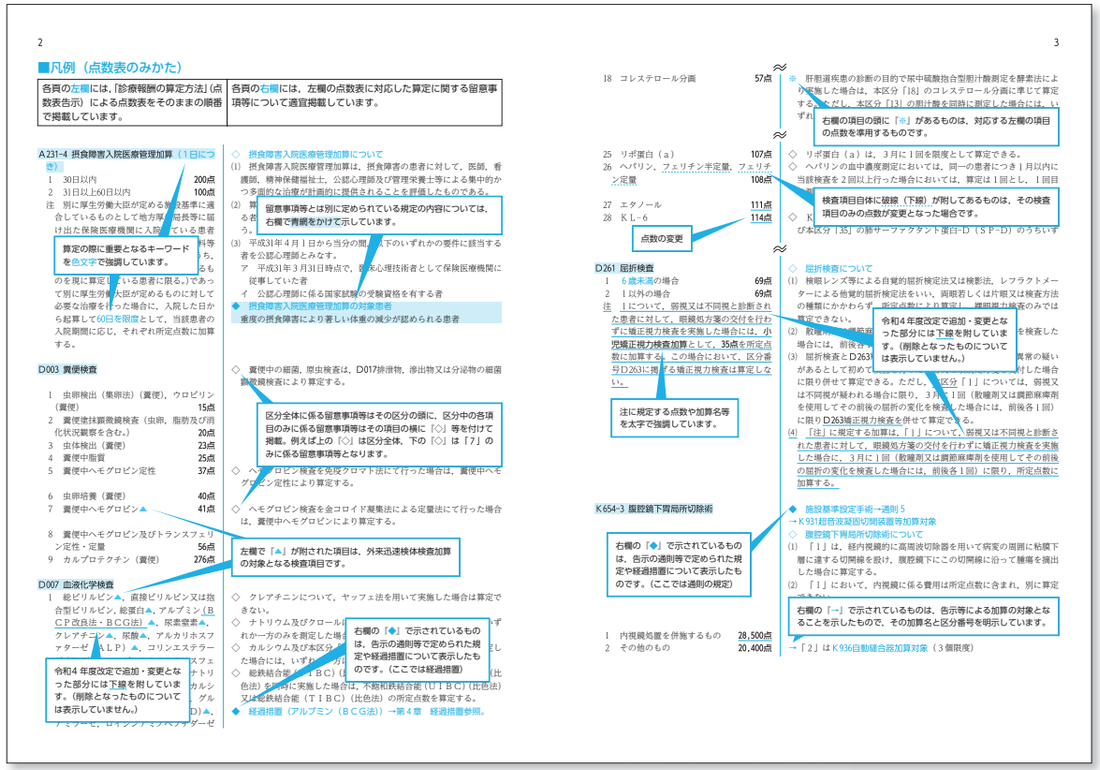

歯科診療報酬点数表

令和４年４月版	４月発刊予定

定価　**本体 2,000 円+税（税込 2,200 円）**　B5判 約280頁

ISBN978-4-7894-1043-4 C3047 ¥2000E

商品 No.100077

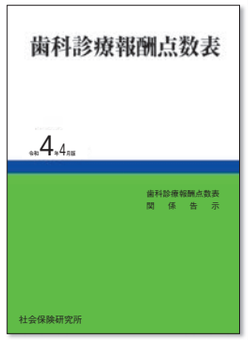

歯科診療報酬に的をしぼって収録したライトな一冊
窓口での算定に必要な情報を網羅した実践的な内容
歯科固有の施設基準について通知も抄録

- 令和４年４月改定に対応した**歯科診療報酬点数表**で，医療機関等においてもっとも早く使用されている点数表です。
- 歯科固有の施設基準については，通知も抄録しています。
- 巻頭に区分番号レベルまで収載した**詳細目次**を掲載して利便性の向上を図るとともに，点数表部分右欄の区分番号，見出しや加算対象の記載等をゴシック体にするなど，メリハリのある表記を目指して編集しています。
- 他にも巻末に点数表の項目から区分番号を検索できる「**50音索引**」を収載しており，初めて算定にかかわる方にもわかりやすく，**入門書**としても最適の一冊です。
- 左欄には点数表および該当する保険医療材料の点数を，右欄には項目ごとに算定上の要点・留意事項を掲載しています。視覚的に捉えやすい構成で，算定に必要な情報はひと目で確認できます。
- 歯科診療報酬算定に必要な事項にしぼって収録しており，コストパフォーマンスにもすぐれています。

本書の構成（予定）		
歯科診療報酬点数表	**第１章　基本診療料** **第２章　特掲診療料**	・「歯科診療報酬点数表」は，左欄に点数表及び保険医療材料の点数を，対応する右欄には算定上の要点・留意事項を掲載し，視覚的に捉えやすい構成が最大の特徴。 ・「処置医療機器等加算対象処置」，「手術医療機器等加算対象手術」，「施設基準設定手術」，「通則加算対象手術」等の情報についても機能的に掲載し，算定の際に便利かつ見落としのないように編集。
関係告示	**掲示事項等告示** **基本診療料関係告示** **特掲診療料関係告示** **材料価格基準関係告示**	上記「点数表」とは別に，算定に必要な関係告示を収載。点数表と併せて参照することにより，必要な情報については網羅。歯科固有の施設基準については，通知を参考として抄録。
※巻末に便利な「50音索引」を収載。 点数表の項目から区分番号が検索できます。		

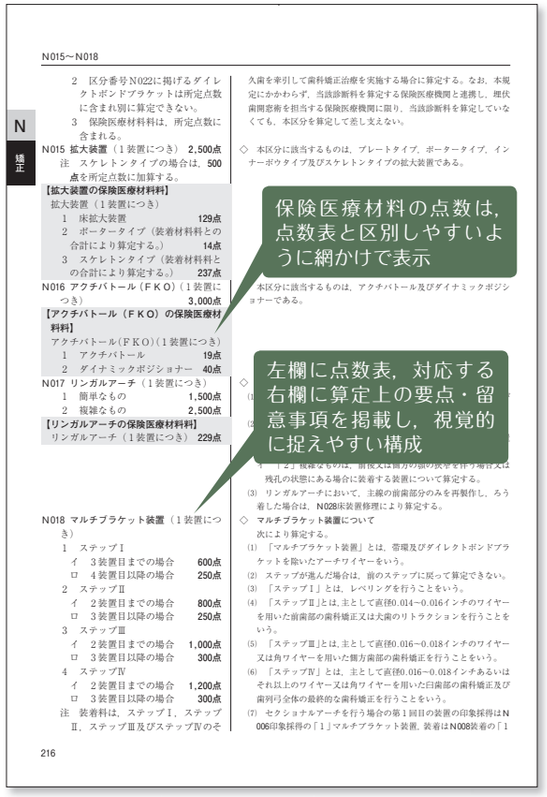

薬価基準点数早見表

令和４年４月版	３月発刊予定

定価　**本体 3,600 円+税（税込 3,960 円）**　A5判 約1,100頁

ISBN978-4-7894-0232-3 C3047 ¥3600E

商品 No.120036

薬価基準収載全医薬品を，50音順に配列し，薬価を表示
見やすくシンプルでひきやすい，実用早見表の決定版！

- 内用薬・注射薬・外用薬・歯科用薬剤の順番に，**商品名・薬価はもちろん，規格単位や製造・販売会社名等を一覧**できます。
- 診療報酬上評価される後発医薬品，使用期限別の経過措置品目の情報もひと目でわかる，**実用早見表の決定版**です。
- 一般名処方が広がる中，配合剤についても一般的名称等を記載します！また，薬剤選択の一助となるよう同種同効品の代表的薬剤の名称も記載しています。
- 付録として薬効分類番号順に一覧できる薬効別分類表や繁用点数早見表も収録した納得の情報量です。薬効別分類表は刷新し，同種同効品の比較がよりしやすくなりました。
- 追補情報を**社会保険研究所ウェブサイト上で迅速・無料で掲載**しています（**薬価追補サービス**）。

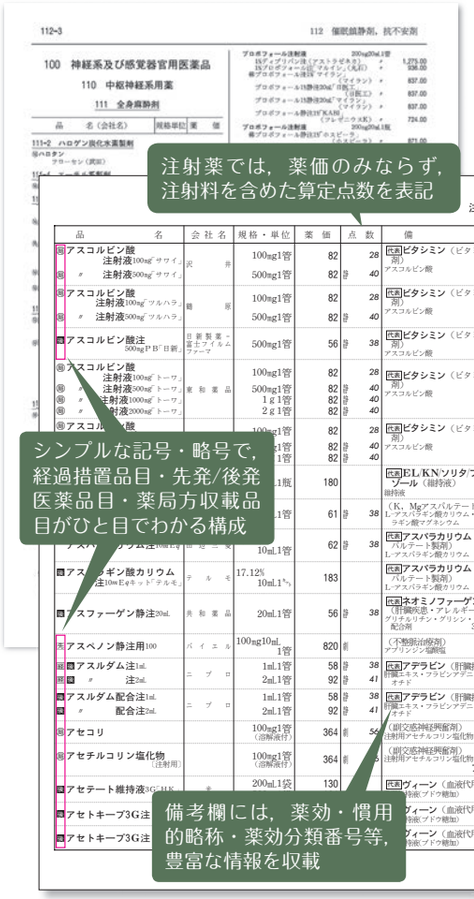

薬価追補サービス

発刊後の追補情報を無料で提供!

- **薬効･薬価リスト**
- **薬価基準点数早見表**
- **保険薬事典Plus+**

- 社会保険研究所ウェブサイトに，上記書籍についての追補情報を掲載いたします（エクセルデータ）。ダウンロードもできます（無料）。
- あらかじめご登録いただきますと，掲載のたびに「お知らせメール」をお送りいたします。
- ご登録は無料です。登録，および登録の解除は随時受け付けます。
- 詳しくは，上記書籍をご覧ください。

追補情報の対象となるのは…
発刊後，官報の薬価基準告示で新たに収載された医薬品です
追補情報の掲載内容は…
新医薬品，報告品目，後発医薬品，経過措置品目等です
掲載項目は…
薬剤区分（内･外･注），商品名，一般名，規格単位，薬価，会社名です
掲載日は…
官報告示後すみやかに掲載します
掲載回数は…
年間20～30件ほどです

医科点数表の解釈

令和４年４月版	６月発刊予定
定価　本体 5,900 円+税（税込 6,490 円）	A4判 2色 約1,950頁

ISBN978-4-7894-1766-2 C3047 ￥5900E

商品 No.110027

絶大なる信頼を得た点数表書籍のスタンダード!
必要な情報を体系的に網羅し，抜群の正確さを誇る決定版
前回版よりA4判にリニューアルすることで利便性がさらに向上

●本書は，類書中群を抜く正確さにより，各審査機関にも長年使用されている医療関係者必携の書となっています。

本書を使用する方の視点に立ち，より理解しやすい配色を目指しています。

●色をつけた部分には相応の意味をもたせ，視覚的に理解できるようになっています。

●同一区分内の左欄と右欄の**青色の網かけ**は対になっており，どこを見ればいいのか一目でわかります。

●**診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項も，対応するレセプト電算処理システム用コードを含め，各診療行為ごとに表示。**
他の規定と区別しやすいように，青字で表示しています。

小さな工夫を積み重ねながら，「使いやすさ」を追求。

●区分番号レベルまで表示した目次や，豊富な50音索引で検索が容易です。

●施設基準（告示・通知）や別紙様式には対応する区分番号を表示し，項目の検索が便利になっています。

●法令編では告示部分と通知部分が容易に区別できるように，別々のフォントを使用しています。

発刊後の内容変更等に対応する「Web追補」やその他の役立つコンテンツが充実！

●「**Web追補**」は，常に最新の情報で実務を行っていただくために，発刊後の本書の内容に変更・訂正等が生じた場合に，原則として月１回，特別サイト「**診療報酬関連情報ナビ**」（すべて無料・15頁参照）にPDF形式で掲載します。

●「**診療報酬関連情報ナビ**」には，本書発刊以後に発出された，診療報酬関連の最新情報（告示・通知等）を公布日（発簡日）順にリストアップしていく「**診療報酬関連情報データベース**」コーナーも設置し，情報をリアルタイムで提供していきます。

本書の構成（予定）

医科点数表編	医科診療報酬点数表	第１章　基本診療料 第１部　初・再診料／第２部　入院料等 第２章　特掲診療料 第１部　医学管理等／第２部　在宅医療／第３部　検査／第４部　画像診断／第５部　投薬／第６部　注射／第７部　リハビリテーション／第８部　精神科専門療法／第９部　処置／第10部　手術（STEM7）／第11部　麻酔／第12部　放射線治療／第13部　病理診断 第３章　介護老人保健施設入所者に係る診療料 第１部　併設保険医療機関の療養に関する事項／第２部　併設保険医療機関以外の保険医療機関の療養に関する事項 第４章　経過措置	「医科診療報酬点数表」は，左欄に告示を，対応する右欄には通知や関連するQ&Aなどを掲載し，視覚的に捉えやすい構成が好評。発簡番号も併記し，請求・審査の際に疑問点が生じても，明解な根拠がわかります。準用項目は点数表自体と区別し左欄に見出しをつけ，各項目ごとに経過措置を再掲するなど見落としのないように工夫。各種計画書や情報提供に係る様式などもすべて収載。診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等に規定のあるものは，区分番号ごとにわかるように表示。
	別紙様式／特定保険医療材料に関する告示・通知／入院時食事療養及び入院時生活療養に関する告示・通知		
診療方針に関する法令編	Ⅰ　療養担当規則関係 Ⅱ　基本診療料関係 Ⅲ　特掲診療料関係 Ⅳ　医療保険と介護保険の給付調整		療養担当規則はもちろん，請求・審査に必要な告示・通知等を体系的に収載。診療報酬の算定にあたって満たさなければならない施設基準や，実費徴収できる範囲など，点数表とは別に定められている重要な決まりごとや関連するQ&Aについて，確認が可能。告示と通知の違いがはっきりするようにレイアウトを工夫し，施設基準については項目の検索に便利なよう，点数表の区分番号を併記。
索引	これらすべてを網羅した豊富な50音索引。頁上部での50音表示に加え，その頁の先頭と最後の項目のヨミ５文字を表示。		

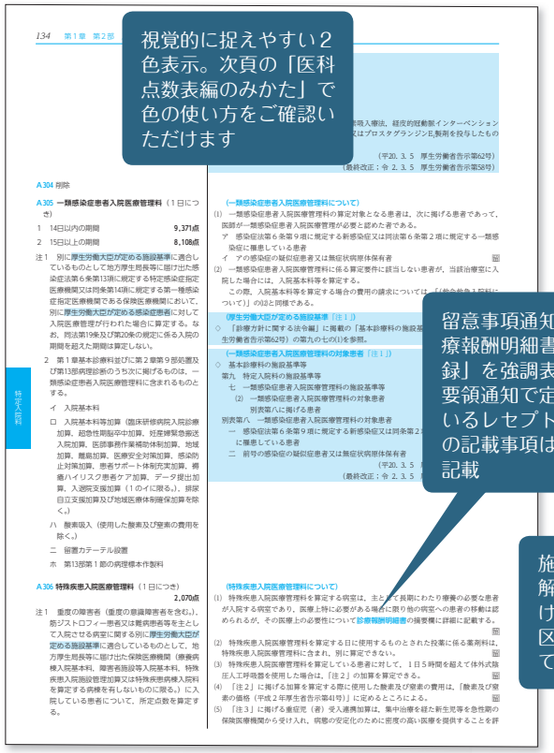
134　第1章　第2部
A 304 削除
A 305 一類感染症患者入院医療管理料（1日につき）
1 14日以内の期間　9,371点
2 15日以上の期間　8,108点
A 306 特殊疾患入院医療管理料（1日につき）　2,070点
（一類感染症患者入院医療管理料について）
（特殊疾患入院医療管理料について）
（厚生労働大臣が定める施設基準［注１］）
（特定疾患治療管理料について）
（別表第八　一類感染症患者入院医療管理料の対象患者）
（別表第八に掲げる患者）
（別表第八　一類感染症患者入院医療管理料の対象患者）
（別表第八に掲げる患者）
（別表第八の二　特定疾患治療管理料の対象患者）
（別表第八の二に掲げる患者）
（別表第八の三　小児特定疾患カウンセリング料の対象患者）
（別表第八の三に掲げる患者）
（別表第八の四　小児科外来診療料の対象患者）
（別表第八の四に掲げる患者）
（別表第八の五　難病外来指導管理料の対象患者）
（別表第八の五に掲げる患者）
（別表第八の六　ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）の対象患者）
（別表第八の六に掲げる患者）
（別表第八の七　ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅱ）の対象患者）
（別表第八の七に掲げる患者）
（別表第八の八　ハイリスク分娩管理加算の対象患者）
（別表第八の八に掲げる患者）
（別表第八の九　ハイリスク妊娠管理加算の対象患者）
（別表第八の九に掲げる患者）
（別表第八の十　ウイルス肝炎治療特別管理料の対象患者）
（別表第八の十に掲げる患者）
（別表第八の十一　ウイルス肝炎治療特別管理料の対象患者）
（別表第八の十一に掲げる患者）
（別表第八の十二　肝硬変治療特別管理料の対象患者）
（別表第八の十二に掲げる患者）
（別表第八の十三　慢性腎臓病透析予防指導管理料の対象患者）
（別表第八の十三に掲げる患者）
（別表第八の十四　糖尿病透析予防指導管理料の対象患者）
（別表第八の十四に掲げる患者）
（別表第八の十五　一般不妊治療管理料の対象患者）
（別表第八の十五に掲げる患者）
（別表第八の十六　生殖補助医療管理料の対象患者）
（別表第八の十六に掲げる患者）
（別表第八の十七　腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の十七に掲げる患者）
（別表第八の十八　遺伝学的検査の対象患者）
（別表第八の十八に掲げる患者）
（別表第八の十九　ヒトパピローマウイルス核酸検出検査の対象患者）
（別表第八の十九に掲げる患者）
（別表第八の二十　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二十に掲げる患者）
（別表第八の二十一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二十一に掲げる患者）
（別表第八の二十二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二十二に掲げる患者）
（別表第八の二十三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二十三に掲げる患者）
（別表第八の二十四　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二十四に掲げる患者）
（別表第八の二十五　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二十五に掲げる患者）
（別表第八の二十六　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二十六に掲げる患者）
（別表第八の二十七　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二十七に掲げる患者）
（別表第八の二十八　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二十八に掲げる患者）
（別表第八の二十九　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二十九に掲げる患者）
（別表第八の三十　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の三十に掲げる患者）
（別表第八の三十一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の三十一に掲げる患者）
（別表第八の三十二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の三十二に掲げる患者）
（別表第八の三十三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の三十三に掲げる患者）
（別表第八の三十四　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の三十四に掲げる患者）
（別表第八の三十五　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の三十五に掲げる患者）
（別表第八の三十六　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の三十六に掲げる患者）
（別表第八の三十七　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の三十七に掲げる患者）
（別表第八の三十八　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の三十八に掲げる患者）
（別表第八の三十九　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の三十九に掲げる患者）
（別表第八の四十　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の四十に掲げる患者）
（別表第八の四十一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の四十一に掲げる患者）
（別表第八の四十二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の四十二に掲げる患者）
（別表第八の四十三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の四十三に掲げる患者）
（別表第八の四十四　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の四十四に掲げる患者）
（別表第八の四十五　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の四十五に掲げる患者）
（別表第八の四十六　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の四十六に掲げる患者）
（別表第八の四十七　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の四十七に掲げる患者）
（別表第八の四十八　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の四十八に掲げる患者）
（別表第八の四十九　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の四十九に掲げる患者）
（別表第八の五十　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の五十に掲げる患者）
（別表第八の五十一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の五十一に掲げる患者）
（別表第八の五十二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の五十二に掲げる患者）
（別表第八の五十三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の五十三に掲げる患者）
（別表第八の五十四　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の五十四に掲げる患者）
（別表第八の五十五　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の五十五に掲げる患者）
（別表第八の五十六　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の五十六に掲げる患者）
（別表第八の五十七　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の五十七に掲げる患者）
（別表第八の五十八　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の五十八に掲げる患者）
（別表第八の五十九　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の五十九に掲げる患者）
（別表第八の六十　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の六十に掲げる患者）
（別表第八の六十一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の六十一に掲げる患者）
（別表第八の六十二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の六十二に掲げる患者）
（別表第八の六十三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の六十三に掲げる患者）
（別表第八の六十四　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の六十四に掲げる患者）
（別表第八の六十五　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の六十五に掲げる患者）
（別表第八の六十六　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の六十六に掲げる患者）
（別表第八の六十七　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の六十七に掲げる患者）
（別表第八の六十八　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の六十八に掲げる患者）
（別表第八の六十九　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の六十九に掲げる患者）
（別表第八の七十　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の七十に掲げる患者）
（別表第八の七十一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の七十一に掲げる患者）
（別表第八の七十二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の七十二に掲げる患者）
（別表第八の七十三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の七十三に掲げる患者）
（別表第八の七十四　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の七十四に掲げる患者）
（別表第八の七十五　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の七十五に掲げる患者）
（別表第八の七十六　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の七十六に掲げる患者）
（別表第八の七十七　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の七十七に掲げる患者）
（別表第八の七十八　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の七十八に掲げる患者）
（別表第八の七十九　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の七十九に掲げる患者）
（別表第八の八十　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の八十に掲げる患者）
（別表第八の八十一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の八十一に掲げる患者）
（別表第八の八十二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の八十二に掲げる患者）
（別表第八の八十三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の八十三に掲げる患者）
（別表第八の八十四　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の八十四に掲げる患者）
（別表第八の八十五　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の八十五に掲げる患者）
（別表第八の八十六　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の八十六に掲げる患者）
（別表第八の八十七　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の八十七に掲げる患者）
（別表第八の八十八　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の八十八に掲げる患者）
（別表第八の八十九　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の八十九に掲げる患者）
（別表第八の九十　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の九十に掲げる患者）
（別表第八の九十一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の九十一に掲げる患者）
（別表第八の九十二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の九十二に掲げる患者）
（別表第八の九十三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の九十三に掲げる患者）
（別表第八の九十四　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の九十四に掲げる患者）
（別表第八の九十五　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の九十五に掲げる患者）
（別表第八の九十六　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の九十六に掲げる患者）
（別表第八の九十七　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の九十七に掲げる患者）
（別表第八の九十八　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の九十八に掲げる患者）
（別表第八の九十九　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の九十九に掲げる患者）
（別表第八の百　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百に掲げる患者）
（別表第八の百一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百一に掲げる患者）
（別表第八の百二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百二に掲げる患者）
（別表第八の百三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百三に掲げる患者）
（別表第八の百四　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百四に掲げる患者）
（別表第八の百五　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百五に掲げる患者）
（別表第八の百六　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百六に掲げる患者）
（別表第八の百七　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百七に掲げる患者）
（別表第八の百八　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百八に掲げる患者）
（別表第八の百九　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百九に掲げる患者）
（別表第八の百十　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百十に掲げる患者）
（別表第八の百十一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百十一に掲げる患者）
（別表第八の百十二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百十二に掲げる患者）
（別表第八の百十三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百十三に掲げる患者）
（別表第八の百十四　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百十四に掲げる患者）
（別表第八の百十五　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百十五に掲げる患者）
（別表第八の百十六　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百十六に掲げる患者）
（別表第八の百十七　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百十七に掲げる患者）
（別表第八の百十八　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百十八に掲げる患者）
（別表第八の百十九　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百十九に掲げる患者）
（別表第八の百二十　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百二十に掲げる患者）
（別表第八の百二十一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百二十一に掲げる患者）
（別表第八の百二十二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百二十二に掲げる患者）
（別表第八の百二十三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百二十三に掲げる患者）
（別表第八の百二十四　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百二十四に掲げる患者）
（別表第八の百二十五　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百二十五に掲げる患者）
（別表第八の百二十六　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百二十六に掲げる患者）
（別表第八の百二十七　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百二十七に掲げる患者）
（別表第八の百二十八　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百二十八に掲げる患者）
（別表第八の百二十九　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百二十九に掲げる患者）
（別表第八の百三十　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百三十に掲げる患者）
（別表第八の百三十一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百三十一に掲げる患者）
（別表第八の百三十二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百三十二に掲げる患者）
（別表第八の百三十三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百三十三に掲げる患者）
（別表第八の百三十四　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百三十四に掲げる患者）
（別表第八の百三十五　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百三十五に掲げる患者）
（別表第八の百三十六　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百三十六に掲げる患者）
（別表第八の百三十七　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百三十七に掲げる患者）
（別表第八の百三十八　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百三十八に掲げる患者）
（別表第八の百三十九　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百三十九に掲げる患者）
（別表第八の百四十　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百四十に掲げる患者）
（別表第八の百四十一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百四十一に掲げる患者）
（別表第八の百四十二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百四十二に掲げる患者）
（別表第八の百四十三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百四十三に掲げる患者）
（別表第八の百四十四　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百四十四に掲げる患者）
（別表第八の百四十五　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百四十五に掲げる患者）
（別表第八の百四十六　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百四十六に掲げる患者）
（別表第八の百四十七　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百四十七に掲げる患者）
（別表第八の百四十八　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百四十八に掲げる患者）
（別表第八の百四十九　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百四十九に掲げる患者）
（別表第八の百五十　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百五十に掲げる患者）
（別表第八の百五十一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百五十一に掲げる患者）
（別表第八の百五十二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百五十二に掲げる患者）
（別表第八の百五十三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百五十三に掲げる患者）
（別表第八の百五十四　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百五十四に掲げる患者）
（別表第八の百五十五　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百五十五に掲げる患者）
（別表第八の百五十六　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百五十六に掲げる患者）
（別表第八の百五十七　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百五十七に掲げる患者）
（別表第八の百五十八　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百五十八に掲げる患者）
（別表第八の百五十九　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百五十九に掲げる患者）
（別表第八の百六十　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百六十に掲げる患者）
（別表第八の百六十一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百六十一に掲げる患者）
（別表第八の百六十二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百六十二に掲げる患者）
（別表第八の百六十三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百六十三に掲げる患者）
（別表第八の百六十四　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百六十四に掲げる患者）
（別表第八の百六十五　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百六十五に掲げる患者）
（別表第八の百六十六　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百六十六に掲げる患者）
（別表第八の百六十七　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百六十七に掲げる患者）
（別表第八の百六十八　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百六十八に掲げる患者）
（別表第八の百六十九　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百六十九に掲げる患者）
（別表第八の百七十　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百七十に掲げる患者）
（別表第八の百七十一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百七十一に掲げる患者）
（別表第八の百七十二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百七十二に掲げる患者）
（別表第八の百七十三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百七十三に掲げる患者）
（別表第八の百七十四　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百七十四に掲げる患者）
（別表第八の百七十五　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百七十五に掲げる患者）
（別表第八の百七十六　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百七十六に掲げる患者）
（別表第八の百七十七　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百七十七に掲げる患者）
（別表第八の百七十八　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百七十八に掲げる患者）
（別表第八の百七十九　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百七十九に掲げる患者）
（別表第八の百八十　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百八十に掲げる患者）
（別表第八の百八十一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百八十一に掲げる患者）
（別表第八の百八十二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百八十二に掲げる患者）
（別表第八の百八十三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百八十三に掲げる患者）
（別表第八の百八十四　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百八十四に掲げる患者）
（別表第八の百八十五　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百八十五に掲げる患者）
（別表第八の百八十六　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百八十六に掲げる患者）
（別表第八の百八十七　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百八十七に掲げる患者）
（別表第八の百八十八　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百八十八に掲げる患者）
（別表第八の百八十九　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百八十九に掲げる患者）
（別表第八の百九十　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百九十に掲げる患者）
（別表第八の百九十一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百九十一に掲げる患者）
（別表第八の百九十二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百九十二に掲げる患者）
（別表第八の百九十三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百九十三に掲げる患者）
（別表第八の百九十四　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百九十四に掲げる患者）
（別表第八の百九十五　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百九十五に掲げる患者）
（別表第八の百九十六　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百九十六に掲げる患者）
（別表第八の百九十七　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百九十七に掲げる患者）
（別表第八の百九十八　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百九十八に掲げる患者）
（別表第八の百九十九　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の百九十九に掲げる患者）
（別表第八の二百　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百に掲げる患者）
（別表第八の二百一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百一に掲げる患者）
（別表第八の二百二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百二に掲げる患者）
（別表第八の二百三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百三に掲げる患者）
（別表第八の二百四　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百四に掲げる患者）
（別表第八の二百五　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百五に掲げる患者）
（別表第八の二百六　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百六に掲げる患者）
（別表第八の二百七　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百七に掲げる患者）
（別表第八の二百八　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百八に掲げる患者）
（別表第八の二百九　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百九に掲げる患者）
（別表第八の二百十　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百十に掲げる患者）
（別表第八の二百十一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百十一に掲げる患者）
（別表第八の二百十二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百十二に掲げる患者）
（別表第八の二百十三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百十三に掲げる患者）
（別表第八の二百十四　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百十四に掲げる患者）
（別表第八の二百十五　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百十五に掲げる患者）
（別表第八の二百十六　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百十六に掲げる患者）
（別表第八の二百十七　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百十七に掲げる患者）
（別表第八の二百十八　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百十八に掲げる患者）
（別表第八の二百十九　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百十九に掲げる患者）
（別表第八の二百二十　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百二十に掲げる患者）
（別表第八の二百二十一　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百二十一に掲げる患者）
（別表第八の二百二十二　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対象患者）
（別表第八の二百二十二に掲げる患者）
（別表第八の二百二十三　ヒト乳頭腫ウイルス関連腫瘍マーカー検査の対

■医科点数表編のみかた

各頁の左欄には，「診療報酬の算定方法」（点数表告示）による点数表をそのままの順番で掲載しています。	各頁の右欄には，左欄の点数表に対応する点数表告示以外の告示や通知，事務連絡（疑義解釈）等を適宜掲載。また，それらの根拠がわかるように，発簡番号（記号）を併記しています。

A 205–2 超急性期脳卒中加算（入院初日） **10,800点**

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第１節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第３節の特定入院料のうち，超急性期脳卒中加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して，組織プラスミノーゲン活性化因子を投与した場合又は施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た他の保険医療機関の外来において組織プラスミノーゲン活性化因子の投与後に入院され，入院治療を行った場合に，入院初日に所定点数に加算する。

（超急性期脳卒中加算について）

(1)　当該加算は脳梗塞と診断された患者であって，発症後4.5時間以内に組織プラスミノーゲン活性化因子を投与されたもの[redacted]を発症後4.5時間以内に「基本診療料の施[redacted]適合しているものとして地方厚生（支）局[redacted]プラスミノーゲン活性化因子を投与された患者を入院[redacted]入院初日に限り所定点数に加算する。なお，ここでいう入院初日とは，第２部「通則５」に規定する起算日のことをいい，入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。 留

(2)　日本脳卒中学会脳卒中医療向上・社会保険委員会rt-PA（アルテプラーゼ）改訂部会作成の「rt-PA（アルテプラーゼ）静注療法適正治療[redacted]われるよう十分留意する。 留

(3)　日本脳卒中学会等の関係学会が行う脳梗塞t-PA適正使用に係る[redacted]と。 留

(4)　組織プラスミノーゲン活性化因子の投与に当たっては，必要に応じて，薬剤師，診療放射線技師又は臨床検査技師と連携を図ること。 留

(5)　組織プラスミノーゲン活性化因子を投与した保険医療機関と投与後に入院で治療を行った保険医療機関が異なる場合の当該診療報酬の請求は，組織プラスミノーゲン活性化因子の投与後に入院治療を行った保険医療機関で行うものとし，当該診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。 留

（厚生労働大臣が定める施設基準「注」）

◇　「診療方針に関する法令編」に掲載の「基本診療料の施設基準等」（平成20年３月厚生労働省告示第62号）の第八の六の三の(1)を参照。

（超急性期脳卒中加算の対象患者「注」）

◇　基本診療料の施設基準等
第八　入院基本料等加算の施設基準等
六の三　超急性期脳卒中加算の施設基準等
(2)　超急性期脳卒中加算の対象患者
脳梗塞発症後4.5時間以内である患者
（平20. 3. 5　厚生労働省告示第62号）
（最終改正；令 2. 3. 5　厚生労働省告示第58号）

K 180 頭蓋骨形成手術【極新】

1　頭蓋骨のみのもの　17,550点
2　硬膜形成を伴うもの　23,660点
3　骨移動を伴うもの【施基届】　40,950点
注　３については，先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。

◆　K 939の「２」実物大臓器立体モデルによる画像等手術支援加算対象

（頭蓋骨形成手術に関する事務連絡）

問　先天奇形に対して眼窩上縁前進術を行った場合，K 180頭蓋骨形成手術の「３」骨移動を伴うものを算定することができるか。
答　算定できる。　（平20. 7.10　その３・問22）
問　先天奇形に対して Le Fort Ⅳ型骨切離による移動を行った場合，K 180頭蓋骨形成手術の「３」骨移動を伴うものとK 443上顎骨形成術の「３」骨移動を伴う場合をそれぞれ算定できるか。
答　算定できる。　（平20. 7.10　その３・問23）

◆　K 932創外固定器加算対象

K 282–2 後発白内障手術　**1,380点**
（後発白内障切開術（観血的））

◇　後発白内障切開術（観血的）はK 282–2後発白内障手術に準じて算定する。 留

右欄に掲載している告示や通知，事務連絡については，根拠確認できるよう発簡番号（記号）を併記しています。

同一区分内の左欄の青網かけと右欄の青網かけは対になっています。左欄に青網かけ部分がある場合，右欄の網かけ部分にその具体的な内容が掲載されています。

ここではこれらが対になっており，右欄の青網かけ部分に具体的な内容（ここでは対象患者）が掲載されています。

算定に関する疑義解釈等の事務連絡については，網かけで該当する項目の右欄に掲載しています。なお，施設基準に関連する事務連絡については，法令編にてまとめて掲載しています。

算定に関連する情報を記号・略号で表示しています。上の略号のように区分全体に付いている場合は，区分中全てのものに適用されます。また，下の略号のように個々の項目に付いている場合は，そのものだけに適用されることになります。記号・略号の一覧については，次頁をご覧ください。

右欄で「◆」で示されているものは，告示等で定められている算定ルールを簡略表示したものです。（上の「◆」は区分中全体に適用，下の「◆」は個々の項目のみに適用。）

準用項目については，他の項目と違いがわかるように『（　）』で囲んで表示しています。

K 476–4 ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）【施基届】　**25,000点**

（ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）について）

(1)　乳腺腫瘍患者若しくは遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術又は乳腺悪性腫瘍手術後の乳房再建術にゲル充填人工乳房を用いた場合に限り算定できる。 留

(2)　乳腺腫瘍患者若しくは遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術又は乳腺悪性腫瘍手術後の乳房再建術を行う症例で，次のいずれかに該当した場合に限り算定できる。その際，次のいずれに該当するかを**診療報酬明細書**の摘要欄に記載する。

ア　一次一期的再建の場合
大胸筋が温存され皮膚欠損が生じない乳輪乳頭温存皮下乳腺全摘術を行った症例。ただし，乳腺悪性腫瘍術後の場合においては，術前診断において Stage Ⅱ以下で，皮膚浸潤，大胸筋浸潤や遠隔のリンパ節転移を認めない。

イ　一次二期的再建の場合
乳[redacted]。

ウ　二次[redacted]
乳腺全摘術後で大胸筋が残存しており，初回手術で組織拡張器を挿入され十分に皮膚が拡張されているか，皮弁移植術などにより皮膚の不足が十分に補われている，あるいは十分に補われることが見込まれる症例。ただし，放射線照射により皮膚の血行や弾力性が障害されていないこと。 留

(3)　乳腺切除術又は乳腺悪性腫瘍手術と乳房再建術を行う医療機関が異なる場合は，双方の持つ臨床情報，手術日，術式等を示す文書を相互に交付した上で，**診療録**に添付して保存する。 留

（診療報酬明細書「摘要」欄への記載事項）

【402】「（ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）について）」の(2)のアからウまでに規定するものの中から該当するものを選択して記載すること。

ア　留意事項通知に規定する一次一期的再建	820100248
イ　留意事項通知に規定する一次二期的再建	820100249
ウ　留意事項通知に規定する二次再建	820100250

診療報酬明細書（レセプト）の「摘要」欄への記載が定められているものについて表示しています。詳細については下の「診療報酬明細書「摘要」欄への記載事項について」をご覧ください。

診療報酬明細書（レセプト）や診療録（カルテ）への記載等に関する要件については，見落とさないように，『診療報酬明細書』は青ゴシックで，『診療録』は黒ゴシックで強調して表示しています。

■診療報酬明細書「摘要」欄への記載事項について

「診療報酬請求書等の記載要領等について（記載要領通知）」の「別表Ⅰ」において特に診療報酬明細書（レセプト）の「摘要」欄への記載が定められているものについて，区分番号ごとに表示しています。「【　】」で囲んだ数字は「別表Ⅰ」における項番を表し，その後に記載事項を示しています。さらに，対応するレセプト電算処理システム用コード及び当該コードによるレセプト表示文言について下線を付した上で掲載しています。

診療報酬関連情報ナビ

「医科点数表の解釈」の無料サポートサービス

●「医科点数表の解釈」Web追補
◎「医科点数表の解釈」の内容に変更等が生じた場合に，原則として月1回，追補をPDFにて掲載します。

●診療報酬関連情報データベース
◎「医科点数表の解釈」発刊以後の診療報酬関連情報（省令・告示・通知・事務連絡）について，公布日（発簡日）順にリストアップしています。
◎「区分」欄には種別ごとに色分けして掲載しています。
【省令（■=橙）・告示（■=青）・通知（■=緑）・事務連絡（■=赤）・その他（■=黄）】
◎「区分」欄は下記のカテゴリーに分けて表示しています。カテゴリーが複数にまたがるものはすべて表示しています。

点　数	診療報酬点数表関連（医科・歯科・調剤・施設基準・記載要領関連等を含む）
薬　剤	薬価基準関連等
材　料	特定保険医療材料関連等（特定診療報酬算定医療機器関連等を含む）
DPC	DPC／PDPS関連等

■薬価基準改正関連，経過措置品目収載関連等における具体的な品目等については，「薬価追補サービス」を併せてご活用ください。

URL：https://www.shaho.co.jp/publication/navi/

歯科点数表の解釈

令和４年４月版	６月発刊予定

定価　**本体 4,700 円+税（税込 5,170 円）**　A4判 約960頁

ISBN978-4-7894-1808-9 C3047 ￥4700E

商品 No.110218

歯科診療報酬の算定・請求に必要な情報を徹底網羅

- ●歯科の診療報酬の算定・請求に必要な情報を，**実務上活用しやすいよう編集**し，法令上の根拠とともに明示しました。
- ●各審査機関にも長年使用されており，**高い信頼性**を誇ります。
- ●前回版から判型を**A4にリニューアル**。さらに見やすく，使いやすくなりました。

本書の構成（予定）	
歯科点数表編	歯科診療報酬点数表／疑義解釈資料（施設基準関連等，点数表内掲載になじまないQ&Aを一覧掲載）
	※このほか，関係する医科診療報酬点数表に加え，各種計画書や情報提供に係る様式などを収載。さらに，特定保険医療材料（歯科材料）・入院時食事療養等に関する告示・通知も掲載
診療方針に関する法令編	療養担当規則・施設基準・介護保険との調整など，点数表とは別に定められている重要な決まりごとも，もちろん網羅。電子請求関連・レセプトの記載要領を含め，請求・審査に必要な告示・通知等を体系的に収載
診療に関する基本的な考え方等編	点数表の通知において参考することとされている基本的な考え方など，実地診療上直接関係深い事項を採択し，分類して収載

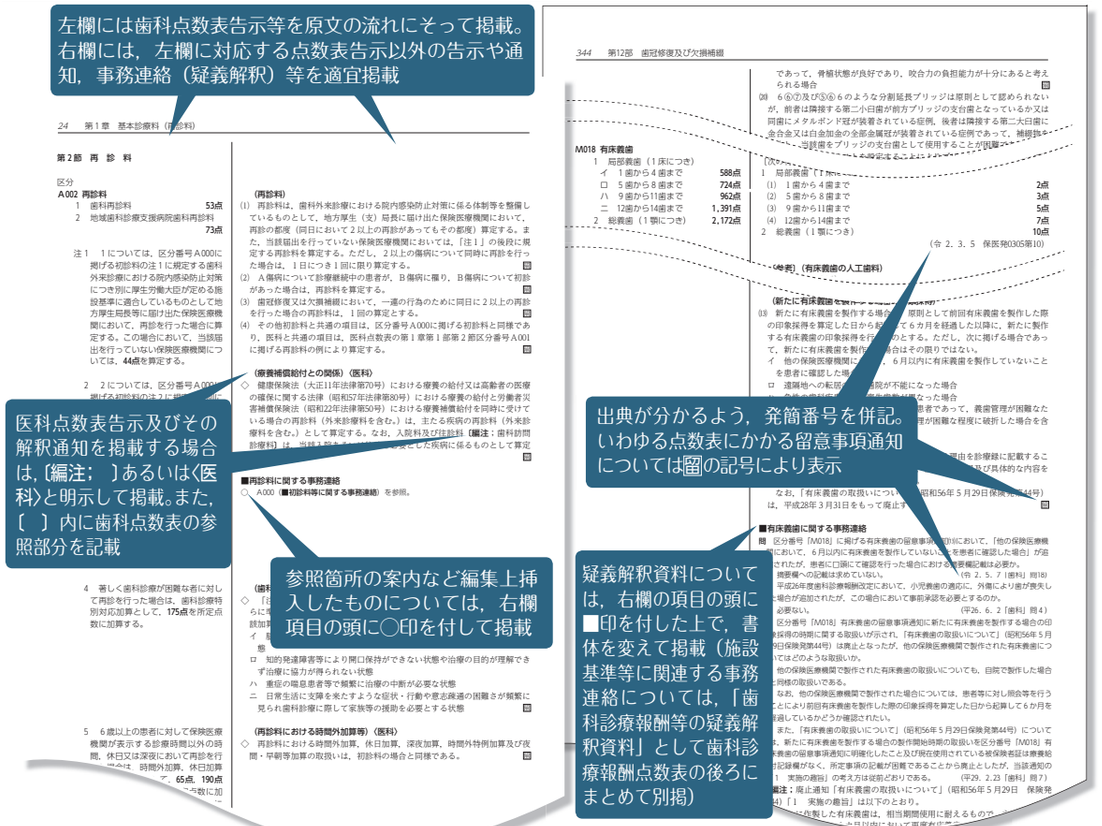

調剤報酬点数表の解釈

令和４年４月版	６月発刊予定

定価　**本体 3,900 円+税（税込 4,290 円）**　A4判 約960頁

ISBN978-4-7894-1707-5 C3047 ￥3900E

商品 No.110316

保険調剤のすべてをこの一冊に網羅

- ●調剤報酬の算定・請求に必要な情報を，**実務上活用しやすいよう編集**し，法令上の根拠とともに明示しました。
- ●調剤報酬点数表のほか，関連するQ＆Aやレセプト記載要領も掲載，**調剤薬局のニーズに対応**しています。
- ●医療機関の薬剤部でも有効にご活用いただけるよう，「薬剤使用に関する保険診療上の取扱い通知」や「点数表の解釈」（医科・歯科）の薬剤関連部分も掲載しました。
- ●前回版から判型を**A4にリニューアル**。さらに見やすく，使いやすくなりました。

本書の構成（予定）	
調剤報酬点数表編	通則／第１節 調剤技術料／第２節 薬学管理料／第３節 薬剤料／第４節 特定保険医療材料料／第５節 経過措置
疑義解釈編	調剤報酬点数表の取扱い／薬剤使用に関する保険診療上の取扱い
薬剤使用に関する点数表の解釈編	医科点数表（抄）／歯科点数表（抄）
関係法規・通知編	1. 療養担当規則／ 2. 使用医薬品・保険外併用療養費等／ 3. 施設基準／ 4. 記載要領等／ 5. 処方箋・調剤録等／ 6. 薬局機能等／ 7. 麻薬等の取扱い／ 8. 介護保険との調整
索引	すべてを網羅した豊富な50音索引

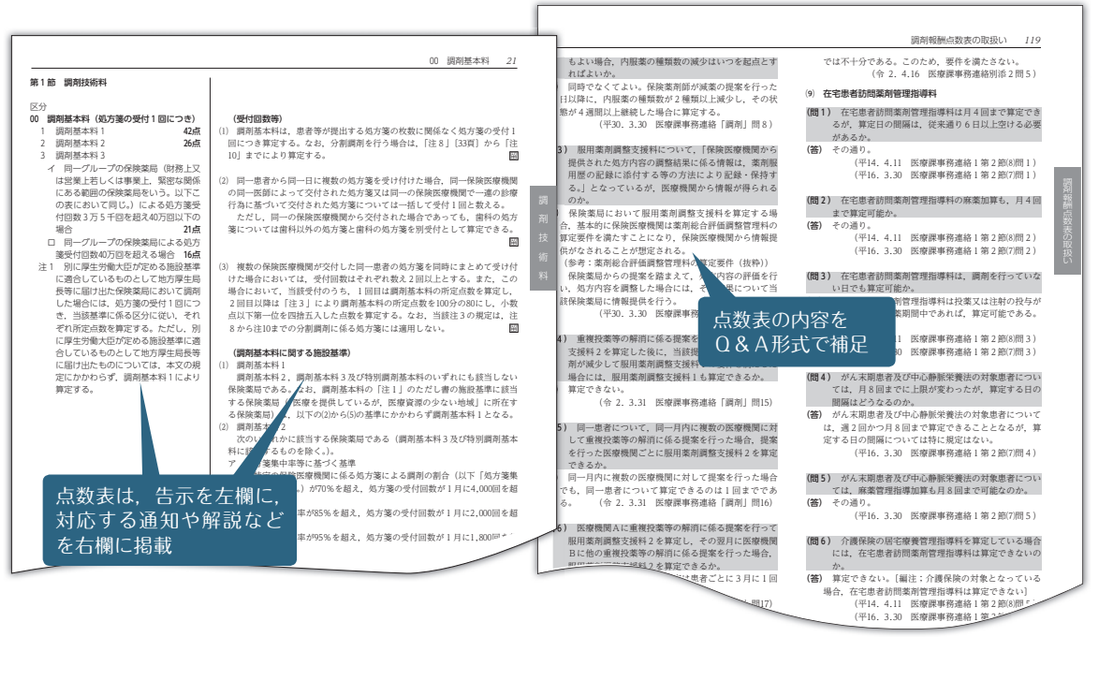

DPC 電子点数表

診断群分類点数表のてびき

令和４年４月版	６月発刊予定

定価　**本体 6,700 円+税 (税込 7,370 円)**　　A4判 約1,000頁

ISBN978-4-7894-1176-9 C3047 ¥6700E

商品 No.110840

必要な情報を体系的に網羅したDPC点数表書籍の定本
実務での使用を考慮し編集した独自資料を掲載

- 本書は，DPC／PDPS（診断群分類に基づく１日あたり定額報酬算定制度）に関して，必要な解説や告示・通知，全診断群分類定義付ツリー図・Q＆A等の資料を体系的に網羅したDPC点数表書籍の定本です。
- DPC対象病院のみならず，DPC準備病院や今後DPC／PDPSを導入したいと考えている医療機関や審査支払機関などにも必携の書です。
- 資料編の「全診断群分類定義付ツリー図」は，見開きでツリー図，告示点数，定義がすべてわかるように編集された独自資料です。
- 適切なDPCコーディングを行うために作成された「DPC／PDPS傷病名コーディングテキスト」を全文掲載しています。
- 巻末には，「最も医療資源を投入した傷病名　50音索引」及び「ICDコード索引」を付し，傷病名やICDコードからの検索が容易です。
- 附録CD－ROMには，「ツリー図」と医療機関のシステムに適合しやすい「DPC電子点数表」のデータ（両方ともエクセルデータ）　を収録しています。
- DPC／PDPS全般について，理解をより深めたい方は『DPCの基礎知識』（39頁参照）を併せてご活用ください。

本書の構成（予定）		
第１部 解説編	DPCとはなにか	「診断群分類の基本構造」，「診断群分類番号の構成」，「診断群分類の決定方法」，「DPC対象病院への参加及び退出のルール等」，「包括評価の対象患者」，「診療報酬の算定方法」，「請求方法」，「経過措置」等についてコンパクトに掲載。
	DPC／PDPSの概要	
	請求方法について	
	経過措置について	
	７日以内の再入院(再転棟）について	
第２部 法令編	告示	DPC関連の告示・通知等を体系的に収載。DPCレセプト（告示様式）についても掲載。
	留意事項通知等	
	請求関係通知	
	DPC制度参加等手続きの通知等	
	退院患者調査に関する通知	
	その他の通知	
第３部 資料編	全診断群分類定義付ツリー図	本書のメインコンテンツとなる「全診断群分類定義付ツリー図」については，独自に「ツリー図」，「点数」，「定義テーブル」をまとめ，見やすくわかりやすく掲載。DPCに関するQ＆Aについてもテーマごとにまとめて収載。
	Q&A	
	DPC／PDPS傷病名コーディングテキスト	
最も医療資源を投入した傷病名　50音索引		傷病名から引ける50音索引
ICDコード索引		ICDコードから引けるコード順索引

「解説編」では，DPC／PDPSについて，制度の概要等を図や表を用いて分かりやすくコンパクトに説明

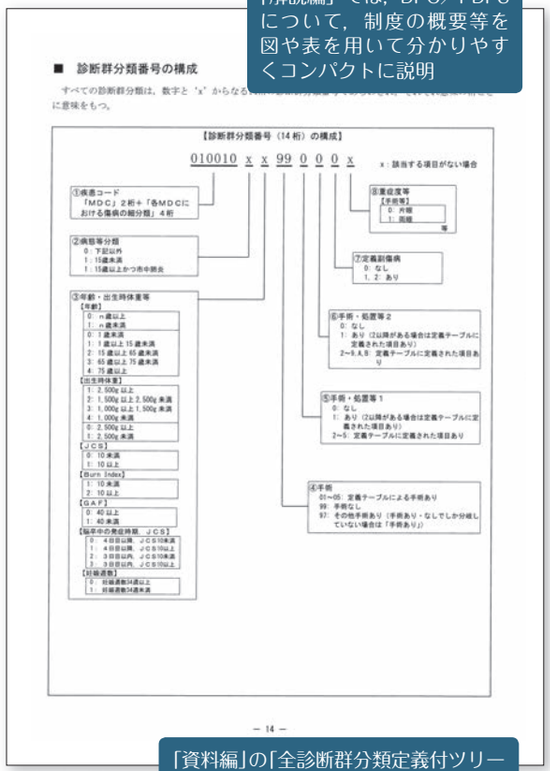

「法令編」では，関連告示・通知等を体系的に掲載。A4判のため，「診断群分類点数表」や「定義テーブル」等についても見やすく収載

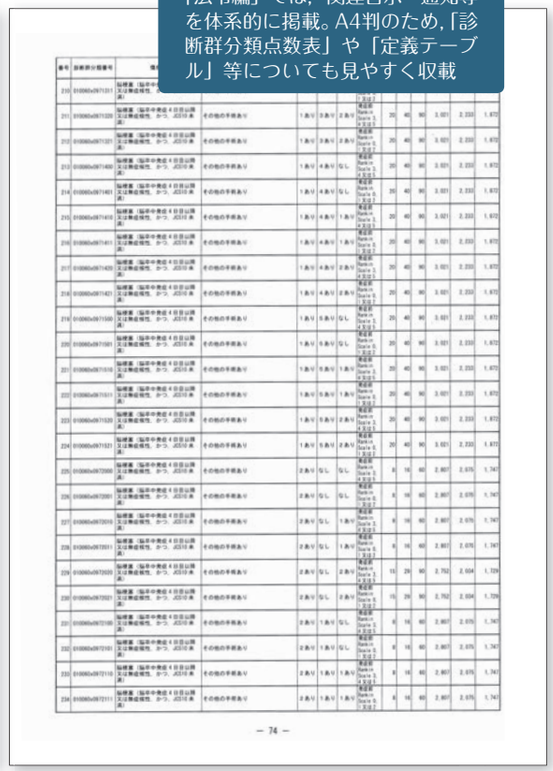

「資料編」の「全診断群分類定義付ツリー図」は，見開きで①ツリー図，②入院期間，③告示点数，④定義がビジュアルに確認できるよう独自に編集

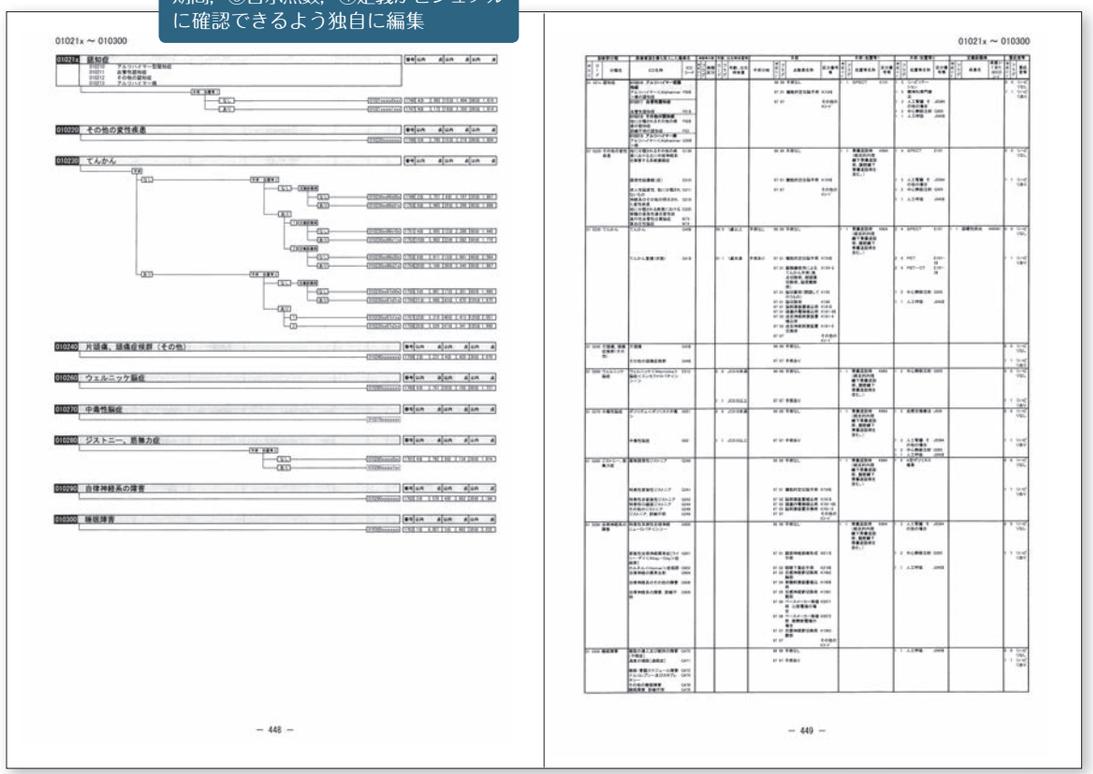

診療報酬算定のための

施設基準等の事務手引

令和４年４月版　｜　**６月発刊予定**

定価　**本体 5,400 円+税 (税込 5,940 円)**　B5判 約1,600頁

ISBN978-4-7894-0331-3 C3047 ¥5400E

商品 No.130515

人員や設備・施設などの基準と診療報酬を一体で収載
施設基準を網羅，最適な算定をサポート

- 診療報酬には，一定の基準（施設基準）を満たし，届け出ることによって，はじめて点数が算定できる項目があります。本書は，この**施設基準の全内容**（医科・歯科・調剤の施設基準）を収載しました。
- 基本診療料，特掲診療料それぞれの施設基準を**項目別に収載**。関係する告示・通知・届出様式を整理して，関連する疑義解釈や診療報酬などの情報とあわせてまとめました。
- 取扱いがかわった箇所がわかりやすいように施設基準と診療報酬の実質的な追加・変更点を下線で明示しています。新しい施設基準は，わかりやすく㊎印をつけて明確にしました。
- **医科**のみならず，**歯科**と**調剤**に定められた施設基準についても収載，これ一冊で施設基準がすべてわかります。
- 自院の**最適な診療報酬算定**のための施設基準を知るために，ご活用ください。

本書の構成 (予定)

基本診療料の施設基準等と診療報酬	通則事項 初・再診料 入院料等の通則 入院基本料 入院基本料等加算 特定入院料 短期滞在手術等基本料	●施設基準が設定されている項目ごとに，その要点と令和4年4月改定での変更点を解説するとともに，該当する ①施設基準関係の告示・通知・届出様式 ②疑義解釈資料 ③診療報酬関係の告示・通知 ④その他の関係告示・通知・事務連絡 をまとめます。 ●新設された施設基準には，項目ごとの見出しに㊎と記します。令和4年4月改定で実質的な追加・変更があった部分には下線をつけて明示します。
特掲診療料の施設基準等と診療報酬	通則事項 医学管理等 在宅医療 検査 画像診断 投薬 注射 リハビリテーション 精神科専門療法 処置 手術 麻酔 放射線治療 病理診断 歯科 調剤	
索引		●50音索引にくわえ，どこに様式があるか探しやすいよう様式一覧も掲載します。

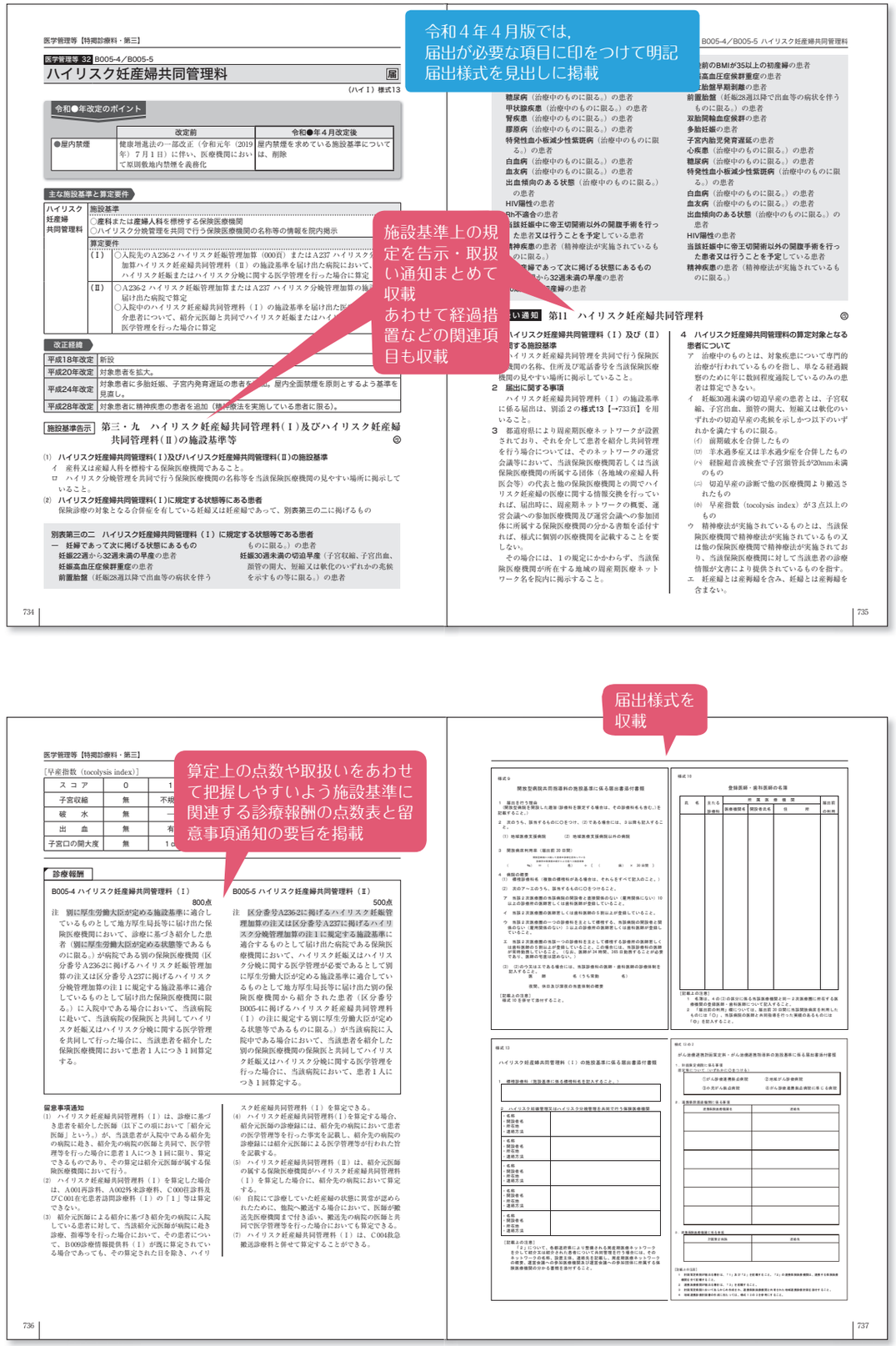

看護関連施設基準・食事療養等の実際

令和４年10月版	10月発刊予定

定価　本体 4,500 円+税（税込 4,950 円）　B5判 約1,200頁

ISBN978-4-7894-1727-3 C3047 ￥4500E

商品 No.140217

看護サービスにおける診療報酬での適切な評価・取扱いの情報を集成

- 医療機関の**経営管理者・看護師**等専門職を対象に，保険医療における**看護サービスの考え方と運用**を詳しく解説しています。
- 入院サービス提供の基本となる**看護サービスに関連する診療報酬の施設基準と食事の提供に関する情報**を集成しています。届出から点数算定までを一連の流れで構成した，**実務重視**の編集です。
- 看護サービスや食事の診療報酬について歴史的経緯をふまえ，図表を用いわかりやすく解説している「総説」を掲載。「総説」を読み，さらに知りたい法令・通知等を読めるように編集しています。
- 「看護関連施設基準等と診療報酬編」は，看護関連の施設基準について，項目ごとに要点を説明し，実務の根拠となる法令・通知に加え疑義解釈・届出様式を整理して収載する決定版です。看護関連の特掲診療料の項目も掲載しています。

本書の構成（予定）

総説	**診療報酬における入院医療と看護技術の評価** **診療報酬における食事の評価** **診療報酬請求に係る留意点** **令和４年度改定に係る経過措置**	●診療報酬上，看護サービスがどのような観点から評価されているかを解説しています。また，昭和33年（1958年）の「基準看護」設定以来の歴史的変遷を紹介したうえで，近年の改定についてはその趣旨も含めて詳述しています。
看護関連施設基準等と診療報酬	**基本診療料（入院・看護関連）** **特掲診療料（看護関連）**	●各項目のはじめに，成り立ちや改正のポイントなどを記述しています。 ●施設基準告示とその取扱い通知についてまとめています。告示・通知をあわせて読むことができるので，求められている基準がわかりやすくなっています。
入院時食事療養及び入院時生活療養，栄養関連診療報酬		●算定のために必要な情報をまとめています。告示のほか，項目ごとに通知の記述について解説を加えているので，より理解が深まります。 ●栄養関連診療報酬では，諸規定について図とあわせて算定要件等をわかりやすく解説しています。

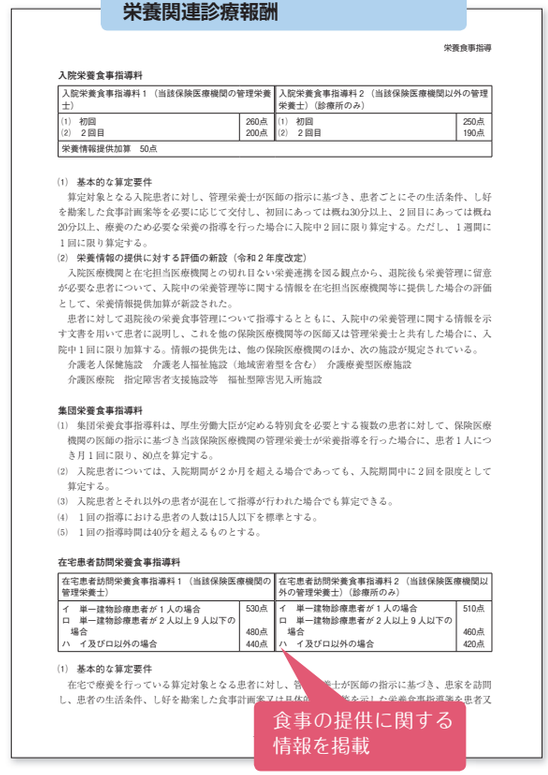

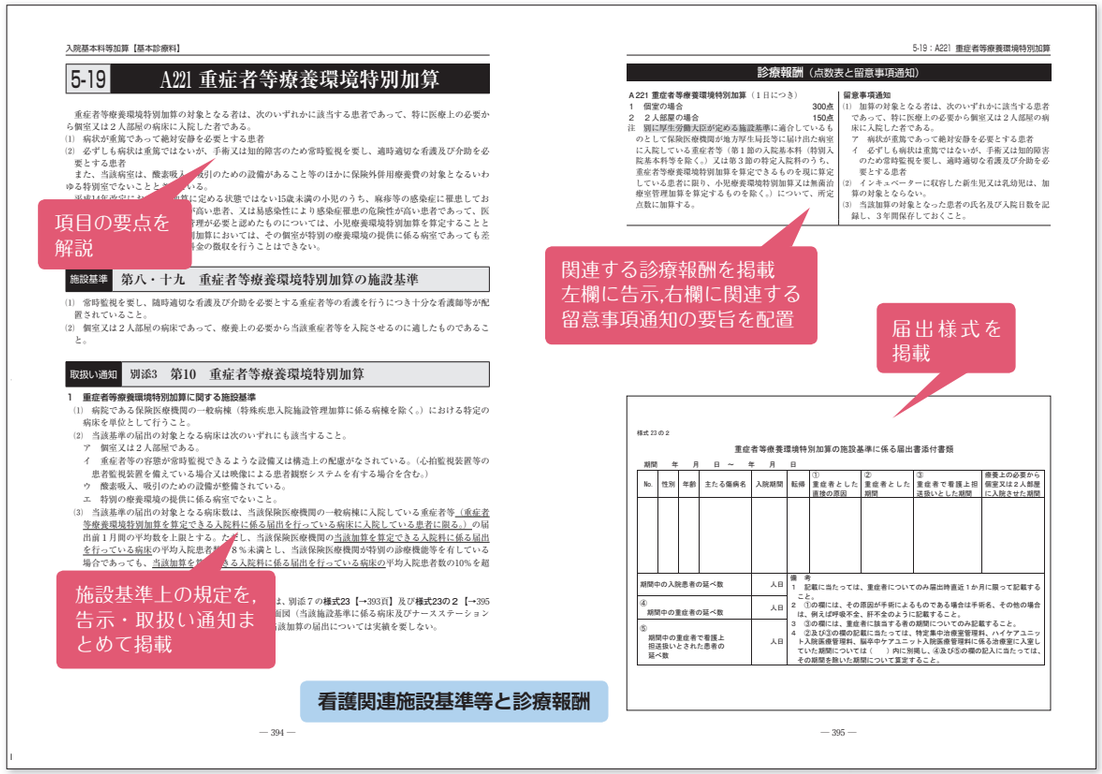

検査／病理診断／画像診断

検査と適応疾患 レセ電コード付

令和４年４月版　**４月発刊予定**

櫻林　郁之介（自治医科大学名誉教授）　監修

定価　本体 3,000 円+税 (税込 3,300 円)　　A5判 2色 約520頁
ISBN978-4-7894-2841-5 C3047 ¥3000E
商品 No.140089

レセプト電算処理に対応！
医療保険の視点から見た検査のハンドブック。この１冊ですべてを網羅！

- 医科診療報酬点数表「検査」，「病理診断」，「画像診断」の部の項目に対し，レセ電コードごとに対象となる主な適応疾患，臨床的意義，保険請求上の留意点（厚生労働省発出の告示・通知・記載要領・事務連絡等の算定ルール）および関連検査を，点数表の区分番号順に配列したコンパクトな実務書です。
- レセ電コードおよびレセ電検査名を併記しました。
- 請求および審査上重要となる「主な適応疾患」，「臨床的意義」，「関連検査」は専門医による監修を受けて，エビデンスに基づいた情報を収録しています。
- 疾患名から検査項目名・頁数を検索できる「疾患別検査一覧」を掲載しました。
- 「索引」は検査項目名，レセ電診療行為名称，略語から頁数の検索が可能です。

※本書の内容は，CSVファイル形式のデータベースでも販売しています（48頁参照）。

本書の構成（予定）

令和4年度診療報酬改定に伴う検査の主な改正項目	
通則事項	検査，病理診断，画像診断
検体検査	尿・糞便等検査，血液学的検査，生化学的検査（Ⅰ），生化学的検査（Ⅱ），免疫学的検査，微生物学的検査
生体検査	呼吸循環機能検査等，超音波検査等，監視装置による諸検査，脳波検査等，神経・筋検査，耳鼻咽喉科学的検査，眼科学的検査，皮膚科学的検査，臨床心理・神経心理検査，負荷試験等，ラジオアイソトープを用いた諸検査，内視鏡検査
診断穿刺・検体採取	
病理診断	病理標本作製料
画像診断	エックス線診断料，核医学診断料，コンピューター断層撮影診断料
疾患別検査一覧（疾患名から検査項目名・頁数の検索が可能）	
付録	○共用基準範囲について ○保険メモに記載のある主な検査法の解説 ○検査法の略号 ○特掲診療料の施設基準等
索引（検査項目名，レセ電診療行為名称，略語から頁数の検索が可能）	

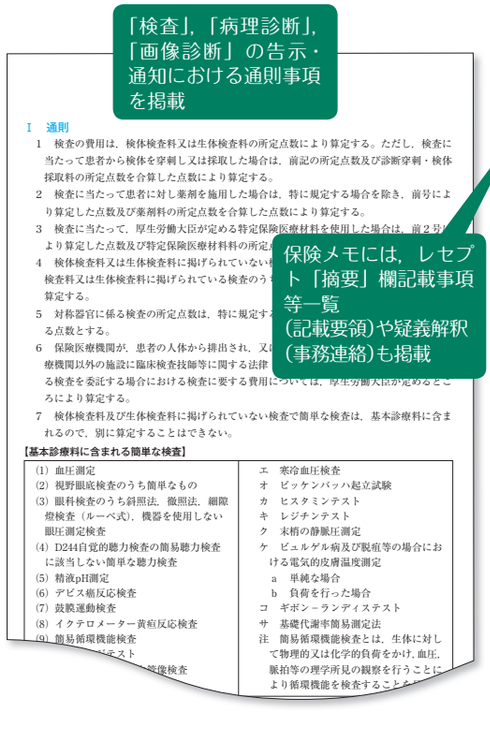

レセプト事務のための

薬効・薬価リスト

令和４年度版	４月発刊予定
定価　本体 6,500 円+税 (税込 7,150 円)	B5判 2色 約1,100頁

ISBN978-4-7894-0281-1 C3047 ¥6500E

商品 No.120226

適応・薬価をはじめレセプト事務に必要な情報を集約
請求・審査・点検に欠かせない決定版

- 薬価基準収載の全品目を，内用薬・外用薬・注射薬・歯科用薬別に50音順に収録。
- 薬価，適応のほか，用法・用量，保険上の取扱いなど，**必要な情報を即座にチェック**できます。
- 各品目の一般名から引ける**一般名索引を掲載し,一般名処方にも対応**できるようになりました。
- 追補情報を**社会保険研究所ウェブサイト上で迅速・無料で掲載**しています（**薬価追補サービス**→11頁参照）。
  さらに，本文項目と同じ体裁のPDF(新医薬品)･先発品との効能差をまとめたPDF(後発品)と，収載の種類に合わせた追補を掲載。

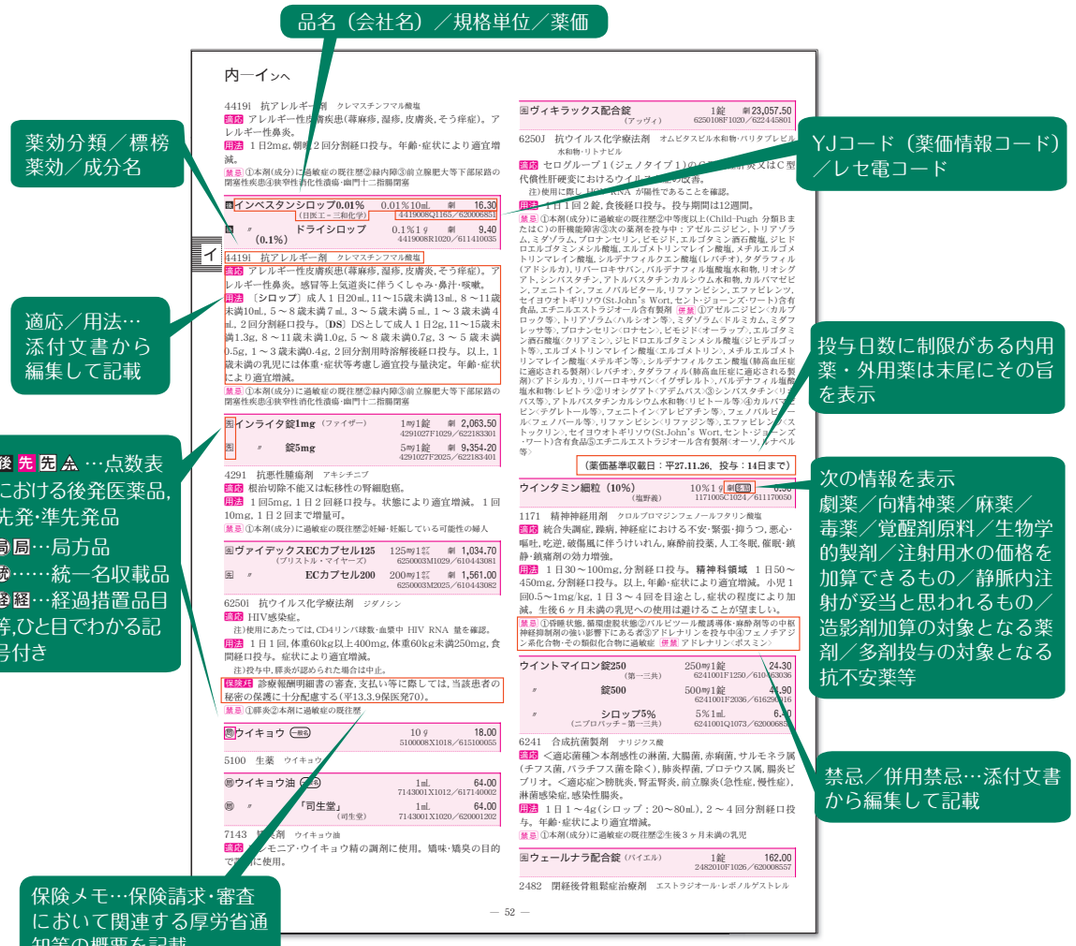

『薬効・薬価リスト』は付録・資料も充実

1　投薬料・注射料（診療報酬）
2　調剤報酬
3　投与日数に制限のある内用薬・外用薬
4　適応外使用・審査事例一覧
　（社会保険診療報酬支払基金発表）
5　会社名一覧
6　経過措置期間が終了した銘柄収載品および
　それに準じる統一名収載品
7　一般名索引

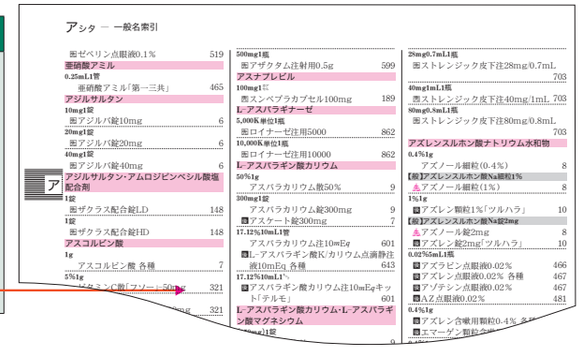

投薬禁忌リスト

令和４年版	４月発刊予定
定価　本体 4,200 円+税 (税込 4,620 円)	B5判 2色 約620頁

ISBN978-4-7894-1604-7 C3047 ¥4200E

商品 No.120529

臨床使用で要注意な，警告・禁忌等を簡単チェック
『薬効・薬価リスト』をさらに深める姉妹図書

- 禁忌事項または重大な副作用がある薬剤を商品名50音順に収録。**禁忌等の情報が簡単にチェック**できます。
- 先発医薬品･後発医薬品を問わず，商品ごとの**併用禁忌情報が一度引きで確認**できます。
- 添付文書の**新記載要領にも対応**。記載の新旧がひと目で判別できます。
- 巻末付録には，『飲食物・嗜好品等と医薬品の相互作用一覧』『併用禁忌に記載のある薬剤名等一覧』等，さっと確認できる一覧を掲載しています。

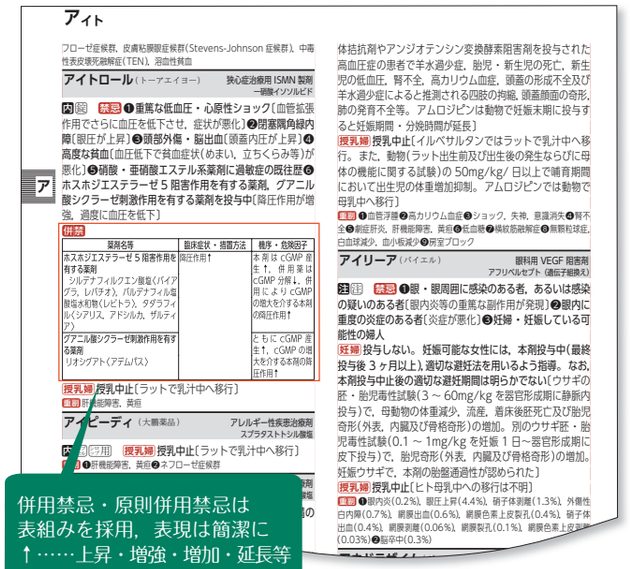

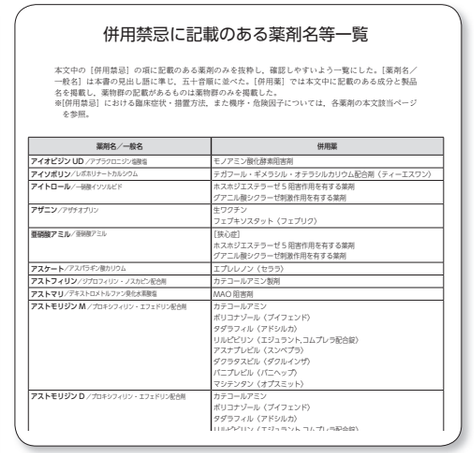

併用禁忌・原則併用禁忌は
表組みを採用，表現は簡潔に
↑……上昇・増強・増加・延長等
↓……低下・減弱・減少等

巻末資料の一覧

『併用禁忌参照のための薬物群と成分および製品』
『併用禁忌に記載のある薬剤名等一覧』
『避妊の記載がある薬剤一覧』
『飲食物・嗜好品等と医薬品の相互作用一覧』

適応・用法付　薬効別薬価基準

保険薬事典 Plus+

令和４年４月版	３月発刊予定

定価　本体 4,600 円+税（税込 5,060 円）　A5判 2色 約1,100頁

ISBN978-4-7894-2881-1 C3047 ￥4600E

商品 No.120659

同成分の各医薬品の適応・用法，薬価等の情報をひと目でチェックできる新定番書

- 薬価だけでなく，先発品と同成分の後発品がわかる！ と評判の「保険薬事典」に，適応・用法をPlus+しました。
- 成分でまとめているため，同種同効品や先発品と適応の異なる後発品のチェックが簡単にできます。
- 薬価基準未収載の**避妊剤**や**ＥＤ治療剤，男性型脱毛症剤，放射性物質除去剤**など，注目の医薬品もPlus+収録しています。
- 見やすい2色刷りとし，レイアウトにもこだわって，パッと見て判別できる紙面です。
- 追補情報を**社会保険研究所ウェブサイト上で迅速・無料で掲載**しています（**薬価追補サービス**→11頁参照）。

本書の構成（予定）

○投薬料点数早見表　○注射料点数早見表　○調剤報酬点数表
○品目索引
○本編：内用薬／注射薬／外用薬／歯科用薬剤
○薬効分類目次／医薬品略名一覧／会社名一覧　等

診療報酬上の後発医薬品が，ひと目でわかる 後 マークに加え，先発品等を示すマークを詳細に設定！さらに使いやすくなりました

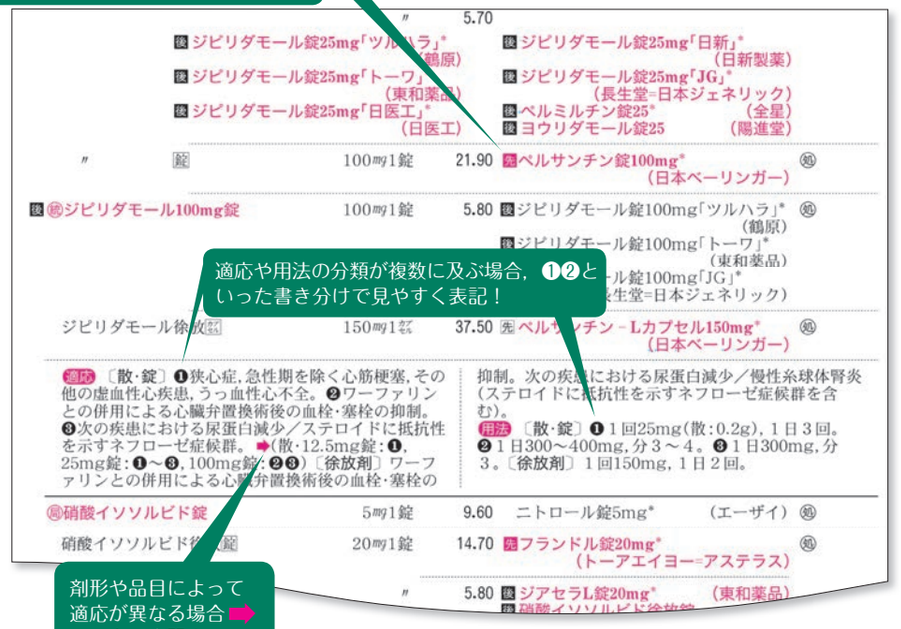

適応や用法の分類が複数に及ぶ場合，❶❷といった書き分けで見やすく表記！

剤形や品目によって適応が異なる場合➡マークで表記！

商品名・一般名からさがす

ジェネリック医薬品リスト

令和４年８月版	８月発刊予定

定価　本体 3,400 円+税（税込 3,740 円）　A5判 2色 約640頁

ISBN978-4-7894-1899-7 C3047 ￥3400E

商品 No.120619

保険医療機関がジェネリック医薬品を採用する際，必要となる情報をわかりやすくまとめた実用・専門書

●医療機関の方へ

【連想しやすい！】 覚えている商品名から，その成分グループにおける後発品の有無，後発品があるものであれば代表薬の名前がわかります。さらに詳しく知りたい場合，矢印にある一般名の掲載箇所をご覧ください。

【処方に便利！】 一般名処方を行った際，処方箋の種類の計算に使用できる最低薬価が一目瞭然です。一般名処方加算1・2もしっかり整理。処方箋に書く一般名記載も迷いません。

●保険者の方へ

【確認できる！】 一般名処方が可能な成分・規格グループがはっきりわかります。成分グループごとに適応・用法の違いが書き分けられており，適正使用の確認に役立ちます。

【差額表示でも便利！】 メーカーで個別に対応できる小包装供給マーク入りで，被保険者へ勧めやすい後発医薬品の目安となります。

●薬局の方へ

【備蓄薬剤の確認に便利！】 処方箋上に記載された一般名処方名から，個々の後発医薬品名がすぐに特定できます。

【急な調剤でも対応可能！】 各後発品の小包装供給マーク入り。 製薬メーカーの連絡先とあわせ，小包装での急な調剤にも対応できます。

【代替調剤に役立つ！】 今改定で基礎的医薬品となった品目であっても，それ以前に診療報酬上の後発医薬品を含むグループであれば掲載。その他の後発品と同様，同額以下で代替できる品目がすっきりわかります。

本書の構成（予定）

○薬効分類一覧　○内用薬　○注射薬　○外用薬
附録 ◇ジェネリック医薬品に関するトピックス　◇屋号等一覧　◇会社連絡先一覧　◇商品名索引

一般名処方加算の対象となる品目群にはコードと一般名処方の標準的な記載を表示し，該当する加算に 加1，加1.2 を表記

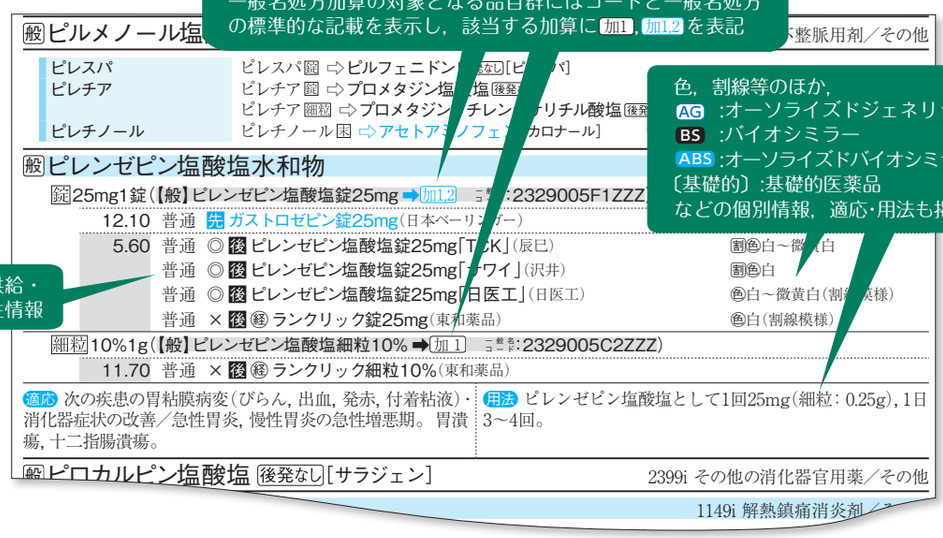

好評の供給・製剤特性情報

色，割線等のほか，
AG :オーソライズドジェネリック
BS :バイオシミラー
ABS :オーソライズドバイオシミラー
〔基礎的〕:基礎的医薬品
などの個別情報，適応・用法も掲載

「特定保険医療材料」解説

特材算定ハンドブック レセ電コード付

令和４年４月版	４月発刊予定

川村　雅文　監修　医療材料実務研究会
定価　本体 5,000 円+税 (税込 5,500 円)　　A５判 4色 約430頁
ISBN978-4-7894-0551-5 C3047 ¥5000E
商品 No.150156

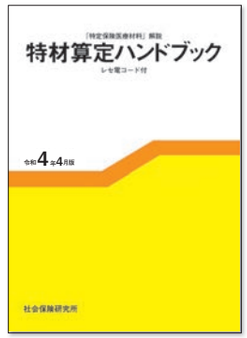

特定保険医療材料を簡明に解説
診療報酬算定ルール・主な適応等を収録したコンパクトな一冊！

- 特定保険医療材料について，分野または機能区分ごとに，厚生労働省発出の告示・通知等の算定ルール等の情報がまとまっていて，ひと目でわかります。
- 対象は医科診療報酬点数表の「在宅医療」，「医科(フィルムは除く)」。
- レセ電コードを併記いたしました。
- 材料の解説および主な写真等を収録しています。
- 請求および審査上重要となる「適応疾患」，「関連手技」，「材料の解説」は専門医による監修を受けて，エビデンスに基づいた情報を収録しています。

※本書の内容は，CSVファイル形式のデータベースでも販売しています（48頁参照）。

本書の構成（予定）

- 検査・画像診断・投薬・注射・処置・手術・麻酔・放射線治療用特定保険医療材料
- 在宅医療用特定保険医療材料
- 付録：薬事承認・認証の類別・一般的名称／分野名索引／略称索引／レセ電コード索引

機能区分ごとに，償還価格やレセ電コード等を収録しています

レセプトを作成する事務職員の方にもイメージがわくよう，解説と主な写真を収録しています

当該材料の算定要件や主な適応を確認できます

当該の材料に関連する手技等の点数や算定の際の留意事項をひと目でチェックできます

保険医療機関のための

診療報酬とカルテ記載

令和４年版	10月発刊予定

定価　本体 3,900 円+税 (税込 4,290 円)　　B５判 2色 約370頁
ISBN978-4-7894-0633-8 C3047 ¥3900E
商品 No.160603

診療報酬請求にカルテへの記載が求められている項目をすべて収載
チェックリストと具体的なカルテ例でわかりやすく解説

- 診療報酬を請求するためには，カルテに記載しなければならない，または完備しなければならないものがあります。これらは，点数表留意事項通知や施設基準通知，掲示事項通知などに規定されています。
- さがしやすいように点数表項目別に並べ，**項目の解説**，**規定**，**チェックリスト**と**カルテ記載例**を掲載しています。
- 付録として，**レセプト記載要領のポイント（略号，摘要欄への記載事項）**を掲載しています。

本書の構成（予定）	
第１章　適切なカルテの重要性	○カルテ完備の必要性について法的根拠を踏まえて解説 ○指導・監査等についておよび厚生労働省より公開されている指導・監査等の状況を掲載
第２章　診療報酬とカルテ記載	○地方厚生（支）局で公開されている「個別指導の状況等」を掲載 ○留意事項通知等で「診療録へ記載する，添付する，貼付する」と定められている診療行為を抽出 ○項目ごとに，概要，根拠規定，チェックリスト，カルテ例を掲載
付録	○レセプト記載要領のポイント（略号，摘要欄への記載事項）を掲載

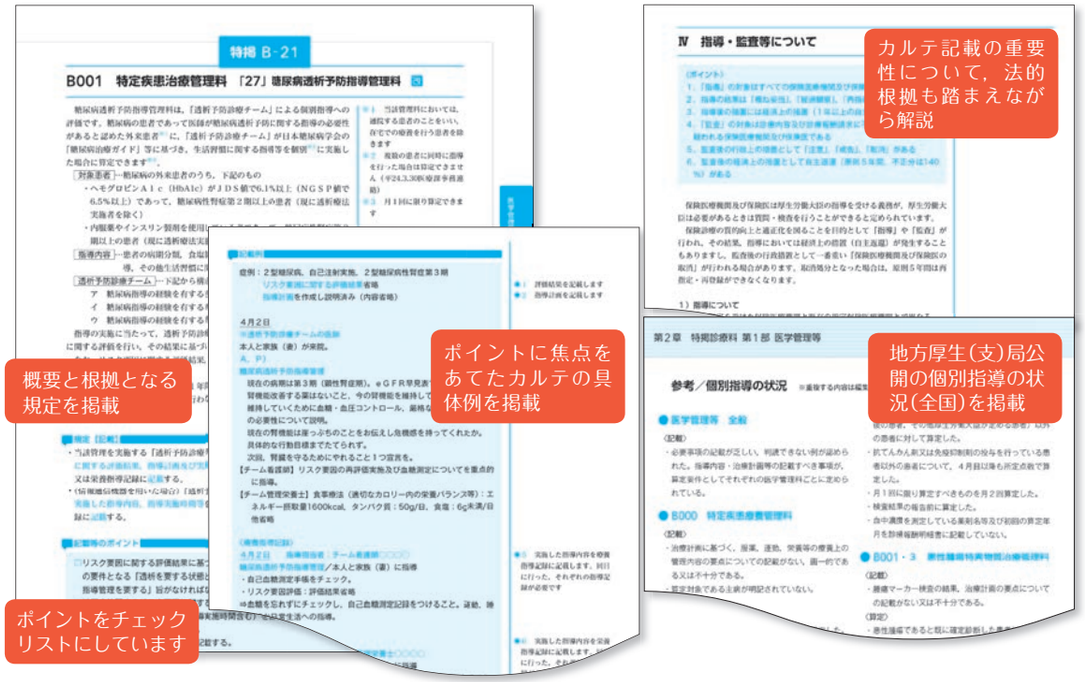

カルテ記載の重要性について，法的根拠も踏まえながら解説

地方厚生(支)局公開の個別指導の状況(全国)を掲載

概要と根拠となる規定を掲載

ポイントに焦点をあてたカルテの具体例を掲載

ポイントをチェックリストにしています

新明細書の記載要領（医科・歯科・調剤／DPC）

令和４年４月版　**５月発刊予定**

定価　本体 2,900 円+税（税込 3,190 円）　B5判 2色 約500頁

ISBN978-4-7894-1397-8 C3047 ¥2900E

商品 No.130322

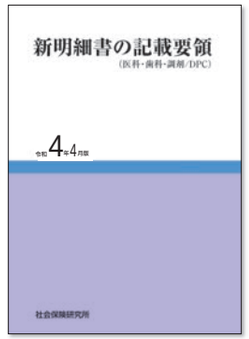

レセプトの書き方のすべてを網羅した一冊が全面リニューアル
２色のメリハリのあるデザインで，欲しい情報がより探しやすく

- **診療報酬請求書・明細書（レセプト）の記載要領全文**と**請求書**や**レセプト**，**診療録（カルテ）**，**処方箋の様式例**を収載。医療事務担当者をはじめとする医療関係者の方やレセプト提出に必要なシステム構築に携わる方に，正確な情報を見やすい形でお届けします。
- レセプト「摘要」欄への記載事項等や対応するレセプト電算処理システム用コードを示した**「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」（記載要領通知の別表Ⅰ）**や書面による請求時に使用する診療行為名等の略号を示した**「診療行為名称等の略号一覧」（記載要領通知の別表Ⅱ）**もすべて掲載。正しい請求に必須の情報です。
- 記載要領では，本文中の**「「摘要」欄」**を強調表示することで，「摘要」欄への記載が求められている部分も見落とすことなく確認できるようにしています。
- **「薬剤使用に関する明細書のその他の記載について」**は，通知で示されている医薬品の留意事項のうち，レセプト摘要欄への記載が求められているものをまとめています。前版までは，通知の発出順に掲載していましたが，今版からは**50音順**での掲載に変更。**掲載している医薬品の一覧**も新たに収載し，医薬品名からの検索が容易になります。
- 記載要領を正確に把握し，**正しい請求**を行うために是非本書をご活用ください。

本書の構成（予定）

1　**請求書・明細書等の記載要領（医科・歯科・調剤）（２色）**	診療報酬請求書等の記載要領等について 　記載要領通知には，診療報酬請求書・レセプトの記載要領のみならず，カルテ，処方箋の記載上の注意事項や保険者番号・医療機関コード等の設定要領，法別番号・制度略称なども規定されており，そのすべてを掲載しています。 ○関連告示 ・療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第７条第３項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式 ○関連通知等（抜粋） ・医療観察診療報酬明細書等の記載要領について（抄） ・疑義解釈資料 ・患者の疾病又は負傷が第三者行為によって生じたと認められる場合における診療報酬明細書等の記載等について
2　**ＤＰＣの記載要領（２色）**	厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について 　上記１の記載要領以外で，ＤＰＣ特有の記載要領について掲載
3　**診療報酬明細書添付資料（２色）**	診療報酬明細書に添付する資料について 　一定点数以上のレセプトに添付すべき資料（日計表）等を定めた通知とその根拠法令等を収載 ○根拠省令・告示等
4　**参考資料（抜粋）（１色）**	参考　１　診療録等の記載方法等について 参考　３　保険者番号の設定について 参考　５　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に係る医療に関する費用の請求事務について 参考　９　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（抄） 参考11　保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて 参考13　薬剤使用に関する明細書のその他の記載について（今版から50音順の掲載に変更。掲載中の医薬品の一覧も追加し，検索が容易になります） 参考14　特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について（抄）

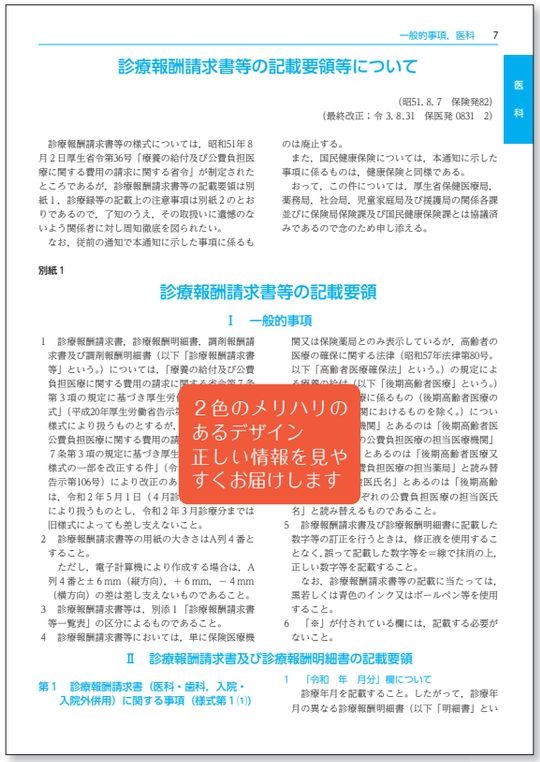

医　科　19
医科
コード　略号　内容
35　多オ　者証が提示された場合であって，特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合
② 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下（国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては，課税所得145万円未満）の世帯」の適用区分（Ⅲ）の記載のある特定医療費受給者証，特定疾患医療受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合であって，特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合（小児慢性特定疾病医療支援を除く。）
36　加治　厚生労働大臣の定める評価療養，患者申出療養及び選定療養第１条第３号の２の規定に基づく医薬品医療機器等法に規定する治験（加工細胞等（医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第１号）第275条の２に規定する加工細胞等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）に係る診療報酬の請求である場合
37　申出　別に厚生労働大臣が定める患者申出療養（当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において行われるものに限る。）を実施した場合（この場合にあっては，当該療養の名称及び当該療養について徴収した特別の料金の額を「摘要」欄の最上部に記載すること。）
38　医併　介護医療院に入所中の患者の診療料を，併設保険医療機関において算定した場合（なお，同一月に同一患者につき，介護医療院に入所中の診療と介護医療院に入所中以外の外来分の診療がある場合は，それぞれ別個の明細書に記載すること。）
39　医療　介護医療院に入所中の患者の診療料を，併設保険医療機関以外の保険医療機関において算定した場合（なお，同一月に同一患者につき，介護医療院に入所中の診療と介護医療院に入所中以外の外来分の診療がある場合は，それぞれ別個の明細書に記載すること。）
(14)「保険医療機関の所在地」について
保険医療機関指定申請書の提出方式及び様式並びに保険医療機関の所在地及び名称の変更に係る届出の様式及び様式第10号(様式第9(427第10号)(本改正後の通知による改正後の通知による改正後の通知による

保険者、公費負担者 番号・記号表

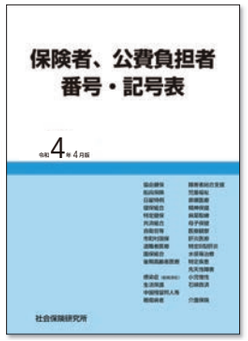

令和４年４月版	５月発刊予定

定価　**本体 8,000 円+税（税込 8,800 円）**　B5判 約580頁

ISBN978-4-7894-1776-1 C3047 ¥8000E

商品 No.170124

綿密な調査による最新の情報を提供

- 社会保険・国民健康保険・公費負担医療・介護保険の番号・電話番号・所在地等を収録しています。
- 社会保険・国民健康保険については，被保険者証（組合員証）記号も併せて収録しています。
- 保険者等の名称・番号の直近の異動情報を収集し，検索の便を図り，巻末には健保組合・共済組合・市町村国保の名称索引を掲載しています。

※本書の内容は，テキストファイル形式のデータベースでも販売しています（48頁参照）。

本書の構成（予定）

◆名称，番号，記号，電話番号，所在地を収録
協会健保・船員保険・日雇特例・健保組合・特定健保・共済組合・自衛官等・後期高齢者医療・市町村国保・退職者医療・国保組合

◆名称，番号を収録
感染症・生活保護・中国残留邦人等・戦傷病者・障害者自立支援・児童福祉・原爆医療・精神保健・麻薬取締・母子保健・医療観察・肝炎医療・肝がん等医療・特定B型肝炎・水俣等治療・特定疾患・先天性障害・小児慢性・難病医療・石綿救済・介護保険

◆巻末に通知，索引（健保組合・共済組合・市町村国保）掲載

健康保険組合（千葉・東京）

名称	番号	記号	電話番号	所在地
千葉トヨタ	06 12 038 0	1～6,8,9 ○101	043-302-7585	〒260-0032 千葉市中央区弁天2-2-7（千葉トヨタビル）
千葉県農協	06 12 039 8	1～3桁数字（欠164,165,403,409,411～413,429,451,453,454） ○600	043-245-7479	〒260-0031 千葉市中央区新千葉3-2-6
新日鐵住金君津関連	06 12 040 6	101～118 ○120	0439-40-5000	〒292-0041 君津市北labelled部ビル（君津支店ビル）
千葉県しんきん	06 12 045 5	101,103,104,106,111～113,121 ○114	043-254-0001	〒260-0045 千葉市中央区弁天3-14-3
千葉県日産自動車	06 12 046 3	2300番台 ○2350	043-204-2311	〒262-0002 千葉市美浜区磯辺184
千葉県建設業	06 12 053 9	4桁数字 ○8888	043-247-4080	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1（千葉県建設業センタービル）
千葉県食品製造	06 12 055 4	1～3桁数字 ○1000	043-241-6412	〒260-0025 千葉市中央区問屋町21-6
京葉ガス	06 12 056 2	2桁数字 ○200	047-322-1705	〒272-8580 市川市湊新田2-8-8
千葉県トラック	06 12 060 4	3桁数字 ○3000	047-452-6661	〒275-0024 習志野市実籾1-35-2
オリエンタルランド	06 12 062 0	1,20,21,23～31,33,37～39,50 ○50	047-305-2340	〒279-8511 浦安市舞浜1
亀田総合病院	06 12 063 8	100,101,200,201,300,301,401,501,601,701,801 ○1000	043-225-3811	〒260-0014 千葉市中央区本千葉町3-1（病由定期社会保険センター）
横河ブリッジホールディングス	06 12 064 6	4桁数字（2300,2600） ○101	047-435-6107	〒273-0026
イオン	06 12 066 1	1～3桁		
成田国際空港	06 12 067 9	1～5,30		
岩光興業	06 12 068 7	285,389		
出光興産	06 12 069 5	2桁数字+4桁数字 ○9950	043-297-1281	〒299-0107 袖ケ浦市上泉1280（WBセンター内）
富士石油	06 12 070 3	10,30,100,200 ○55,99,990	0438-63-7064	〒259-0204 神奈川県足柄上郡中井町境430グリーンテクなかい
セイコーインスツル	06 12 072 9	1,12,20,26～32,51 ○200	043-211-1189	〒261-8507 千葉市美浜区中瀬1-8（ＳＩＩ幕張事業所）
イチカワ	06 12 074 5	150,160	04-7132-4441	〒277-0831 柏市豊103200
リーガル	06 12 075 2	2～3桁数字（欠27） ○201	047-304-7390	〒279-0252 浦安市日の出2-1-8
三井造船	06 12 076 0	4桁数字 ○4桁数字	043-351-9251	〒261-7139 千葉市美浜区中瀬2-6（WBセンタービル）
福田文援機構	06 12 077 8	401,403,404,601,603,605,606,609 ○999	043-213-7385	〒261-0058 千葉市美浜区若葉3-1-2
マツモトキヨシグループ	06 12 078 6	2桁数字 ○2桁数字	04-7160-2281	〒277-0005 柏市南5-2-3（マツモトキヨシ柏ビル）

13 東京都

東京計器	06 13 002 5	1～2桁数字 ○88	03-3734-0800	〒144-8551 大田区南蒲田2-16-46
王子製紙	06 13 005 8	1～3桁数字（欠5,14,95,97,100,142） ○4000	03-3563-5635	〒104-0061 東京都中央区銀座5-7-12（王子不動産銀座ビル）
トッパングループ	06 13 006 6	3桁数字 ○901	03-3835-6700	〒110-8560 台東区台東1-5-1
富士電機	06 13 007 4	2～3桁数字 ○2～380	03-5435-7301	〒141-0032 品川区大崎1-11-2（ゲートシティ大崎ウエストタワー）
フジクラ	06 13 008 2	100番台 ○101	03-5606-1031	〒135-8512 江東区木場1-5-1

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（法第10（法第27条の2関係）法第11（法第37条関係））

法別番号及び検索番号欄の上段は結核患者の適正医療（法第37条の2関係）、下段は結核患者の入院（法第37条関係）の番号（コード）を示す。

名称	番号	名称	番号	名称	番号
	法別	都道府県	機関		法別	都道府県	機関		法別	都道府県	機関
01 北海道				旭川 〃	02 01 401			仙南 〃	04 006		
江別保健所	02 01 001			**02 青森県**				栗原 〃	04 013		
千歳 〃	02 01 003			東地方保健所	02 02 001			登米 〃	04 014		
岩見沢 〃	02 01 004			弘前 〃	02 02 002			仙台市			
滝川 〃	02 01 009			三戸地方 〃	02 02 003			青葉保健所	04 01 101		
深川 〃	02 01 011			五所川原 〃	02 02 005			太白 〃	04 02 102		
上川 〃	02 01 012			上十三 〃	02 02 008			宮城野 〃	04 03 103		
富良野 〃	02 01 013			むつ 〃	02 02 009			若林 〃	04 04 104		
名寄 〃	02 01 015			青森市 〃	02 02 101			泉 〃	04 05 105		
岩内 〃	02 01 017			八戸市 〃	02 02 201						
倶知安 〃	02 01 018			**03 岩手県**				**05 秋田県**			
江差 〃	02 01 021			県央保健所	03 01 001			大館 保健所	05 02 002		
渡島 〃	02 01 022							北秋田 〃	05 03 003		
八雲 〃	02 01 023							能代 〃	05 04 004		
室蘭 〃	02 01 025							秋田中央 〃	05 07 007		
苫小牧 〃	02 01 026										
浦河 〃	02 01 027										
静内 〃	02 01 028										
帯広 〃	02 01 029										
釧路 〃	02 01 034										
根室 〃	02 01 035										
中標津 〃	02 01 037										
網走 〃	02 01 038										
北見 〃	02 01 040										
紋別 〃	02 01 042										
稚内 〃	02 01 043										
留萌 〃	02 01 045										
札幌市 〃	02 01 101										
小樽市 〃	02 01 201										
函館市 〃	02 01 301										

各公費負担者の情報が充実

随時保険者等を調査し，4月時点の最新情報を収録

保険者名称からの検索が可能

健康保険組合 名称索引

● ア ●
IHIグループ…27
IHG・ANAホテルズ…42
あいおいニッセイ同和…28
愛三工業…57
アイシン…55
愛知製鋼…56
愛知銀行…58
愛知県医療…58
愛知県自動車販売…57
愛知県信販サービス産業…58
愛知県信用金庫…56
愛知県トラック事業…56
愛知県農協…55
愛知製鋼…55
愛知電機…56
愛知時計電機…55
あさぎん…44
アステラス…29
アストラゼネカ…66
アセルトグループ…33
味の…71
アツギ…48
ADEKA…32
アドバンテスト…43
ANAウイングス…43
ANAグループ…43
アビーム…45
アプラス…46
アペックス…57
アボット…45
旭硝子…68
旭硝子信用金庫…68
アマゾンジャパン…46
アマダ…48
アメリカンファミリー生命…42
綾羽…58
アルバック…48
アルファ…49
アルプス電気…36
あんしん…20
いすゞ…42
出光興産…64
イノアック…56
茨城県自動車販売…23
茨城県農協…23
イビデン…52
イマジカ…39
井門ニテープライズ…38
伊予銀行…71
伊予鉄道…71
岩崎通信機…33
岩谷産業…63
岩手銀行…23
岩手県自動車販売…22
印刷製本健保機構…37
● ウ ●
植木組…50
上野グループ…48
ウシオ電機…49
内田洋行…20
宇部興産…20

介護保険・医療保険

訪問看護業務の手引

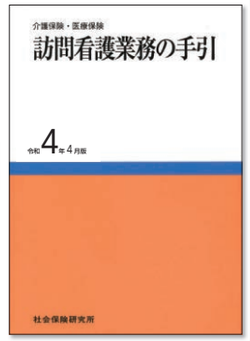

令和４年４月版	６月発刊予定

定価　**本体 3,800 円+税（税込 4,180 円）**　B5判 約830頁

ISBN978-4-7894-0461-7 C3047 ¥3800E

商品 No.140621

訪問看護ステーション必携　介護保険も医療保険も算定はこれでOK！

- 訪問看護ステーションが行う介護保険・医療保険の訪問看護業務の進め方をまとめました。
- ステーションの開設から，訪問看護の実施，費用の請求（レセプトの作成）まで，**図表を駆使してわかりやすく解説**しています。
- よく使う様式から根拠となる法令・通知まで，業務に**関連する資料を網羅した決定版**です。

本書の構成（予定）

解説編
制度の概要／訪問看護ステーションの開設／事業者の指定／運営／介護給付費／訪問看護療養費／関連診療報酬／公費負担医療　等
様式集
指定関係／運営関係／請求関係／公費等関係
関係法令・通知等
介護保険のあらまし／介護保険サービスコード表

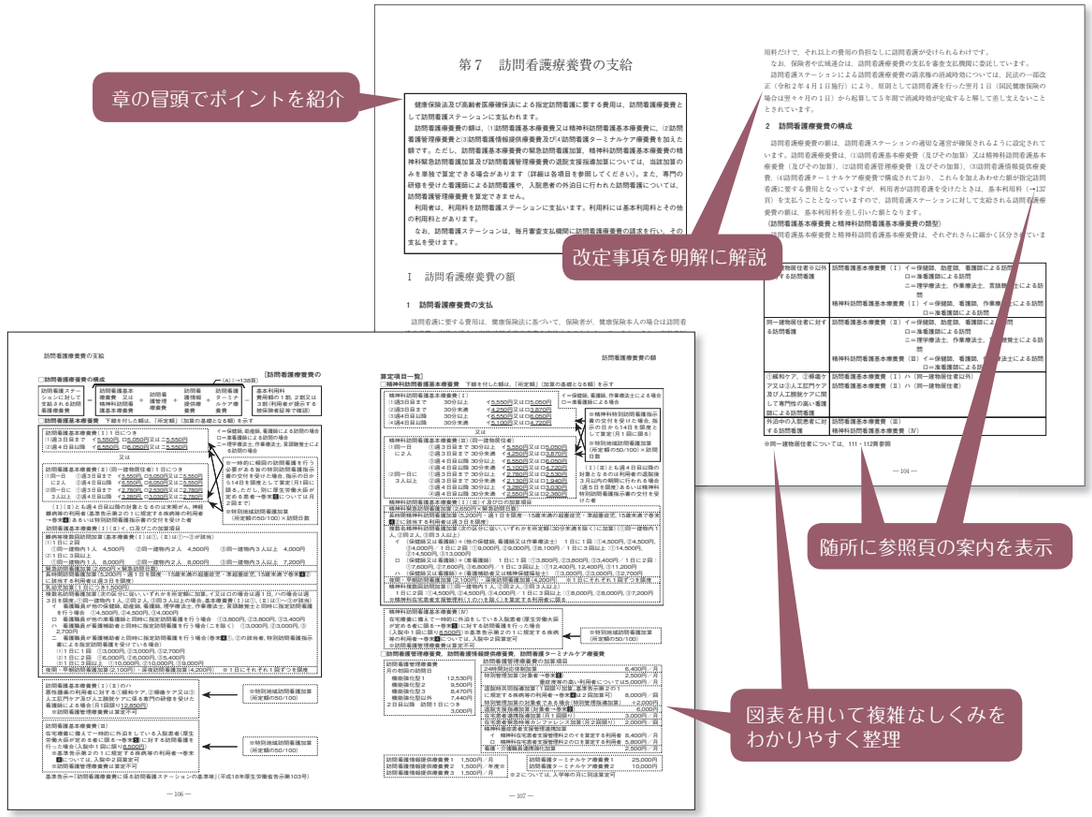
第７　訪問看護療養費の支給

健康保険法及び高齢者医療確保法による指定訪問看護に要する費用は，訪問看護療養費として訪問看護ステーションに支払われます。

訪問看護療養費の額は，(1)訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費に，(2)訪問看護管理療養費と(3)訪問看護情報提供療養費及び(4)訪問看護ターミナルケア療養費を加えた額です。ただし，訪問看護基本療養費の緊急訪問看護加算，精神科訪問看護基本療養費の精神科緊急訪問看護加算及び訪問看護管理療養費の退院支援指導加算については，当該加算のみを単独で算定できる場合があります（詳細は各項目を参照してください）。また，専門の研修を受けた看護師による訪問看護や，入院患者の外泊日に行われた訪問看護については，訪問看護管理療養費を算定できません。

利用者は，利用料を訪問看護ステーションに支払います。利用料には基本利用料とその他の利用料とがあります。

なお，訪問看護ステーションは，毎月審査支払機関に訪問看護療養費の請求を行い，その支払を受けます。

Ⅰ　訪問看護療養費の額

1　訪問看護療養費の支払

訪問看護に要する費用は，健康保険法に基づいて，保険者が，健康保険本人の場合は訪問看護

章の冒頭でポイントを紹介

改定事項を明解に解説

随所に参照頁の案内を表示

図表を用いて複雑なしくみをわかりやすく整理

医療・介護 給付調整ガイド

令和４年度版 | 10月発刊予定

定価　本体3,000円+税（税込3,300円）　B5判 約250頁

ISBN978-4-7894-0681-9 C3047 ¥3000E

商品 No.160451

医療保険と介護保険の接点となる給付調整の内容を一望
医療・介護連携のために知っておきたい制度のしくみを
わかりやすく解説

- 医療と介護は，両者あいまって高齢者のＱＯＬの維持・向上に重要な役割を担っています。その制度的基盤である**医療保険と介護保険との関係についてまとめました**。
- 要介護･要支援の方に対する医療の提供は，「**介護保険優先**」の原則により，介護サービスでまかなえるものについては，医療保険では給付されないことになっています（**給付調整**）。本書では，要介護・要支援の方について医療保険で算定できない項目や，原則的には算定できないが算定が可能となる場合などを具体的に紹介し，実務に役立つ内容となっています。
- 連携支援に携わるケアマネジャー，医療ソーシャルワーカーなどの専門職をはじめ，**医療と介護にかかわるあらゆる職種**の方々にお勧めしたい一冊です。

本書の構成（予定）

序　医療保険と介護保険	医療保険・介護保険の役割や基本的なしくみを説明した上で，給付調整の意味合いを解説しています。また，給付調整をより明快に理解するために役立つ知識として，介護保険のサービス種類や医療保険の点数表の構成について取り上げています。
Ⅰ　給付調整一覧	厚生労働省発出の「給付調整通知」のなかで給付調整の内容を点数表レベルで具体化している「別紙」を，「在宅」「入院」「入所」別に再編成し，かつフルカラーで見やすく編集。複雑な規定も一目でわかるよう配慮しました。
Ⅱ　給付調整のポイント	「在宅」「入院」「入所」別にポイントとなる項目を拾い上げ，給付調整の考え方を解説。各場面における実務の助けになることを念頭に置いた記述となっています（２色刷）。 「訪問看護」こんなときは介護保険・こんなときは医療保険 「リハビリテーション」急性期・回復期・維持期の流れと使い分け 「施設入所」特養・老健・介護医療院それぞれ独自の給付調整
Ⅲ　相互に関連する規定総覧	給付調整の規定はもちろん，点数表もポイントとなる項目を収載しています。立体的・多面的な理解ができるよう，各種工夫して編集しています（２色刷／１色刷）。 （掲載した主な規定） 医科点数表　告示と通知（介護保険との調整・連携に係る箇所を抜粋） 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（告示） 医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について（通知） 特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて（通知） 疑義解釈（事務連絡）

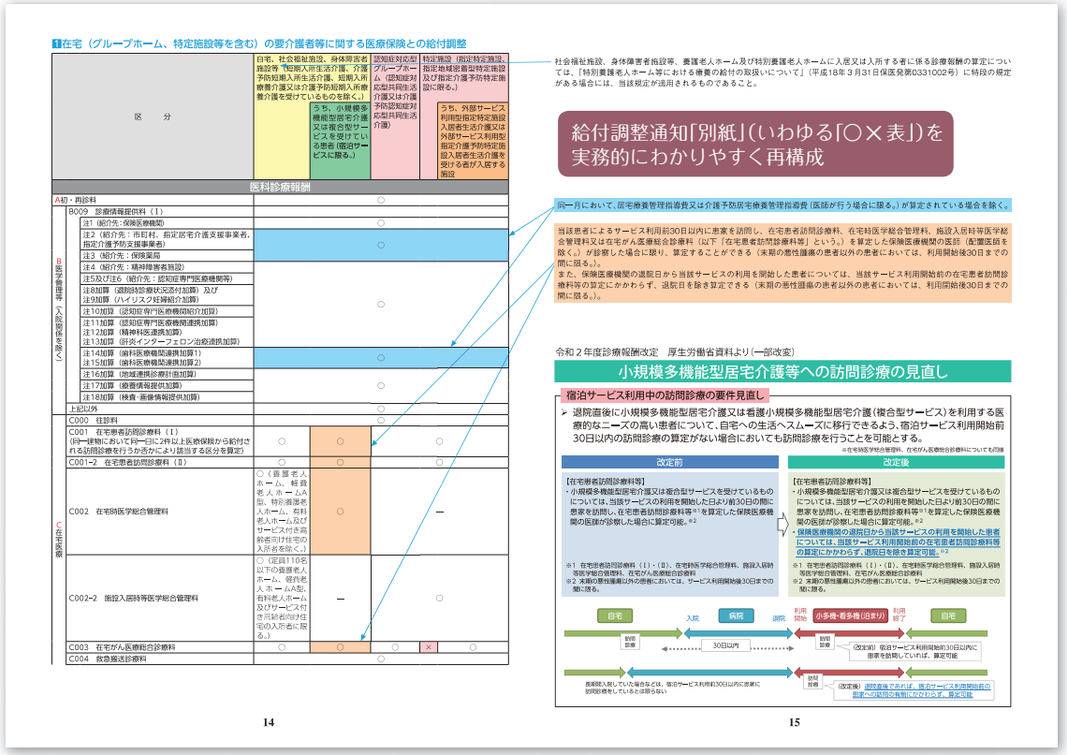
Ⅰ在宅（グループホーム、特定施設等を含む）の要介護者等に関する医療保険との給付調整

区分	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く。）	うち、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けている患者（宿泊サービスに限る。）	認知症対応型グループホーム（認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護）	特定施設（指定特定施設、指定地域密着型特定施設及び指定介護予防特定施設に限る。）	うち、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者が入居する施設
医科診療報酬					
A初・再診料	○				
B医学管理等（入院基本料等加算を除く） B009 診療情報提供料（１）	○				
注1（紹介先：市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者）			○		
注3（紹介先：保険薬局）					
注4（紹介先：精神障害者施設）					
注5及び注6（紹介先：認知症専門医療機関等）	○				
注8加算（退院時診療状況添付加算）及び注9加算（ハイリスク妊婦紹介加算）					
注10加算（認知症専門医療機関紹介加算）					
注11加算（認知症専門医療機関連携加算）					
注12加算（精神科連携加算）					
注13加算（肝炎インターフェロン治療連携加算）					
注14加算（歯科医療機関連携加算1）	○				
注15加算（歯科医療機関連携加算2）					
注16加算（地域連携診療計画加算）					
注17加算（療養情報提供加算）	○				
注18加算（検査・画像情報提供加算）					
上記以外	○				
C在宅医療 C000 往診料	○				
C001 在宅患者訪問診療料（１）（同一建物において同一日に２件以上医療保険から給付される訪問診療を行うか否かにより該当する区分を算定）	○	○	○		
C001-2 在宅患者訪問診療料（Ⅱ）	○	○	○		
C002 在宅時医学総合管理料	○（養護老人ホーム、軽費老人ホームA型、特定施設老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入所者を除く。）	○	—		
C002-2 施設入居時等医学総合管理料	○（盲聴１０名以下の施設老人ホーム、軽費老人ホームA型、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入所者に限る。）	—	○		
C003 在宅がん医療総合診療料	○	○	○	×	○
C004 救急搬送診療料			○		

社会福祉施設、身体障害者施設等、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに入居又は入所する者に係る診療報酬の算定については、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年３月31日保医発第0331002号）に特段の規定がある場合には、当該規定が適用されるものであること。

給付調整通知「別紙」（いわゆる「○×表」）を実務的にわかりやすく再構成

同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費（医師が行う場合に限る。）が算定されている場合を除く。

当該患者によるサービス利用前30日以内に患家を訪問し、在宅患者訪問診療料、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料又は在宅がん医療総合診療料（以下「在宅患者訪問診療料等」という。）を算定した保険医療機関の医師（配偶医師を除く。）が診察した場合に限り、算定することができる（末期の悪性腫瘍の患者以外の患者においては、利用開始後30日までの間に限る。）。

また、保険医療機関の退院日から当該サービスの利用を開始した患者については、当該サービス利用開始前の在宅患者訪問診療料等の算定にかかわらず、退院日を除き算定できる（末期の悪性腫瘍の患者以外の患者においては、利用開始後30日までの間に限る。）。

14

令和２年度診療報酬改定　厚生労働省資料より（一部改変）

小規模多機能型居宅介護等への訪問診療の見直し

宿泊サービス利用中の訪問診療の要件見直し

- 退院直後に小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）を利用する医療的なニーズの高い患者について、自宅への生活へスムーズに移行できるよう、宿泊サービス利用開始前30日以内の訪問診療の算定がない場合においても訪問診療を行うことを可能とする。

※在宅時医学総合管理料、在宅がん医療総合診療料については同様

改定前	改定後
【在宅患者訪問診療料等】 ・小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けているものについては、当該サービスの利用を開始した日より前30日の間に患家を訪問し、在宅患者訪問診療料等※1を算定した保険医療機関の医師が診察した場合に算定可能。※2	【在宅患者訪問診療料等】 ・小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けているものについては、当該サービスの利用を開始した日より前30日の間に患家を訪問し、在宅患者訪問診療料等※1を算定した保険医療機関の医師が診察した場合に算定可能。※2 **保険医療機関の退院日から当該サービスの利用を開始した患者については、当該サービス利用開始前の在宅患者訪問診療料等の算定にかかわらず、退院日を除き算定可能。※2**

※1 在宅患者訪問診療料（１）・（Ⅱ）、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料、在宅がん医療総合診療料
※2 末期の悪性腫瘍以外の患者においては、サービス利用開始後30日までの間に限る。

15

2 リハビリテーション　医療から介護への移行

◎リハビリテーションには，急性期→回復期→維持期・生活期という流れがあり，急性期と回復期は医療保険が，維持期・生活期は介護保険が給付を担当するという制度設計となっています。
◎医療保険から介護保険への移行が円滑に行われるように，とくに医療保険（診療報酬）の側にさまざまなしくみが設けられています。

1 リハビリテーションの流れとポイントとなる「移行」

リハビリテーションは，急性期→回復期→維持期・生活期という３つの段階があります。

発症直後からの急性期とそれに続く回復期のリハビリテーションは，傷病の治療と同時に行われることから医療保険が担当し，その後の維持期・生活期のリハビリテーションは生活の中での取組みとなることから介護保険が担当する，という役割分担が図られています。

リハビリテーションにおける医療保険から介護保険への「移行」は，医療と介護の連携がとりわけ重要となる場面といえます。患者や家族も，療養環境の変化に直面して戸惑いがちになったり，傷病や生活のこれからの見通しに不安を覚える時期でもあります。この局面を医療と介護の関係者が連携し，患者・家族にとってよりよい道筋をつけることができれば，その後の介護のある生活も意欲が保持されたものとなり，QOLの維持・向上も期待できます。

◆リハビリテーションの流れと関係する診療報酬・介護報酬

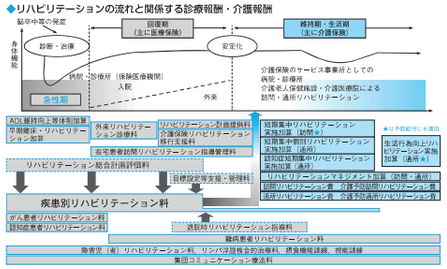

3 介護保険施設の入所者への医療の提供

◎介護保険施設には，福祉系の「（地域密着型）介護老人福祉施設」と医療系の「介護老人保健施設」・「介護医療院」があるほか，令和６年３月まで経過的に存続する「介護療養型医療施設」があります。
◎施設で提供される介護保険による医療的サービスの度合いによって，入所者に対する医療保険からの給付の制約のあり方が変わっていきます。

1 介護保険施設の種別による給付調整の相違

要介護者（要支援者は対象外）が入所して介護サービスを受ける介護保険施設は，次の４つの種別があります。
①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設
②介護老人保健施設
③介護医療院
④介護療養型医療施設（令和６年３月まで）

これらの施設の特性に応じて，介護保険から提供される医療が変わってきます。これを反映して，入所者に対してどの程度医療保険からの給付が行われるかも変わってきます。

◆介護保険施設における介護保険と医療保険の給付調整のイメージ

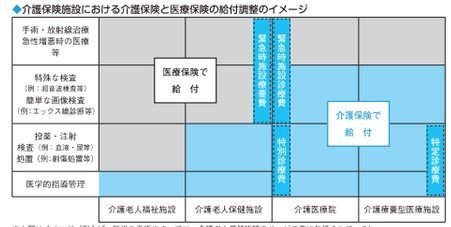

※上図はイメージ（例えば，簡単な手術については，介護老人保健施設のサービス費に包括されている）

「Ⅱ 給付調整のポイント」は図表を多用してわかりやすさを追求

療養費の支給基準

令和４年度版	７月発刊予定

定価　**本体 2,800 円+税（税込 3,080 円）**　B5判 約500頁

ISBN978-4-7894-1699-3 C3047 ¥2800E

商品 No.140429

各種施術機関や保険者，行政関係者に必携
6月施行の新しい施術料金・関係法令・通知，各種様式を収録

●柔道整復（事実上現物給付），あん摩・マッサージ・指圧，はり・きゅう，治療用装具，輸血用血液（生血）の**各種基準料金**とともに，療養費支給のための留意事項や疑義解釈など保険請求上の**手続きや取扱いを網羅**しています。

本書の構成（予定）

第１　療養費について	第５　はり師，きゅう師の施術（あん摩･マッサージ･指圧師，はり師，きゅう師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱い）
第２　治療用装具の支給（補装具の価格基準例）	第６　生血代
第３　柔道整復師の施術	第７　移送費
第４　あん摩・マッサージ・指圧師の施術	

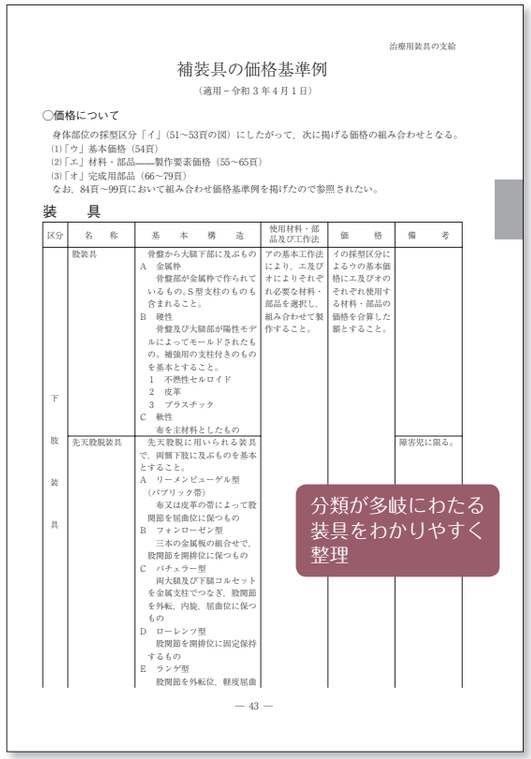

治療用装具の支給

補装具の価格基準例

（適用－令和３年４月１日）

○価格について

身体部位の採型区分「イ」（51～53頁の図）にしたがって，次に掲げる価格の組み合わせとなる。
(1)「ウ」基本価格（54頁）
(2)「エ」材料・部品――製作要素価格（55～65頁）
(3)「オ」完成用部品（66～79頁）
なお，84頁～99頁において組み合わせ価格基準例を掲げたので参照されたい。

装　具

区分	名　称	基　本　構　造	使用材料・部品及び工作法	価　格	備　考
下肢装具	股装具	骨盤から大腿下部に及ぶもの A　金属枠 骨盤部が金属枠で作られているもの。S型支柱のものも含まれること。 B　硬性 骨盤及び大腿部が陽性モデルによってモールドされたもの。補強用の支柱付きのものを基本とすること。 1　不燃性セルロイド 2　皮革 3　プラスチック C　軟性 布を主材料としたもの	アの基本工作法により，エ及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し，組み合わせて製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
	先天股脱装具	先天股脱に用いられる装具で，両側下肢に及ぶものを基本とすること。 A　リーメンビューゲル型（パブリック帯） 布又は皮革の帯によって股関節を屈曲位に保つもの B　フォンローゼン型 三本の金属板の組合せで，股関節を開排位に保つもの C　バチェラー型 両大腿及び下腿コルセットを金属支柱でつなぎ，股関節を外転，内旋，屈曲位に保つもの D　ローレンツ型 股関節を開排位に固定保持するもの E　ランゲ型 股関節を外転位，軽度屈曲			障害児に限る。

— 43 —

分類が多岐にわたる装具をわかりやすく整理

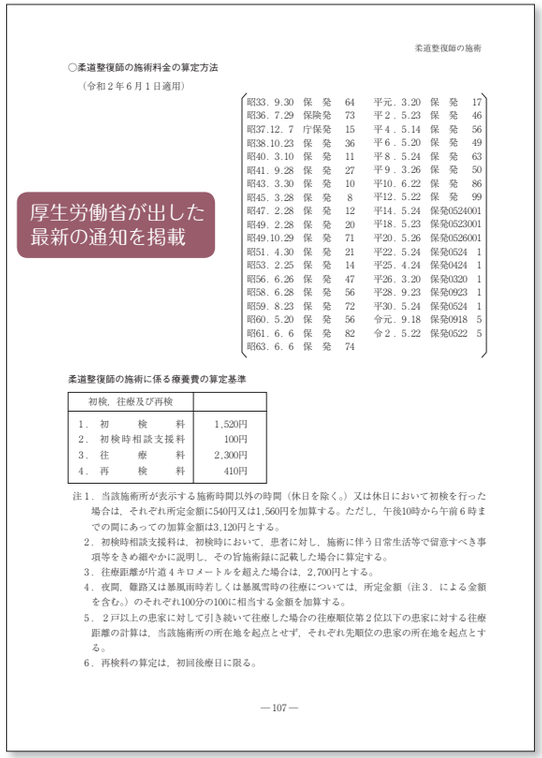

柔道整復師の施術

○柔道整復師の施術料金の算定方法

（令和２年６月１日適用）

昭33．9.30	保　発	64	平元．3.20	保　発	17
昭36．7.29	保険発	73	平２．5.23	保　発	46
昭37.12．7	庁保発	15	平４．5.14	保　発	56
昭38.10.23	保　発	36	平６．5.20	保　発	49
昭40．3.10	保　発	11	平８．5.24	保　発	63
昭41．9.28	保　発	27	平９．3.26	保　発	50
昭43．3.30	保　発	10	平10．6.22	保　発	86
昭45．3.28	保　発	8	平12．5.22	保　発	99
昭47．2.28	保　発	12	平14．5.24	保発0524001	
昭49．2.28	保　発	20	平18．5.23	保発0523001	
昭49.10.29	保　発	71	平20．5.26	保発0526001	
昭51．4.30	保　発	21	平22．5.24	保発0524	1
昭53．2.25	保　発	14	平25．4.24	保発0424	1
昭56．6.26	保　発	47	平26．3.20	保発0320	1
昭58．6.28	保　発	56	平28．9.23	保発0923	1
昭59．8.23	保　発	72	平30．5.24	保発0524	1
昭60．5.20	保　発	56	令元．9.18	保発0918	5
昭61．6．6	保　発	82	令２．5.22	保発0522	5
昭63．6．6	保　発	74			

厚生労働省が出した最新の通知を掲載

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準

初検，往療及び再検	
１．初　検　料	1,520円
２．初検時相談支援料	100円
３．往　療　料	2,300円
４．再　検　料	410円

注１．当該施術所が表示する施術時間以外の時間（休日を除く。）又は休日において初検を行った場合は，それぞれ所定金額に540円又は1,560円を加算する。ただし，午後10時から午前６時までの間にあっての加算金額は3,120円とする。
２．初検時相談支援料は，初検時において，患者に対し，施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し，その旨施術録に記載した場合に算定する。
３．往療距離が片道４キロメートルを超えた場合は，2,700円とする。
４．夜間，難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については，所定金額（注３．による金額を含む。）のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。
５．２戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第２位以下の患家に対する往療距離の計算は，当該施術所の所在地を起点とせず，それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。
６．再検料の算定は，初回後療日に限る。

— 107 —

DPCの基礎知識

令和４年４月版	6月発刊予定

定価　**本体 1,500 円+税（税込 1,650 円）**　B５判 2色 約150頁

ISBN978-4-7894-1587-3 C3047 ￥1500E

商品 No.110812

院内研修時に最適なＤＰＣ初心者向け入門書
ＤＰＣに関する基礎知識は，この一冊で完璧

●本書は，DPC/PDPS（診断群分類に基づく１日あたり定額報酬算定制度）を理解するための入門書として企画された，「見やすさ」「わかりやすさ」を追求した解説書です。
●図表を駆使してビジュアルにまとめ，初心者にも理解しやすい構成としていますので，院内研修や専門学校等でのご活用に最適です。
●テーマごとにＱ＆Ａを掲載していますので，医療機関や審査支払機関での実務にも使用できる内容となっています。

本書の構成（予定）

ＤＰＣの概要	○診断群分類とは ○DPC/PDPS導入の背景 ○対象となる医療機関・病棟 ○対象となる患者・対象とならない患者★
「ツリー図」・「定義テーブル」による診断群分類区分の決定	○包括評価の対象となる診断群分類（診断群分類区分） ○包括評価の対象とならない診断群分類★ ○傷病名の決定★ ○「ツリー図」と「定義テーブル」を用いて診断群分類区分を決定★
診断群分類番号の構成	○疾患コード（「①MDC」・「②コード（各MDCにおける傷病の細分類）」） ○「③病態等分類」 ○「④年齢・出生時体重等」★ ○診療行為（「⑤手術」・「⑥手術・処置等１」・「⑦手術・処置等２」）★ ○「⑧定義副傷病」★　○「⑨重症度等」★
診療報酬額の算定方法	○「所定点数」に包括されるもの★ ○入院期間に応じた点数の設定（入院期間により点数が変わる）★ ○医療機関別係数（医療機関によって点数が変わる）★ ○特定入院料の取扱い★ ○所定点数が減算される場合の取扱い ○診断群分類区分等に変更があった場合等の取扱い★ ○同一傷病での再入院にかかる取扱い★ ○その他の注意点★
診療報酬額の請求とレセプトの記載	○「包括評価部分」欄の記載要領 ○DPCレセプト記載要領の一般的事項★ ○DPCレセプトの各欄の記載方法★ ○コーディングデータの提出 ○DICの症状詳記　○明細領収証の発行
参　考	地域医療指数における体制評価指数の詳細
付　録	○各種ツールについて／○医療機関群別基礎係数，医療機関別機能評価係数Ⅱ・激変緩和係数／○令和4年度診療報酬改定の概要　DPC/PDPS

難解な用語や制度などもコラム形式で丁寧に解説（★付の項目はQ&A付）

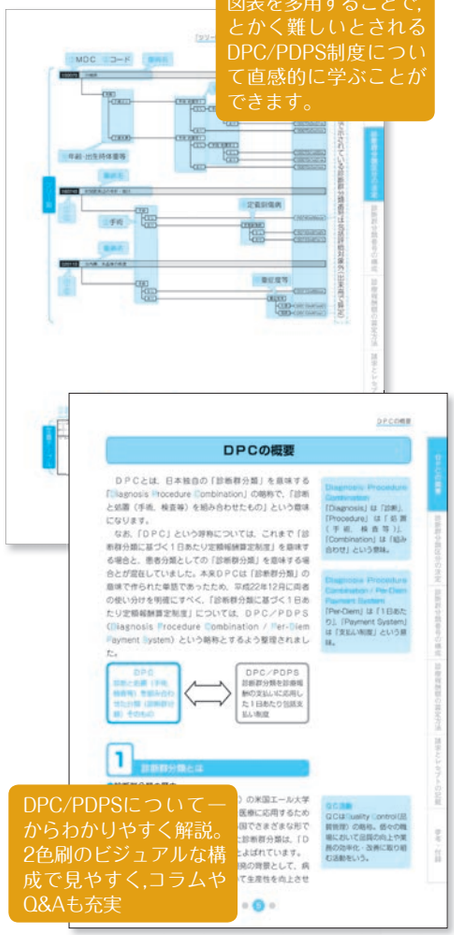

図表を多用することで，とかく難しいとされるDPC/PDPS制度について直感的に学ぶことができます。

DPC/PDPSについて一からわかりやすく解説。2色刷のビジュアルな構成で見やすく,コラムやQ&Aも充実

点数表の基本とレセプト記載の原則　〈医科〉

レセプト作成テキストブック

令和４年４月版	４月発刊予定

定価　本体 3,500 円+税（税込 3,850 円）　B５判 約500頁

ISBN978-4-7894-1987-1 C3047 ¥3500E

商品 No.180124

レセプトの作り方から医療事務を学ぶ一冊です

- まず医科点数表の基本を確実に理解してから，次にカルテをもとにレセプトを作成する方法を学ぶ構成になっています。
- 段階を踏んだ着実な構成で，医療機関や専門学校における**レセプトの理解および作成のための学習書**として最適です。
- (公財)**日本医療保険事務協会**が実施する，全国一斉統一試験「**診療報酬請求事務能力認定試験（医科）**」受験のための参考図書として活用できます。

本書の構成（予定）

参考資料　医療保険制度一覧／公費負担医療制度一覧／入院時食事療養費・入院時生活療養費一覧／自己負担限度額表

第１章　保険請求事務の基礎知識
- 窓口事務から診療報酬の請求・支払いのしくみ，レセプト作成の位置づけを説明

第２章　基本診療料
- 基本診療料について，算定およびレセプト記載の要点を解説
- 算定練習とレセプト記載例

第３章　特掲診療料
- 特掲診療料について，算定およびレセプト記載の要点を解説
- 算定練習とレセプト記載例

第４章　レセプト作成
- カルテ例（外来・入院・後期高齢者）から１件の完全なレセプトを作成。演習形式でポイントを押さえた学習が可能

付録　診療報酬明細書の記載要領等
- 診療行為名称等の略号，摘要欄への記載事項等

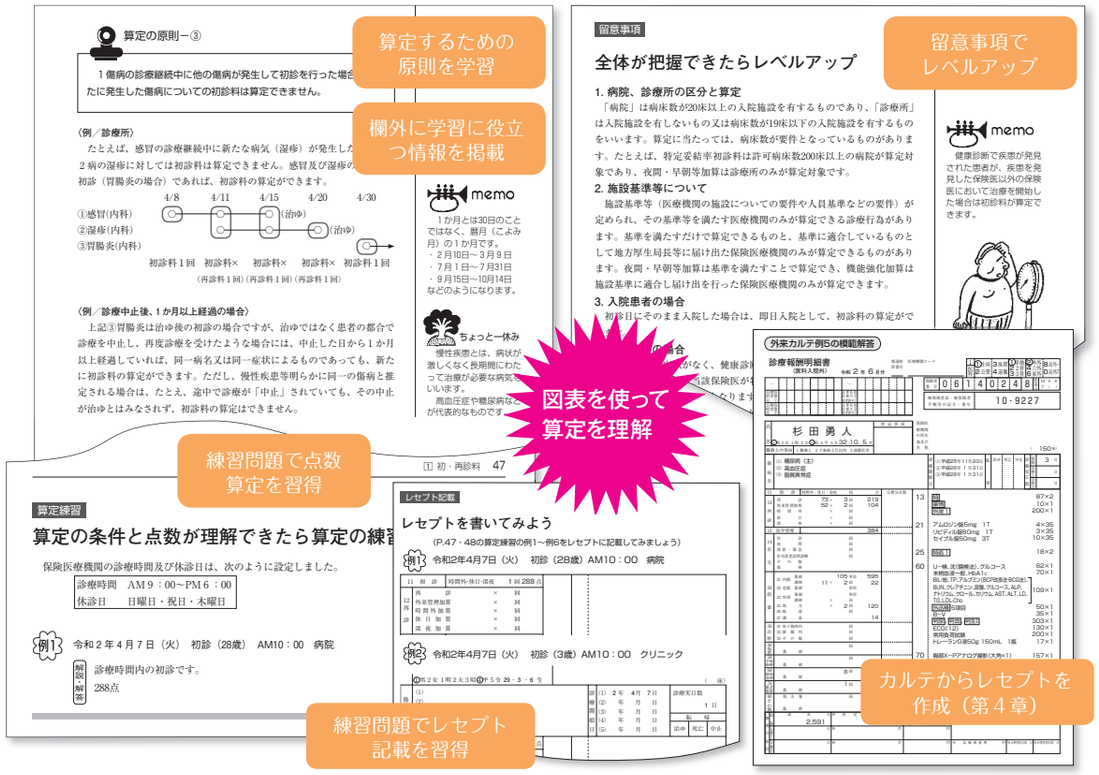

医療保険制度の概要と関係法令　〈医科〉

保険診療 基本法令テキストブック

令和４年４月版	４月発刊予定

定価　本体 2,200 円+税（税込 2,420 円）　B5判 約270頁

ISBN978-4-7894-0904-9 C3047 ¥2200E

商品 No.180324

保険診療・請求事務に必要な基礎知識をこの一冊に凝縮
医療機関におけるさまざまなスタッフ向けのテキストとして好評です

- 保険診療・請求事務に必要な基礎知識や診療報酬の請求・支払いのしくみ等をコンパクトにわかりやすく解説しています。
- (公財)**日本医療保険事務協会**が実施する，全国一斉統一試験「**診療報酬請求事務能力認定試験（医科）**」受験のための参考図書として活用していただきたい一冊です。

本書の構成（予定）

第１章　医療保険制度の概要
1.医療保険制度　2.被用者保険　3.国民健康保険
4.後期高齢者医療　5.医療保険関係法規

第２章　公費負担医療制度の概要
1.公費負担医療制度　2.その他の医療保障制度

第３章　保険医療機関と保険医
1.保険医療を行う医療機関と医師
2.保険医療機関の指定と保険医の登録
3.保険診療に係る施設基準等

第４章　療養担当規則
1.保険診療の方針と診療録の作成
2.保険医療機関の責務

第５章　診療報酬請求と審査制度
1.保険診療のしくみ　2.診療報酬の請求　3.総括
4.診療報酬の審査制度

第６章　医療関係法規
医療法・医師法等，関係法令の関連部分を抜粋

〈参考〉介護保険制度
1.介護保険制度の概要　2.医療機関と介護保険

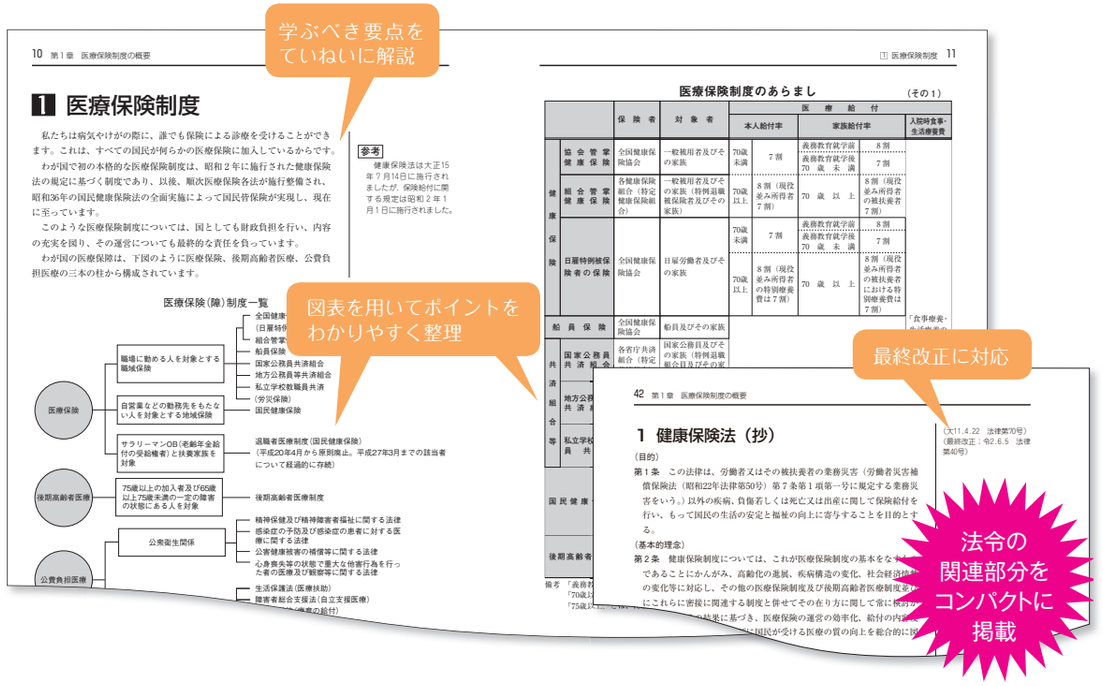

事例で学ぶ

歯科レセプト 作成と点検

令和４年４月版	６月発刊予定

定価　**本体 4,000 円+税（税込 4,400 円）**　B5判 2色 約400頁

ISBN978-4-7894-1818-8 C3047 ￥4000E

商品 No.130757

豊富な事例と図解で，歯科診療のレセプト作成から縦覧点検までを解説

- **多数の事例**を使用し，傷病名と診療内容，算定要件および治療の流れからみた**点検を着眼点**として構成しています。
- 点数表に沿って，**算定の基礎**，**レセプト記載上の留意点**および**レセプト点検のポイント**を解説しています。
- **模擬カルテ**を使用して**治療の流れによるレセプト作成**を解説，**点検用事例**を使用して**縦覧点検**までを解説しています。
- レセプト摘要欄などへの記載事項，**歯科の基礎知識**を掲載しています。

本書の構成（予定）

第1編　保険請求事務の基礎知識
- 第1章　レセプト作成の概要
- 第2章　レセプト点検の概要

第2編　点数算定と点数表の解釈
- 第1章　基本診療料（事例1 ～事例4-2）
- 第2章　特掲診療料（事例5 ～事例50）
- 第3章　その他

第3編　レセプト作成と点検
- 第1章　レセプト作成（模擬カルテより）
- 第2章　点検と解説（事例1 ～事例10-6）

第4編　歯科の基礎知識
- 第1章　口腔内の組織と名称
- 第2章　歯の疾患
- 第3章　歯冠修復及び欠損補綴

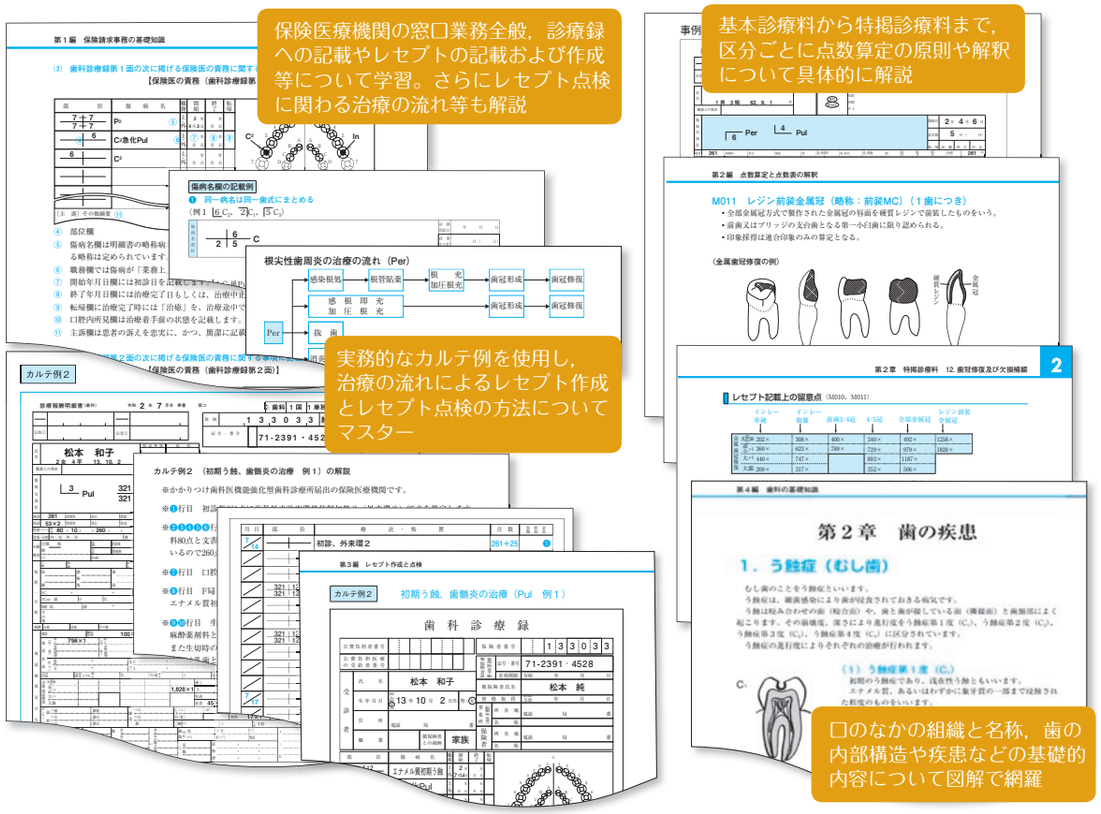

社会保険のてびき

令和４年度版	４月発刊予定

定価　**本体 2,200 円+税（税込 2,420 円）**　A5判 約550頁

ISBN978-4-7894-2034-1 C3032 ￥2200E

商品 No.200034

- 健康保険・厚生年金保険を中心に社会保険のしくみと給付をくわしく，初心者でもわかるように解説した入門書です。
- 健康保険の給付と年金給付（老齢給付，障害給付，遺族給付）をていねいに解説しました。

社会保険の事務手続（総合版）

令和４年度版	４月発刊予定

定価　**本体 1,200 円+税（税込 1,320 円）**　A4判 2色 約140頁

ISBN978-4-7894-2358-8 C3032 ￥1200E

商品 No.220231

- 健康保険･厚生年金の被保険者の資格取得の決定，標準報酬月額の決め方，定時決定と算定基礎届，随時改定と月額変更届，保険料の納め方など平易に解説した事務テキストです。
- 労働保険の解説と主な届出様式の記載例も収載しています。

診断書を作成される医師のための

障害年金と診断書（障害基礎年金･障害厚生年金）

令和４年７月版	７月発刊予定

企画・製作　社会保険研究所　　発行所　年友企画株式会社

定価　**本体 2,000 円+税（税込 2,200 円）**　B5判 3色 約230頁

本冊子は，取次・書店経由のお取次はできません。

商品 No.170823

診断書を書かれる医師に必携の書

- 障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）では，支給対象となる障害の程度は「障害認定基準」に基づいて審査が行われ，その際障害の部位によって定められた８種類の「診断書」をはじめ，必要な書類を提出する必要があります。本書は，この「診断書」の記載を標準化させるために作成されたものです。
- 本書は，最新の診断書の様式を使用して具体的な例をまじえながら，**障害給付の概要**，その**診断書の意義**および**記載上の留意点**などを解説しています。令和４年1月1日実施の障害認定基準の改正事項（眼の障害）も収載しています。

本書の構成（予定）

目次

○診断書を作成される医師の皆様へ
1. 障害基礎年金・障害厚生年金の概要
2. 障害基礎年金・障害厚生年金と診断書
3. 障害の認定要領と診断書
4. 診断書記載事例
5. 参考資料

付1　障害年金の請求
付2　障害年金受給中の手続き

医療情報システム入門 2020

2020 年版	令和２年１月発刊

一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会　JAHIS 編
定価　**本体 3,000 円+税（税込 3,300 円）**　B5判 296頁
ISBN978-4-7894-1895-9 C3047 ¥3000E
商品 No.180705

医療情報システムのエキスパートが集結して執筆！
徹底した現場目線でわかりやすく解説した入門書

●医療情報システムの**第一線を担う専門分野担当者**が，最新の現状分析と将来展望を示した入門書です。
●**医療情報システムの全体構成**から始まり，電子カルテ，医事会計，セキュリティなどの**分野別のポイント**を経て，標準化等の**横断的テーマ**にいたるまで，政策・業務・技術動向を交え解説しています。見やすい図表，難解な用語を解説した傍注，関連した話題についてのコラムなど，**初心者の方でも順を追って理解できるように構成**しました。
●医療関係の方，医療分野の教員・学生，システム企業で医療分野に携わる方などに広くご利用いただけます。

本書の構成

第１章　医療をめぐる動向ガイダンス
第２章　医療機関における医療情報システム
第３章　電子カルテシステム
第４章　医事会計システム
第５章　部門システム
第６章　院内物流システム
第７章　検査システム
第８章　医用画像システム
第９章　医療情報システムの患者安全に関するリスクマネジメント
第10章　プライバシーとセキュリティ
第11章　地域医療連携情報システム
付録　医療情報システムの標準化について

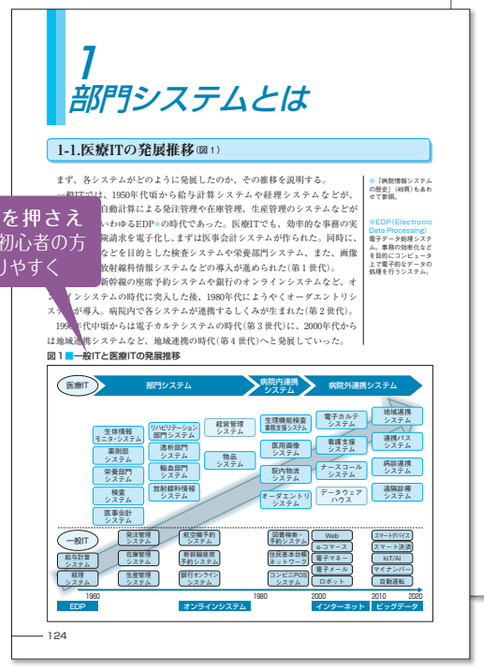
1 部門システムとは

1-1.医療ITの発展推移（図１）

まず，各システムがどのように発展したのか，その推移を説明する。

一般IT には，1950年代頃から給与計算システムや経理システムなどが，1960年代頃からいわゆるEDP※の時代であった。医療ITでも，効率的な事務の実現を目的に，診療報酬請求を電子化し，まずは医事会計システムが作られた。同時に，検査システムなどを目的とした検査システムや栄養部門システム，また，画像診断システムなどの放射線科情報システムなどの導入が進められた（第１世代）。

1990年代前半頃から新幹線の座席予約システムや銀行のオンラインシステムなど，オンラインシステムの時代に突入した後，1980年代にようやくオーダエントリシステムなどが導入。病院内で各システムが連携するしくみが生まれた（第２世代）。

1990年代中頃からは電子カルテシステムの時代（第３世代）に，2000年代からは地域連携システムなど，地域連携の時代（第４世代）へと発展していった。

※「病院情報システムの歴史」（49頁）もあわせて参照。

※EDP(Electronic Data Processing)
電子データ処理システム。集積の効率化などを目的にコンピュータと電子的なデータの処理を行うシステム。

図１■一般ITと医療ITの発展推移

2 病院業務と情報システム

医事部門では診療した情報と連携することで医療費等の計算を行う。また，電子カルテシステムの情報は医療機関内部にとどまらず，地域連携システムとして，他の病院，診療所や健診センター等とつながっていくのである。

(2) 職種・部門に対応する情報システム

病院業務へのシステムの適用については，職種・部門に対応する情報システムとして次のように整理できる。

職種・部門	利用される主なシステム
①医師	電子カルテシステム，オーダエントリシステム，クリティカルパスシステム
②看護師	看護支援システム，勤務管理システム
③薬剤師	調剤支援システム，薬品在庫管理システム，薬品情報システム
④放射線技師	医用画像システム(PACS※)，放射線科情報システム(RIS※)，読影レポートシステム
⑤検査技師	臨床検査情報システム(LIS※)，細菌検査システム，病理情報システム
⑥栄養士	栄養(給食)管理システム，栄養指導システム
⑦医事課職員	医事会計システム
⑧用度・各現場	院内物流システム(SPD※)
⑨総務・財務	経営支援システム，人事給与システム，財務会計システム
⑩その他	健診・保健指導システム，リハビリテーションシステム，地域連携システム

(3) 医療情報の特性と形態

医療情報の特性としては，マルチメディアであるということがあげられる。つまり，数値やテキスト，画像・動画といった多彩な情報を取り扱うということである。たとえば，次のとおり，心音・肺音などの音情報や，脳波や心電図またはシェーマ※といった図形・波形情報，デジタル画像や動画情報，治療や教育で用いられる知識情報なども取り扱っている。

コード／マスタ情報	患者ID，住所，検査名，薬品名，手術術式，病名など
数値情報	身長，体重，年齢，血圧値，検査結果値，薬品処方量，放射線量
音情報	心音，肺音
テキスト・概念情報	記述情報，患者の主訴，徴候，身体所見，診断過程，治療評価
図形・波形情報	シェーマ，心電図，脳波，脈波
画像・動画情報	X線写真，CT画像，内視鏡画像，皮膚科画像，病理画像 サーモグラフィ，シネアンギオ(冠動脈造影) ３次元CT立体画像，バーチャルリアリティ型３次元画像
知識情報	診断的知識，治療の知識，ガイドライン，フローチャート，教育情報

※PACS(Picture Archiving and Communication System)→188頁
※RIS(Radiology Information System)→188頁
※LIS(Laboratory Information System)→170頁
※SPD(Supply Processing & Distribution)
薬剤による物品の一括購買・配送のことをいい，院内物品管理業務を一元管理する。一般的には院内物流代行と訳され，院内SPDは，材料や物品などの在庫管理，購入の入札を業者が行い，院内SPDは，さらに病院内での搬送作業も代行する。
※シェーマ
図式，形式という意味の独単語。診療記録の補足のために使用する主にイラスト図。電子カルテ上では，部位等の詳細記録のために用いられるイラスト画像。

ポイントを押さえた図表で初心者の方にもわかりやすく

難解な用語は傍注で丁寧に解説

薬局スタッフのための

改正薬機法ガイド

令和２年９月版	令和２年 11 月発刊

定価　**本体 3,000 円+税（税込 3,300 円）**　B5判 一部2色 448頁
ISBN978-4-7894-0660-4 C2047 ¥3000E
商品 No.160280

大幅に改正された「薬機法」がいちからわかる！
薬局業務に携わるすべての方のための一冊

●令和２年９月から一部施行された改正薬機法（※）は「薬局」そのものの定義が変更されるなどの大幅な改正であり，薬局の開設からコーポレートガバナンスまで，また医薬品・医療機器等の審査からトレーサビリティまで，さまざまな分野で影響が生じることとなります。（※医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律）
●特に薬局にかかわる内容としては，**「継続的な服薬指導の義務化」**や，**「機能の認定制度」「法令遵守体制の整備」（令和３年８月施行）**があります。
●本書はこれらの具体的な進め方の手引きとなるべく，今回改正の内容を網羅・解説し，開設から服薬指導まで，**業務と密接にかかわる薬機法の重要ポイント**を，根拠法令を示しながらわかりやすく解説します。さらに，**令和3年8月施行にかかる改正を反映した法令**や，**薬局・薬店の運営の根拠となる各種資料**を，テーマごとに集約して掲載しています。

本書の構成

Ⅰ 令和元年改正法のポイント	**Ⅰ-１ 薬剤師・薬局関連** 法改正の経緯／薬剤師・薬局のあり方の見直し／法令遵守体制等の整備
	Ⅰ-２ 医薬品・医療機器等関連 医薬品・医療機器等の開発から市販後までの制度改善／その他の令和元年法改正
Ⅱ 知っておきたい薬機法	総則（薬機法第１章）／薬局（薬機法第3章）／医薬品の販売業（薬機法第7章①）／医薬品の販売・情報提供等（薬機法第7章②）／医薬品等の取扱い（薬機法第９章）／医薬品等の広告（薬機法第10章）／医薬品等の安全対策（薬機法第１１章）／薬剤師の業務（薬剤師法）
Ⅲ 薬機法関係資料	・薬機法（薬局関連）⇨医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律 〔法律・政令・省令〕／薬機法関係告示一覧 ・薬剤師法⇨薬剤師法〔法律・政令・省令〕／関係法令・通知

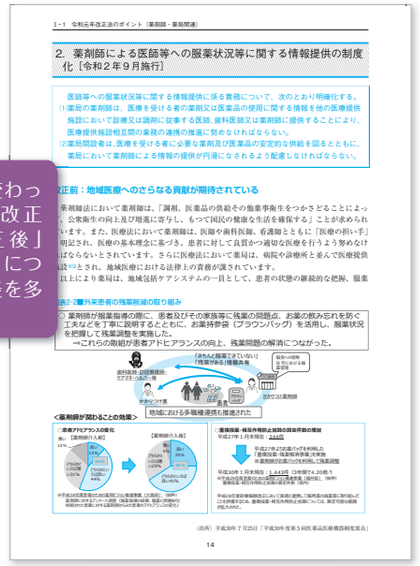
Ⅰ-１ 令和元年改正法のポイント（薬剤師・薬局関連）

2. 薬剤師による医師等への服薬状況等に関する情報提供の制度化［令和２年９月施行］

医師等への服薬状況等に関する情報提供に係る責務について，次のとおり明確化する。
(1)薬局の薬剤師は，医療を受ける者の薬剤又は医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師，歯科医師又は薬剤師に提供することにより，医療提供施設相互間の業務の連携の推進に努めなければならない。
(2)医療関係者は，医療を受ける者に必要な薬剤及び医薬品の安定的な供給を図るとともに，薬局において薬剤師による情報の提供が円滑になされるよう配慮しなければならない。

改正前：地域医療へのさらなる貢献が期待されている

薬剤師法において薬剤師は，「調剤，医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって，公衆衛生の向上及び増進に寄与し，もつて国民の健康を保全し増保する」ことが求められています。また，医療法において薬剤師は，医師や歯科医師，看護師とともに「医療の担い手」と明記され，医療の基本理念に基づき，患者に対して良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならないとされています。さらに医療法において薬局は，病院や診療所と並んで医療提供施設[※9]とされ，地域医療における法律上の責務が課されています。

以上によりまず薬局は，地域包括ケアシステムの一員として，患者の状態の継続的な把握，服薬

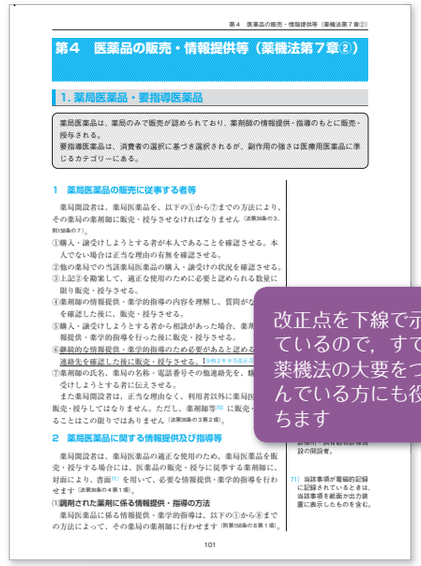
第４ 医薬品の販売・情報提供等（薬機法第７章②）

第４ 医薬品の販売・情報提供等（薬機法第７章②）

1. 薬局医薬品・要指導医薬品

薬局医薬品は，薬局のみで販売が認められており，薬剤師の情報提供・指導のもとに販売・授与される。
要指導医薬品は，消費者の選択に基づき選択されるが，副作用の強さは医療用医薬品に準じるカテゴリーにある。

1 薬局医薬品の販売に従事する者等

薬局開設者は，薬局医薬品を，以下の①から⑤までの方法により，その薬局の薬剤師に販売・授与させなければなりません（薬機法施行規則第15条の７）。

①購入・譲受けしようとする者が未入であることを確認させる。未入でない場合は正当な理由の有無を確認させる。
②他の薬局での当該薬局医薬品の購入・譲受けの状況を確認させる。
③上記②を踏まえて，適正な使用のために必要と認められる数量に限り販売・授与させる。
④薬剤師の情報提供・薬学的指導の内容を理解し，質問がある場合には，その確認した後に，販売・授与させる。
⑤購入・譲受けしようとする者から相談があった場合，薬剤師に，情報提供・薬学的指導を行った後に販売・授与させる。
⑥継続的な情報提供・薬学的指導のために必要があると認められるときは，連絡先を確認した後に販売・授与させる。
⑦薬剤師の氏名，薬局の名称・電話番号その他連絡先を，購入・譲受けしようとする者に伝えさせる。

また薬局開設者は，正当な理由なく，利用者以外に薬局医薬品を販売・授与してはなりません。ただし，薬剤師等[※10]に販売・授与することはこの限りではありません（薬機法施行規則第15条の３の２第２項）。

2 薬局医薬品に関する情報提供及び指導等

薬局開設者は，薬局医薬品の適正な使用のため，薬局医薬品を販売・授与する場合には，医薬品の販売・授与に従事する薬剤師に，対面により，書面[※11]を用いて，必要な情報提供・薬学的指導を行わせます（薬機法施行規則第15条の４第１項）。

(1)調剤された薬剤に係る情報提供・指導の方法

薬局医薬品に係る情報提供・薬学的指導は，以下の①から⑤までの方法によって，その薬局の薬剤師に行わせます（則第15条の４第１項）。

何がどう変わったのか，「改正前」「改正後」のポイントについて，図表を多用して解説

改正点を下線で示しているので，すでに薬機法の大要をつかんでいる方にも役立ちます

かかりつけ医のための

認知症マニュアル

第２版	令和２年３月発刊

公益社団法人 日本医師会　編

定価　**本体 1,000 円＋税（税込 1,100 円）**　　B5判 136頁

ISBN978-4-7894-1827-0 C3047 ￥1000E

商品 No.160461

「認知症施策推進大綱」をはじめとした，我が国の認知症施策の新しい展開に対応！

●認知症の専門医ではない地域の「かかりつけ医」が，日常診療において認知症の方と家族に対応する際に参考とすべき点をまとめた書籍です。患者の方の変化に気づくことで早期対応を行うためのポイントや，認知症の診断基準，そして専門医への紹介や介護・福祉サービスとの連携を行う際の具体的な手続きなどをわかりやすくまとめています。

●本書は，「かかりつけ医」が先頭に立って認知症発症のリスクを軽減，進行を抑制し，認知症の人の意見が尊重され，住み慣れた地域や環境による生活が持続できる社会の実現のため，医療機関の対応力向上を目指します。

●「認知症疾患医療センター」などにおける研修用テキストとしても活用できます。

本書の構成

第２版刊行にあたって／はじめに
第１章　認知症施策の現状について
第２章　認知症の診断と評価指標
第３章　認知症の治療と症状への対応
第４章　認知症の予防
第５章　かかりつけ医を中心とした認知症の人にやさしい地域づくり
おわりに

監修　西島英利／著　阿部康二　池田学　浦上克哉　江澤和彦　瀬戸裕司　武田章敬　渡辺憲

中小医療機関のための

BCP 策定マニュアル

第１版	令和２年３月発刊

本田　茂樹　著

定価　**本体 2,200 円+税（税込 2,420 円）**　　B5判 2色 160頁

ISBN978-4-7894-0620-8 C3047 ¥2200E

商品 No.160230

医療機関の機能確保と診療の継続のためにBCP（事業継続計画）策定の指南書

●BCP（Business Continuity Plan；事業継続計画）とは，自然災害のほか，大事故，感染症のまん延（パンデミック），テロ等の事件など，突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても，重要な事業を中断させない，または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針，体制，手順等を示した計画のことです。

●本書は，医療機関のBCP策定の重要性と，基本的な策定の流れを示し，有事における医療機関の機能確保を目指します。

●万が一への備えではなく，常に起こりうる事態に対応するための，必携の書です。

本書の構成

はじめに
Ⅰ　BCPとは何か
　1　BCP（事業継続計画）とは何か／
　2　医療機関におけるBCPの重要性
Ⅱ　防災計画とBCP
　1　防災計画とBCPの関係／2　防災計画の基本を押さえる
Ⅲ　BCP策定の基本
　1　医療機関のBCPを策定する前提／
　2　BCPを策定する目的とその推進体制／3　BCP策定の流れ
Ⅳ　BCPの策定
　1　被害想定を理解する（世の中はどうなるか）／
　2　自院の被害を考える／3　重要業務の把握／
　4　代替戦略（欠ける資源をどのように補うか）をBCPに落とし込む
Ⅴ　病院機能の確保と診療の継続
　1　職員の確保／2　建物の確保／3　設備・医療機器の確保／
　4　ライフラインの確保／5　医薬品の確保／6　情報システムの確保
Ⅵ　実効性の高いBCPのための備え
　1　トリアージ／2　受援計画
【巻末】参考資料
まとめにかえて

関連図書（既刊）

皆保険と医薬品産業の未来に向けて ～薬価制度70年を振り返る

B5判288頁／定価：本体1,800円＋税（税込1,980円）／ISBN978-4-7894-0490-7 C3036 ¥1800E
薬価政策研究会　著　　商品No.000490

◆平成30年11月から社会保険旬報に連載した『薬価制度70年を振り返る』の13回にわたる掲載内容を1冊にまとめました。インタビューや座談会を通して，薬価制度が果たしてきた役割とその意義を考えます。〔令和2年4月発刊〕

標準病名ハンドブック 2017

B5判576頁／定価：本体8,000円＋税（税込8,800円）／ISBN978-4-7894-2800-2 C3047 ¥8000E
一般財団法人医療情報システム開発センター　編集　　商品No.130435

◆平成29年１月１日から適用のＩＣＤ-10（2013）に対応した標準病名マスターに基づく改訂版です。最新のＩＣＤ-10（2013）に基づく紙面構成となっておりますが，ＩＣＤ-10（2003）の番号も併記し，これに差異があるものについては強調表示しています。〔平成29年3月発刊〕

現代診療報酬の史的考察　進化する診療報酬

A5判120頁／定価：本体1,800円＋税（税込1,980円）／ISBN978-4-7894-0675-8 C3047　¥1800E
商品No.160750

◆平成８年診療報酬改定から合計５回の改定を経験した筆者が，厚生労働省保険局医療課長や支払基金における審査の経験を踏まえて，現代診療報酬全体を論考した我が国の初の著作です。◆世界でも類まれな複雑で精緻な我が国の診療報酬について，経験者の体感と貴重な資料に基づき多角的に分析。今後の診療報酬の方向性を探る，医療関係者にとって重要な一冊です。〔令和元年11月発刊〕

よくわかる高血圧と循環器病の予防と管理 高血圧・循環器病予防療養指導士認定試験ガイドブック

B5判304頁／定価：本体3,600円＋税（税込3,960円）／ISBN978-4-7894-6868-8 C3047 ¥3600E
日本高血圧学会，日本循環器病予防学会，日本動脈硬化学会，日本心臓病学会　監修
高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会　編　　商品No.680661

◆「高血圧・循環器病予防療養指導士」の認定試験用のテキストとして活用できるガイドブックです。我が国の循環器疾患の特徴と動向，循環器疾患に対する高血圧のリスクや，検査値の見方，生活習慣との関係，保健指導のポイント，治療の基礎知識等，多岐にわたる内容を網羅。〔令和２年9月発刊〕

う蝕予防の実際　フッ化物局所応用実施マニュアル

A4判176頁／定価：本体3,000円＋税（税込3,300円）／ISBN978-4-7894-0640-6 C3047 ¥3000E
一般社団法人 日本口腔衛生学会　フッ化物応用委員会　編　　商品No.160350

◆歯科医師･歯科衛生士のみなさまをはじめ，フッ化物局所応用に携わるみなさまのお力となるマニュアルとして，フッ化物の効果的で安全な応用法を示した最新の書籍です。◆近年の動向と最新の知見を極力盛り込み，機能性の高いマニュアルを目指して作成した書籍です。〔平成29年6月発刊〕

医師・コメディカルのためのメディカルフィットネス

B5判158頁／定価：本体1,500円＋税（税込1,650円）／ISBN978-4-7894-6820-6 C3047 ¥1500E
日本体力医学会　編・著　　商品No.680605

◆運動指導・運動療法に携わる運動指導者，医師やコメディカル（看護師，保健師，栄養士など）を対象に，医療サポートが必要な人や治療中の人への運動療法のあり方や具体的対策，効果等について解説。フィットネス関係者，医療機関，保健センター，介護施設などで働く専門家，必読の一冊です。〔令和元年９月発刊〕

リウマチ患者さんのＱ＆Ａ　お答えします！ リウマチ患者さんからの100の質問

A4判110頁／定価：本体1,600円＋税（税込1,760円）／ISBN978-4-7894-7945-5 C3047 ¥1600E
日本リウマチ財団　監修　　商品No.790450

◆リウマチ情報センターに寄せられた患者さんからの質問と専門医の回答のなかから，特に重要と思われるＱ＆Ａを100問掲載しています。実際に診療の場でよくきかれる質問を中心に，患者さんの役に立つようまとめています。〔平成29年12月発刊〕

データベース商品 ／令和４年４月版／令和４年４月発売予定（☆商品を除く）

内容	商品名	概要
保険者情報	保険証等番号表 データベース☆	保険者・公費負担者の番号，記号，住所，電話番号など 〔速報版：4月末発売予定，確定版：5月末発売予定〕
適応疾患・算定情報	検査と適応疾患 データベース	診療行為コードごとの検査・病理診断の算定情報／適応疾患，臨床的意義，検体，関連検査，告示・通知，記載要領など
	処置・手術の適応疾患及び特定保険医療材料 データベース☆	診療行為コードごとの処置・手術の算定情報／適応疾患，手技に使用する特定保険医療材料及び使用量，告示・通知，記載要領など 〔8月末発売予定〕
	特材算定 データベース☆	特定器材ごとの特定保険医療材料の算定情報／適応疾患，関連手技，解説，告示・通知など 〔速報版：３月末発売予定，確定版：４月末発売予定〕
	医薬品別適応傷病名 データベース	医薬品コードごとの適応症／添付文書に記載されている適応傷病名を細分化して傷病名コードで収録
品目リスト・製品情報・算定情報	特材品目・算定 データベース☆	特定保険医療材料の品目情報・算定情報／品目ごとの製品情報（製品名，規格，特定器材コードなど），特定器材コードごとの算定情報（適応疾患，関連手技，解説，告示・通知など） 〔速報版：３月末発売予定，確定版：４月末発売予定〕
	在宅医療のために支給できる注射薬 データベース	在宅医療で投与可能な注射薬の品目リスト／医薬品コードごとの算定情報，製品情報など
その他情報	向精神薬（長期処方減算／多剤投与）・一般名処方加算 データベース	医薬品コードごとに点数表に規定されている下記の加算・減算が対象となるものについてフラグ付け及び付加情報を付記したもの （向精神薬多剤投与，向精神薬長期処方減算，一般名処方加算）
	併用禁忌 データベース	医薬品コードごとの併用禁忌情報／添付文書から併用禁忌及び併用禁忌・原則併用禁忌に該当すると判断した内容を医薬品コード対医薬品コードで収録
	病名禁忌 データベース	医薬品コードごとの病名禁忌情報／添付文書の禁忌欄に掲載されている病名を傷病名コードで収録
	重複チェック データベース	医薬品コードごとの成分データ，薬効データ。処方された薬剤が複数ある場合に成分や薬効での重複をチェックできる

※詳細及び価格は出版営業部までお問い合わせください（ダイヤルイン：03-3252-7963）

介護報酬・障害報酬関連図書（令和3年改定対応）

介護報酬の解釈　①単位数表編　令和3年4月版

B5判 1,640頁／定価：本体4,900円+税（税込5,390円）
ISBN978-4-7894-0501-0 C3047 ¥4900E ／商品No.110425

必要な情報を見開きで配置，一覧性に優れた定本
令和3年4月報酬改定後の全容を提示

介護報酬の解釈　②指定基準編　令和3年4月版

B5判 1,584頁／定価：本体4,500円+税（税込4,950円）
ISBN978-4-7894-0502-7 C3047 ¥4500E ／商品No.110426

指定基準と関係通知を集成した基本書
条例制定や事業所・施設運営の一助に

介護報酬の解釈　③ＱＡ・法令編　令和3年4月版

B5判 1,432頁／定価：本体4,500円+税（税込4,950円）
ISBN978-4-7894-0503-4 C3047 ¥4500E ／商品No.110427

厚生労働省発出のＱ＆Ａをサービス別に整理して収載
関係法令も集成，さらに実務に精通するための一冊

介護保険　福祉用具・住宅改修ガイド　令和3年4月版

B5判 336頁／定価：本体2,500円+税（税込2,750円）
ISBN978-4-7894-0310-8 C2032 ¥2500E ／商品No.130280

福祉用具と住宅改修についてわかりやすく解説
制度上の根拠も示しつつ，実務に役立つよう編集

在宅サービス　介護報酬 算定の手引　令和3年4月版

B5判 272頁／定価：本体2,500円+税（税込2,750円）
ISBN978-4-7894-1537-8 C3047 ¥2500E ／商品No.130254

ケアプランの作成から介護報酬の算定・請求まで，
在宅サービス提供の流れに沿ってやさしく解説

障害福祉サービス 報酬の解釈　令和3年4月版

B5判 1,488頁／定価：本体4,600円+税（税込5,060円）
ISBN978-4-7894-1734-1 C3036 ¥4600E ／商品No.160423

単位数表・指定基準からＱＡまで　すべての情報をこの1冊に集約
制度の全体像を解説，単位数表と指定基準は通知と組み合わせて掲載

障害者福祉ガイド 障害者総合支援法の解説　令和3年4月版

B5判 760頁／定価：本体4,000円+税（税込4,400円）
ISBN978-4-7894-0611-6 C3036 ¥4000E ／商品No.160561

障害者総合支援法を中心とした障害者施策の全体像を一冊に
障害者施策の基本を定める障害者基本法，障害者の福祉・所得保障・雇用促進のための関連法を網羅

令和4年 発刊予定一覧

発刊時期	書籍名	頁	定価
告示後	診療報酬点数表　改正点の解説　医科・調剤	4	本体 4,700 円＋税（税込 5,170 円）
	診療報酬点数表　改正点の解説　歯科	6	本体 2,300 円＋税（税込 2,530 円）
	診断群分類点数表　DPC 改正点の解説	7	本体 5,600 円＋税（税込 6,160 円）
３月	医科診療報酬点数表	8	本体 2,700 円＋税（税込 2,970 円）
	薬価基準点数早見表	11	本体 3,600 円＋税（税込 3,960 円）
	保険薬事典 Plus⁺	28	本体 4,600 円＋税（税込 5,060 円）
４月	歯科診療報酬点数表	10	本体 2,000 円＋税（税込 2,200 円）
	検査と適応疾患	24	本体 3,000 円＋税（税込 3,300 円）
	薬効・薬価リスト	26	本体 6,500 円＋税（税込 7,150 円）
	投薬禁忌リスト	27	本体 4,200 円＋税（税込 4,620 円）
	特材算定ハンドブック	30	本体 5,000 円＋税（税込 5,500 円）
	レセプト作成テキストブック	40	本体 3,500 円＋税（税込 3,850 円）
	保険診療　基本法令テキストブック	41	本体 2,200 円＋税（税込 2,420 円）
	社会保険のてびき	43	本体 2,200 円＋税（税込 2,420 円）
	社会保険の事務手続（総合版）	43	本体 1,200 円＋税（税込 1,320 円）
５月	新明細書の記載要領	32	本体 2,900 円＋税（税込 3,190 円）
	保険者、公費負担者　番号・記号表	34	本体 8,000 円＋税（税込 8,800 円）
６月	医科点数表の解釈	12	本体 5,900 円＋税（税込 6,490 円）
	歯科点数表の解釈	16	本体 4,700 円＋税（税込 5,170 円）
	調剤報酬点数表の解釈	17	本体 3,900 円＋税（税込 4,290 円）
	DPC 電子点数表　診断群分類点数表のてびき	18	本体 6,700 円＋税（税込 7,370 円）
	施設基準等の事務手引	20	本体 5,400 円＋税（税込 5,940 円）
	訪問看護業務の手引	35	本体 3,800 円＋税（税込 4,180 円）
	DPC の基礎知識	39	本体 1,500 円＋税（税込 1,650 円）
	事例で学ぶ　歯科レセプト　作成と点検	42	本体 4,000 円＋税（税込 4,400 円）
７月	療養費の支給基準	38	本体 2,800 円＋税（税込 3,080 円）
	障害年金と診断書	43	本体 2,000 円＋税（税込 2,200 円）
８月	ジェネリック医薬品リスト	29	本体 3,400 円＋税（税込 3,740 円）
10月	看護関連施設基準・食事療養等の実際	22	本体 4,500 円＋税（税込 4,950 円）
	診療報酬とカルテ記載	31	本体 3,900 円＋税（税込 4,290 円）
	医療・介護 給付調整ガイド	36	本体 3,000 円＋税（税込 3,300 円）

社会保険研究所 発行

社会保険旬報 ご購読のご案内

1941年からスタートした，社会保障の歴史とともに歩んできた信頼のおける定期刊行物です。
医療提供に関わるすべての皆さまに，事業経営に役立つ情報をお伝えします。制度のあり方を
読者とともに考える企画も打ち出していきます。

主な内容

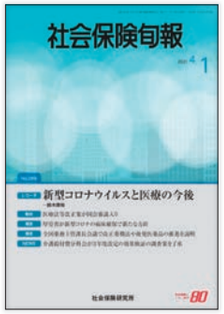

- インタビュー 座談会　各分野の学識者や行政の担当者，医療関係団体トップから明日につながる話題を引き出します
- 論評　医療関係者が直面する課題について，第一線の研究者による分析・考察を掲載します
- レコーダ　講演・セミナーや行政・各種団体の会議から注目度の高いものをピックアップ。詳細に報告します
- 動向　診療報酬改定や医療保険制度改革，地域包括ケアなどの動きを多角的な情報から考察します
- レポート　医療・介護福祉などの現場の最前線の状況を紹介します
- 座標 潮流 News　各種調査結果や審議会・中医協などの動きを正確に伝えます

毎月３回発行

仕様　B5 判／約 42 頁 1 色
発行　毎月 3 回（1 日、11 日、21 日）
年間購読料　38,808円(税込) 1冊1,078円(税込)
※年間購読の場合，送料は無料です

記事見本，購読のお申込み，見本誌のご請求は
https://shop.shaho.co.jp/junpo/
TEL 03-3252-7901 まで

制度改正の動向を 日々更新中！
制度・実務に強い，医療・介護の情報提供サイト

登録会員募集中！（無料）

社会保険旬報 Web 医療と介護

URL https://info.shaho.co.jp/iryou/

会員登録（無料）をお願いします！

最新のニュースをお届けするため，「Web 医療と介護」への会員登録（無料）をおすすめします。ご登録いただきますと，会員向けの記事をお読みいただけるほか，記事の保存（クリッピング）など，様々なサービスをご利用いただけるようになります。

＼ さらに便利になりました! ／

オンライン ブックストア
社会保険研究所

https://shop.shaho.co.jp

スマートフォン・タブレット・PC に対応

資料ダウンロード
書籍の追補や参考情報を
PDFで提供

マイページ機能
宛て先入力や購入履歴
確認がかんたんに

お待たせしました
クレジットカード決済に対応！

必要な書籍が探しやすくて，いち早く届く

社会保険研究所ブックストア　検索

株式会社 **社会保険研究所** since1941

東 京	〒101-8522	千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282	☎ (03) 3252-7901　FAX (03) 3252-7977
中 部	〒461-0001	名古屋市東区泉 1-13-36 パークサイド 1336 ビル	☎ (052) 951-0261　FAX (052) 951-5165
関 西	〒542-0012	大阪市中央区谷町 9-1-18 アクセス谷町ビル	☎ (06) 6765-7836　FAX (06) 6765-8334
中 国	〒730-0012	広島市中区上八丁堀 5-15 新沢ビル	☎ (082) 223-2707　FAX (082) 223-2728

令和４年１月作成